

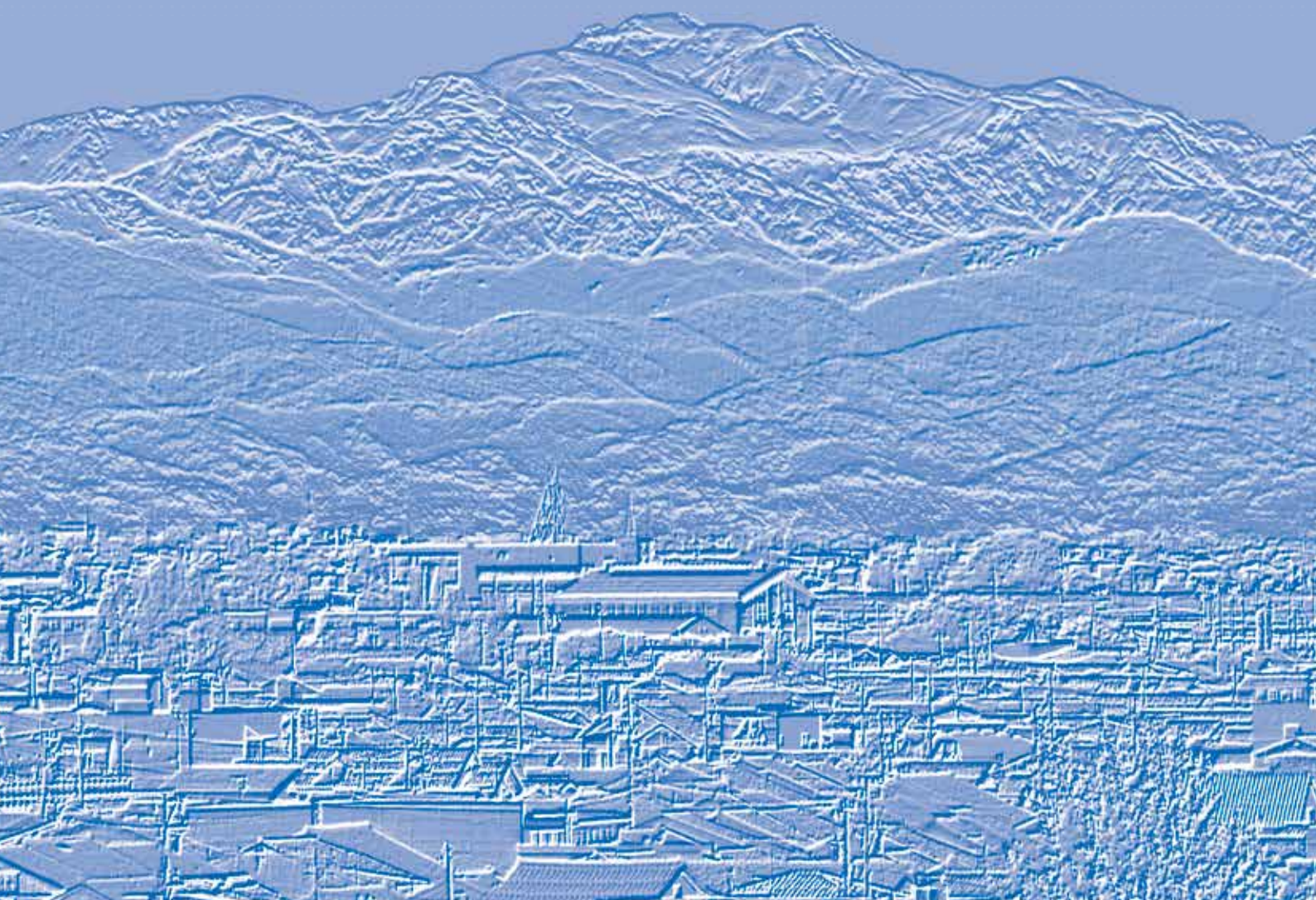
健康

笑顔

元気

第2次白山市総合計画

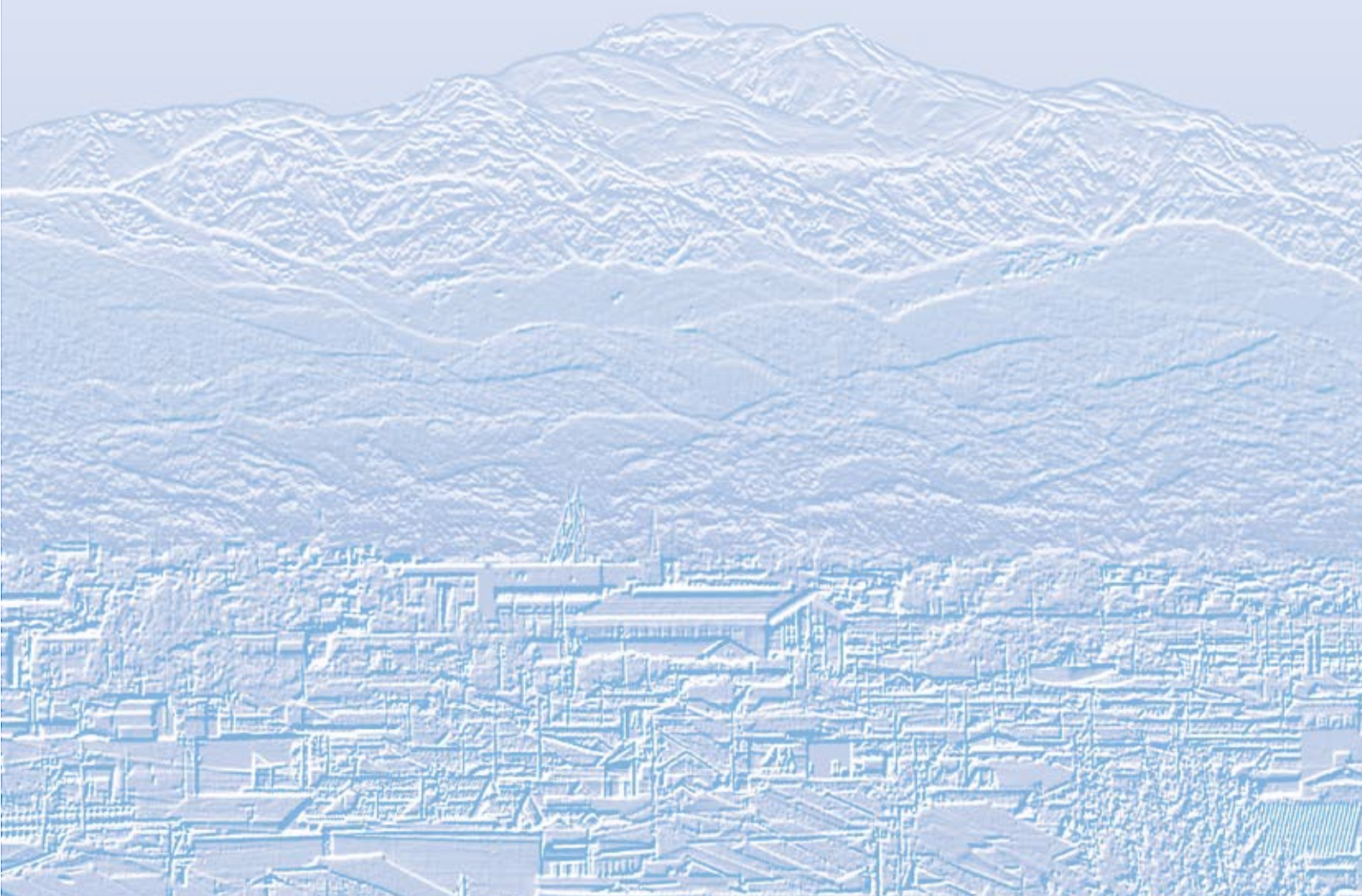
2017～2026



白山市

第2次白山市総合計画

2017～2026



市 章



青空にそびえる緑豊かな白山を象徴として中央に配置し、そのふもとに流れる3本の潮流は、上の1本が手取川、下の2本は日本海を表現しています。

右上がりのだ円に包まれた造形は、豊かな自然にはぐくまれ、未来へ発展し続ける白山市を表しています。

白山市の花・木・鳥（平成19年11月3日制定）



市の花「あさがお」



市の木「ぶ な」



写真提供 関 幸良さん

市の鳥「うぐいす」

「健康で笑顔あふれる 元気都市 白山」をめざして



このたび、本市のこれからの新たなまちづくりの指針として
「第2次白山市総合計画」を策定いたしました。

本計画は、本市の10年先を見据えた視点から、人口減少や少子高齢化に対応し、未来に明るく、夢と希望にあふれ、活力あるまちを目指すための方向性を示す重要な計画です。

策定にあたっては、まちづくりの主役となる市民の皆様がいつまでも健康で活躍でき、笑顔あふれ、人も自然も産業も元気に輝くまちを創造し、本市の豊かな自然とともに、次世代に引き継ぐという強い思いを込め、「健康」「笑顔」「元気」の3つの柱を掲げました。

これら「健康」「笑顔」「元気」を基本理念とする将来都市像「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」の実現に向け、これからの新たなまちづくりを、市民の皆様との対話を重ねながら、共に進めてまいります。

本計画のスタートとなる本年は、市名の由来でもあります「白山」が、開山1300年を迎えます。これからも「白山」の恵みに感謝し、市民の幸せを第一に考え、住み良いまちづくりに誠心誠意、努力いたす覚悟でありますので、一層のご指導とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、総合計画基本構想策定市民会議をはじめ、市民アンケート、市民フォーラム、まちづくりワークショップ、小中学生による子ども会議などを通じて貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様、及び熱心にご審議賜りました総合計画審議会委員、市議会議員の皆様並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

白山市長

山田 龍太郎

白山市民憲章（平成20年11月3日制定）

わたくしたち白山市民は、霊峰白山のもと清らかな手取川の恵みを受け、歴史と文化を育んできました。

この白山市に誇りと責任をもち、未来に向かって、夢あふれる住みよいまちをつくります。

- ・ 生命を尊いのちび、健とうとやかな心と体を育みます。
- ・ 自然を愛し、共に生きる美しいまちをつくります。
- ・ 歴史と伝統に学び、未来につながる文化を育てます。
- ・ 豊かな感性と、思いやりの心を大切にします。
- ・ 働くこと学ぶことを喜び、活力あるまちをつくります。

白山市子ども憲章（平成20年11月3日制定）

私わたしたち白山市の子こどもは、豊ゆたかな自然しぜんと地ち域いきの人ひとたちに守まもられてきました。
これからこのふるさとを大切たいせつにし、元げん気で幸しあわせ福くに暮めらせるままちづくりを目標めざします。

- (生いのち命めい) みんなの生命を大切たいせつにして、元げん気な心と体からだをつくっていこう！
- (安あん心しん) 私わたしたちはひとりじゃないから、たたくさんの人ひととのつなつながりを感じていこう！
- (思おもいやり) やきさしい気持きもちと、おお互たがいを思おもいやる心こころを大切たいせつにしていこう！
- (遊あそび・学まなび) みたのんなで楽あそしく遊あそんだり学まなんだりして、今いまでできることかかんらがんばっていこう！
- (参さん加か) 子こどももおおとなも同おなじ人にんげんだから、みかんんなでいっいっしょに考かんがえていこう！

白山市民の歌（平成23年4月1日制定）

作詞 長橋 正宣 作曲 木下 牧子

白山空に	かがやいて	豊かな恵み	はぐくんで	夕日に波も	きらめいて
朝の陽句う	平和郷	流れも弾む	手取川	潮の香優し	日本海
大地も目覚め	いきいきと	四季鮮やかな	いろどりの	働く日々の	よろこびと
自然の息吹き	満ちわたる	出湯の里も	夢さそう	明日への意気が	盛りあがる
ふるさと白山	このまちに	ふるさと白山	このまちに	ふるさと白山	このまちに
みんな幸せ	いつまでも	みんな幸せ	いつまでも	みんな幸せ	いつまでも
				ふるさと白山	このまちに
				みんな幸せ	いつまでも



目 次

第1部 序 論

● 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間と構成	3

第2部 基本構想

第1章 将来都市像と基本理念

1 節 将来都市像	6
2 節 基本理念	7

第2章 主要指標の見通し

1 節 人口・世帯数	8
2 節 年齢構成	9
3 節 産業別就業人口	10

第3章 まちづくりの目標

1 節 まちづくりの目標	11
2 節 将来都市構造	16

第3部 重点プロジェクト

● 重点プロジェクト	
健康・笑顔・元気プロジェクト	21

第4部 基本計画

● 基本計画の施策体系	30
-------------------	----

第1章 誰もが健康でいきいきと暮らし続けられるまちづくり	健康・福祉	
1節 お互いに支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進します		34
2節 安心して子育てができる環境をつくれます		36
3節 高齢者や障害者等が生きがいを持って暮らせる環境をつくれます		40
4節 市民が健康でいきいきと暮らせる環境をつくれます		46
5節 安心して暮らせる公的保険制度等の充実を図ります		50
第2章 地域ぐるみで豊かな心と体を育み健康で活躍できるまちづくり	教育・スポーツ	
1節 心豊かに学び育み地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進します		54
2節 健康な心身を育む生涯学習・スポーツを推進します		60
第3章 人と地域の交流で笑顔が生まれる市民主体のまちづくり	市民生活	
1節 地域の特性を活かした笑顔生まれる協働のまちづくりを推進します		68
2節 豊かな自然と調和した良好な生活環境をつくれます		76
第4章 市民の暮らしを支える快適で笑顔あふれる安全なまちづくり	都市基盤	
1節 円滑に移動できる交通環境を整備します		84
2節 暮らしやすさを実感できる魅力ある都市基盤を整備します		88
3節 災害に強く安全・安心なまちづくりを推進します		94
4節 市民の暮らしを守る社会をつくれます		100

第5章 賑わいと活力がみなぎる元気なまちづくり **産業**

- 1 節 強い農林水産業づくりを推進します106
- 2 節 賑わいと活力を創出する商工業の振興を推進します112
- 3 節 若者の地元就職の拡大に向けた環境をつくれます118

第6章 自然・歴史・文化と人が交わり元気に輝くまちづくり **観光・文化**

- 1 節 自然・歴史・文化等の多様な魅力を活かした観光の振興を推進します …122
- 2 節 白山文化・白山ブランドの確立と魅力を発信します128
- 3 節 国内外の多様な交流と賑わいを推進します132

第7章 市民の信頼に応えるまちづくり **行財政**

- 1 節 質の高い行政サービスの提供と持続可能な行政経営を確立します136

資料編

- 1 目標指標一覧144
- 2 策定体制159
- 3 策定経過160
- 4 諮問書・答申書162
- 5 市民参画164
- 6 市民アンケート167
- 7 審議会等委員名簿170
- 8 用語解説171



第2次白山市総合計画 2017～2026

第1部 序論

総合計画の策定にあたって

● 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成17年2月の合併により「白山市」が誕生した後、平成18年12月に第1次総合計画「白山みらい創造プラン」（計画期間：平成19～28年度）を策定し、将来都市像である「豊かな自然と共生する自立と循環の都市」の実現に向け、様々なまちづくりの取り組みを進めてきました。

この間、少子化による人口減少、高齢化の進展による福祉施策の多様化をはじめ、大規模災害や集中豪雨などの自然災害への対応など、国内外をはじめ社会情勢は大きく変化し、市民の暮らしにも様々な影響が現れています。

このような情勢の中、様々な課題を乗り越え、将来に渡って持続可能なまちづくり、地方創生につながるまちづくりを進めていくためには、市民、地域、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、協働と連携により取り組みを進めていくことが重要です。

また、白山市には、日本三名山の一つである白山、豊富な水量を誇る手取川水系、白砂青松の日本海など、全国に誇ることが出来る自然環境や幾多の伝統文化があり、これらの魅力に磨きをかけ、継承していくことが大切になります。

このため、白山市の魅力を最大限に活かしながら、11万人の市民が将来にわたって安心して住み続けたいと思えるまちづくりの取り組みを進め、市民一人ひとりが生涯を通して心身ともに「健康」で活躍し、まち全体が「笑顔」あふれる、「人が元気」「自然が元気」「産業が元気」な白山市を実現し、豊かな自然とともに将来に引き継ぐため、平成29（2017）年度から10年間を展望した新たな総合計画を策定するものです。



2 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

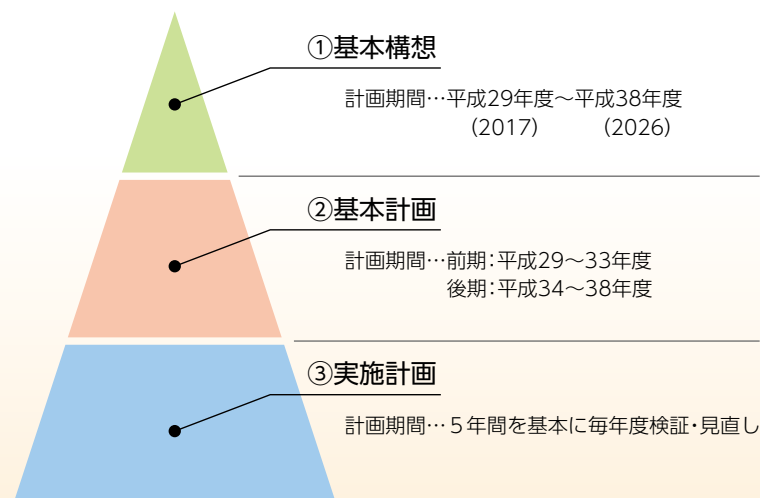
総合計画の期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までの10年間とします。

(2) 計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画で構成します。また、基本計画に伴う中期的な事業計画を実施計画として別に定めます。

- ① 基本構想は、まちづくりの基本理念と目指す将来都市像を掲げ、その実現のためのまちづくりの目標を示すものです。
- ② 基本計画は、基本構想で示したまちづくりの目標を実現するための施策の方向性を具体化し、各分野別の施策を体系的に示すものです。
- ③ 実施計画は、基本計画で示した施策を受け、特に主要な事業について中期的な事業計画を別に策定し、予算編成や事業執行の指針とするものです。

【計画の構成】



第2次白山市総合計画 2017～2026

第2部 基本構想

第1章 将来都市像と基本理念

1節 将来都市像

健康で笑顔あふれる元気都市 白山

～次世代への贈り物 白山の恵みと人集い、活力あふれるまち～

白山市は平成17年に合併して以降これまで、「豊かな自然と共生する自立と循環の都市」を将来像に、様々なまちづくりを展開してきました。

この間、少子化による急激な人口減少、高齢化の進展による福祉施策の多様化など、国や地方を問わない喫緊の課題が山積し、社会情勢は大きな転換期にあります。

こうした不透明な時であるからこそ、私たち白山市民は互いを敬い、尊重し、協力し合う中で、他に誇ることのできる次世代への贈り物「白山市」を創造し、引き継いで行かなければなりません。併せて、私たちの白山市には、多様な自然、幾多の伝統文化があります。これらが調和し、それぞれを活かし、紡ぎ、継承することが何より大切です。

私たちはこれらを念頭に、あらゆる施策を推進し、未来に明るい、夢と希望あふれる、「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」を実現するため、市民協働で確実なる歩みを進めます。

2節 基本理念

健康 …… 市民一人ひとりが健康で活躍するまち

まちづくりの主役は、白山市で生まれ育った人、白山市に新たに住む人、白山市を訪れる人、白山市で働く人、白山市を愛する人など、全ての「市民」です。

全ての「市民」が、家庭や地域、社会などの様々な舞台で個性を発揮し、一人ひとりが心も体も健康で、活躍するまちをめざします。

笑顔 …… 地域や世代を超えた交流による笑顔あふれるまち

県内最大の市域を誇る白山市には、様々な地域があり、多様な価値観をもった「市民」が生活を営んでおり、様々な可能性に満ちあふれています。

これら様々な可能性の具現化に向け、全ての「市民」が、ふるさと白山市への郷土愛を持ち、互いを尊重し、協力し合いながら、自ら楽しみチャレンジすることにより、地域や世代を超えた交流が生まれ、笑顔あふれるまちをめざします。

元気 …… 人も自然も産業も元気なまち

白山市には、白山、手取川、日本海などの自然の恵みに育まれた歴史、伝統、文化、産業、そして「市民」の活動があり、多くの魅力が凝縮されています。

この多様な魅力を最大限に引き出し、育むとともに、新たな魅力を創造することで、人も自然も産業も元気に輝き、活力みなぎるまちをめざします。



第2章 主要指標の見通し

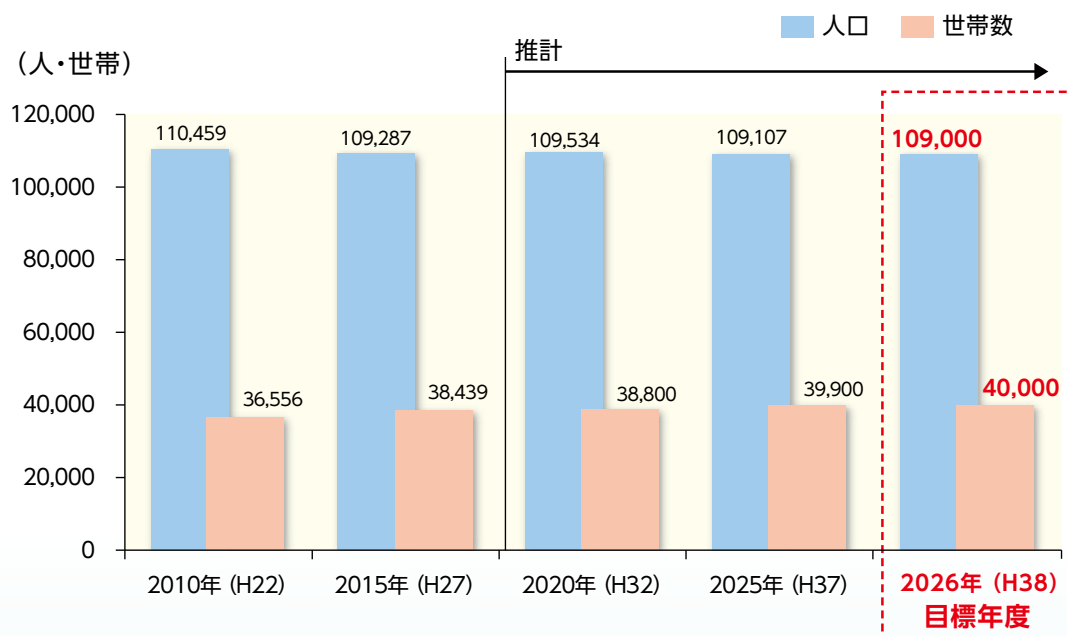
1節 人口・世帯数

第2次白山市総合計画の策定に先立ち、平成27年10月にとりまとめた「白山市人口ビジョン」において、平成72（2060）年までの長期的な人口の将来展望を示しています。

白山市の人口の将来展望は、国全体の「出生率の向上」の取り組みや、「市外への転出抑制」、「市外からの若年世帯を中心とした移住促進」を積極的に推進し、その効果を想定した推計を行った結果、平成72（2060）年で99,514人となります。

以上の推計結果を踏まえ、本計画の目標年次である平成38（2026）年の目標人口を109,000人と設定します。また、平成38（2026）年における世帯人員は2.73人/世帯（平成22年から0.30人/世帯の減少）、世帯数は40,000世帯（平成22年から約3,400世帯の増加）を見込みます。

【人口と世帯数】

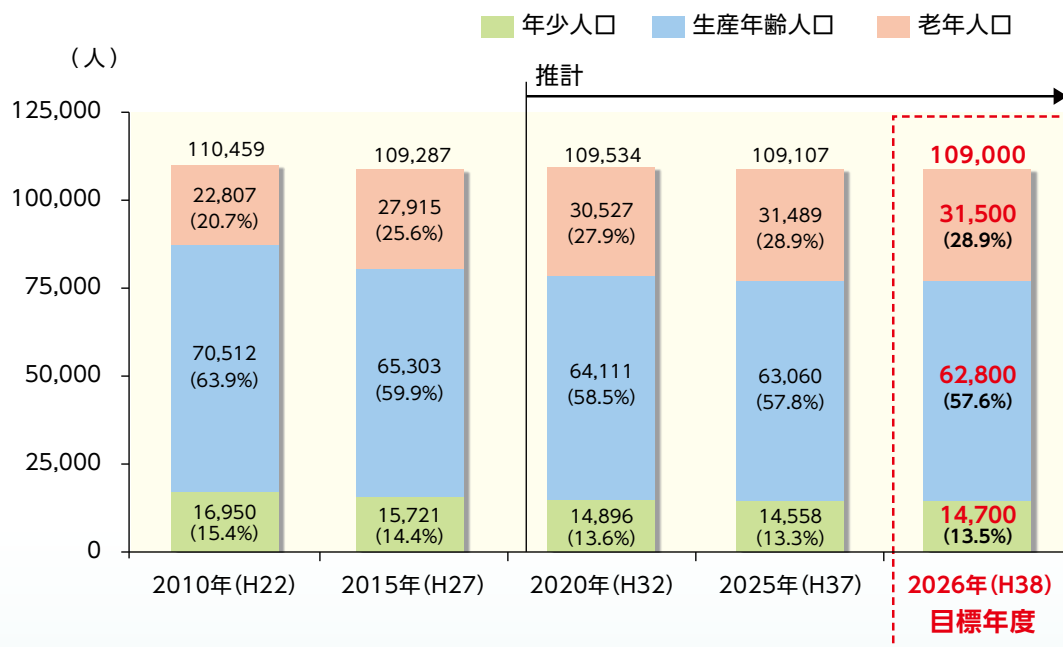


※2010年(H22)、2015年(H27)は「国勢調査」、2020年(H32)から2026年(H38)は「白山市人口ビジョン」に基づく推計値

2節 年齢構成

今後も少子高齢化が進行することが予測される中、出生率の改善及び転出抑制と転入促進により、平成38（2026）年の年少人口（0～14歳）は14,700人（構成比13.5%）、生産年齢人口（15～64歳）は62,800人（構成比57.6%）、老年人口（65歳以上）は31,500人（構成比28.9%）を見込みます。

【年齢別人口】



※ 2010年 (H22)、2015年 (H27)は「国勢調査」、2020年 (H32)から2026年 (H38)は「白山市人口ビジョン」に基づく推計値

※ 2010年 (H22)、2015年 (H27)の総人口には「年齢不詳」の人口を含むため、年齢別人口を合計したものと総人口は一致しない。割合は、分母から「年齢不詳」を除いて算出している。



3節 産業別就業人口

就業人口は、人口減少に伴って減少傾向にあり、平成38（2026）年には53,300人（平成22年から約4,100人の減少）を見込みます。

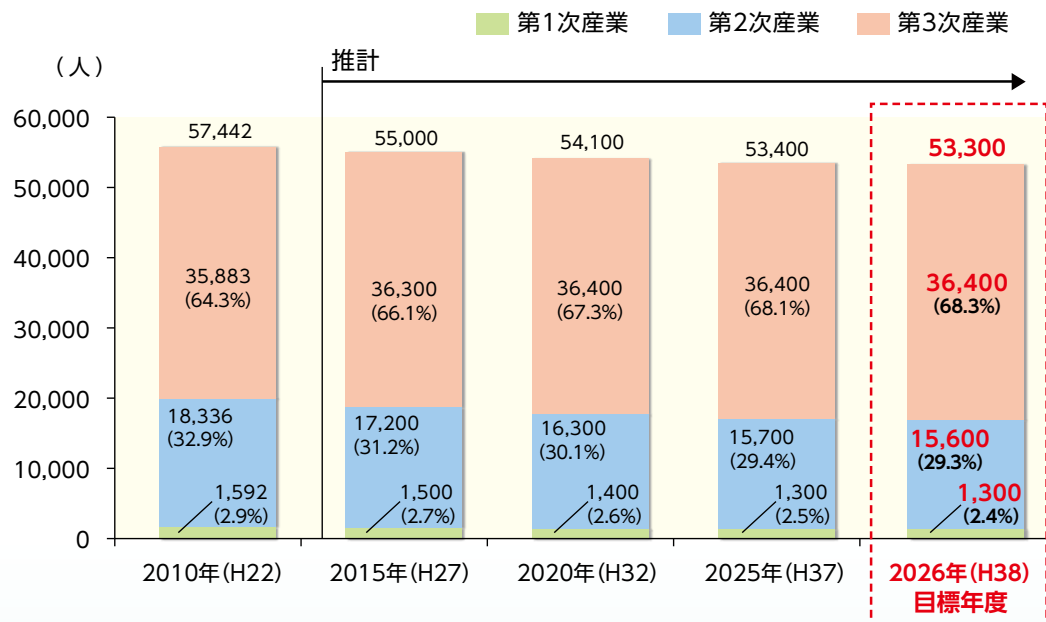
産業別の就業人口においては、第1次産業、第2次産業は今後も減少を続け、第3次産業は横ばいで推移することが見込まれます。

第1次産業 1,300人（構成比 2.4%）

第2次産業 15,600人（構成比 29.3%）

第3次産業 36,400人（構成比 68.3%）

【産業別就業人口】



※2010年 (H22) は「国勢調査」、2015年 (H27) から2026年 (H38) は推計値

※2010年 (H22) の就業人口の合計には「分類不能の産業」の人口を含むため、産業別就業人口を合計したものと就業人口の合計は一致しない。割合は、分母から「分類不能の産業」を除いて算出している。

第3章 まちづくりの目標

1 節 まちづくりの目標

将来都市像の実現に向けて、基本理念である「健康」「笑顔」「元気」のもと、分野別に7つのまちづくりの目標を設定し、施策を展開します。

目標 1

誰もが健康でいきいきと暮らし続けられるまちづくり

健康・福祉

目標 2

地域ぐるみで豊かな心と体を育み健康で活躍できるまちづくり

教育・スポーツ

目標 3

人と地域の交流で笑顔が生まれる市民主体のまちづくり

市民生活

目標 4

市民の暮らしを支える快適で笑顔あふれる安全なまちづくり

都市基盤

目標 5

賑わいと活力がみなぎる元気なまちづくり

産 業

目標 6

自然・歴史・文化と人が交わり元気に輝くまちづくり

観光・文化

目標 7

市民の信頼に応えるまちづくり

行財政



目標 1

誰もが健康でいきいきと暮らし続けられるまちづくり

健康・福祉

市民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、子育て環境の充実を図るほか、高齢者や障害者が社会参加・活躍でき、健康でいきいきと暮らせる白山市をつくることが不可欠です。

そして、すべての人が世代を超えて互いに認め合い、市民力や地域力を高めながら、一人ひとりが充実した生活を送ることができる社会を構築していくことが大切です。

このことから、保健・医療・福祉に関する市民サービスを計画的・総合的に充実させるとともに、地域での支え合いを強化し、誰もが健康でいきいきと暮らし続けられるまちをめざします。

目標 2

地域ぐるみで豊かな心と体を育み健康で活躍できるまちづくり

教育・スポーツ

次代を担う子どもや若者が、確かな学力や豊かな心を育み、たくましい体をつくり、何事にもチャレンジできる力を身につけるためには、教育や文化・スポーツが重要な役割を果たします。

また、誰もが充実した人生を送るためには、生涯学習や生涯スポーツなどを通じて、地域で学び、生きがいを持てる環境づくりも大切です。

このことから、市民の「郷土愛」を育みながら、変化する時代の流れに適応し、次代の担い手として成長できるよう、学校教育やスポーツ環境の充実を図るとともに、家庭・地域・学校の連携による教育活動の推進や、生涯学び続けられる環境の整備などにより、健康で心豊かに活躍できるまちをめざします。

目標 3

人と地域の交流で笑顔が生まれる市民主体のまちづくり

市民生活

まちづくりの原動力は人であり、それらの人が集うことでコミュニティが形成されます。地域では町内会をはじめ、子どもの会、青壮年の会、女性の会、高齢者の会などの組織や公民館などによる様々なまちづくり活動が展開されています。

このような地域のコミュニティを主体としたまちづくり活動に加え、企業や大学、ボランティア、NPO、そして市民との協働により地域社会の課題解決を図っていくコミュニティなどを育み、まちづくりを実践していくことが重要です。

このことから、市民を主体としたまちづくり活動の支援やまちづくりへの参画機会を拡充し、地域コミュニティの活性化と交流の促進を図り、互いに思いやりを持ちながら、豊かな人間関係が構築できる地域社会づくりを推進します。

さらに、豊かな自然環境や良好な生活環境を維持・充実し、次世代に引き継ぎ、「住んでみたい、住み続けたい」と思える笑顔輝く市民主体のまちをめざします。

目標 4

市民の暮らしを支える快適で笑顔あふれる安全なまちづくり

都市基盤

安全で快適な暮らしや活力ある産業の振興などを実現していくためには、道路や公園、上下水道などの都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新をはじめ、老朽化が目立つインフラの最適化や、交通環境の充実などに取り組んでいく必要があります。

また、これまで災害が少なかった地域特性を活かし、より安全で安心な地域づくりを進めるとともに、若者を中心とした移住・定住の促進、将来の目標人口や都市構造を見据えたまちづくり、計画的な住宅・宅地の整備、空き家の有効活用などを講じることで、住み良さの向上を図ることが求められます。

このことから、白山市の多様な地域の特性を踏まえ、市民の暮らしを支える魅力ある都市基盤の整備や、恵まれた自然環境・住環境のPRなどによる移住・定住を促進するとともに、防災・防犯体制の強化などにより、安全・安心で利便性が高いまちづくりを推進し、快適で笑顔あふれる安全なまちをめざします。

目標 5

賑わいと活力がみなぎる元気なまちづくり

産業

白山市は、県内有数のものづくり企業の集積と高い女性就業率を誇っているほか、白山や手取川、日本海の恩恵を受けた豊かな水と農林水産資源を有し、醸造をはじめとした伝統的な発酵食品文化など、多様な魅力があります。

人口減少に伴い国内市場が縮小する中、農林水産業を活かした産地化の強化とブランドの育成、地産地消や6次産業化の推進、空き店舗や空き家などの活用による新たなサービスの展開など、地域資源を活かした地場産業を育てていくとともに、地域産業の高次化等に寄与する企業や先端技術を有する企業の誘致が求められます。

このことから、伝統産業の継承や商店街の活性化、中小企業などの育成・支援に取り組み、既存の産業基盤を活かすとともに、創業への支援や、新たな工業用地の整備による、多様で付加価値の高い産業の集積を図ります。

また、若者をはじめとした市民が魅力を感じる働く場の確保と安心して働ける環境の創出とともに、産学官金などの多様な連携・共存による賑わいと活力がみなぎる元気なまちをめざします。

目標 6

自然・歴史・文化と人が交わり元気に輝くまちづくり

観光・文化

白山市は、日本三名山の一つである白山や、手取川・日本海に育まれた豊かな自然を有するとともに、長い歴史の中で築き上げられた伝統芸能や祭り、食文化など地域固有の歴史・文化が受け継がれてきており、これらの資産を守り、伝えていくとともに、「文化創生都市白山」の魅力を最大限に活かした観光・文化の振興を図る必要があります。

さらに、これらの豊富な資産の価値をとりまとめ、きめ細かなサービスを提供する仕組みを確立し、国内外に広く情報発信していくことが求められます。

このことから、白山市が誇る資産にさらなる磨きをかけ、白山ブランドの向上を図るとともに、多様な人材の受け入れや、国内外を含めた都市間交流を通じ、積極的なシティプロモーションを推進します。

また、市民による自主的な芸術文化活動や、民間による観光振興を支援し、魅力的で元気に輝くまちをめざします。

目標 7

市民の信頼に応えるまちづくり

行財政

行政に対する市民ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、情報通信技術の進化などにも対応しながら、市民サービスの向上を図る必要があります。

一方、将来的な人口減少を見据えた行政運営の効率化を図ることや財政の健全化を維持することも重要です。

このことから、効率的で質の高い行政サービスの提供、自主財源の確保や市債の適正管理に努めた健全な財政運営に取り組むとともに、PDCAマネジメントサイクルにより行財政改革を継続的に進めることで、市民の信頼に応えるまちをめざします。



2節 将来都市構造

白山市が有する豊かな自然環境との調和を重視し、これまでに培われてきた歴史・文化・経済などの特性を活かした魅力ある地域づくりや、暮らしに必要な様々な機能がまとまった快適な生活環境の整備とともに、市内外の連携と交流の促進を目指して、将来都市構造（土地利用ゾーニングと都市軸）を設定し、今後のさらなる人口減少や少子高齢化に対応した計画的で秩序ある土地利用の推進に努めます。

（1）土地利用ゾーニング

① 中心市街地ゾーン

主要な駅周辺のまちなかを『中心市街地ゾーン』として位置付け、人・モノ・情報が集まり、様々な交流が生まれるにぎわいのあるまちづくりに努めます。

② 郊外市街地・工業ゾーン

中心市街地ゾーンの周辺に形成されている住宅地や商業地・工業地などを『郊外市街地・工業ゾーン』として位置付け、職住が調和し、白山市の活力を支えるとともに、安心していきいきとした生活が営めるまちづくりに努めます。

③ 田園・集落ゾーン

手取川扇状地に広がる田園穀倉地帯を『田園・集落ゾーン』として位置付け、営農基盤や居住環境が充実したうるおいのある環境づくりに努めます。

④ 水辺・里山ゾーン

日本海の海岸線や手取川・手取湖などの水辺空間及び丘陵地を『水辺・里山ゾーン』として位置付け、市民・来訪者の交流や自然とのふれあいの場としての環境整備に努めます。

⑤ 山間地ゾーン

豊かな自然が広がる山間地を『山間地ゾーン』として位置付け、貴重な自然環境の保全・整備と快適な利用の両立に努めます。

(2) 都市軸

① 広域連携軸

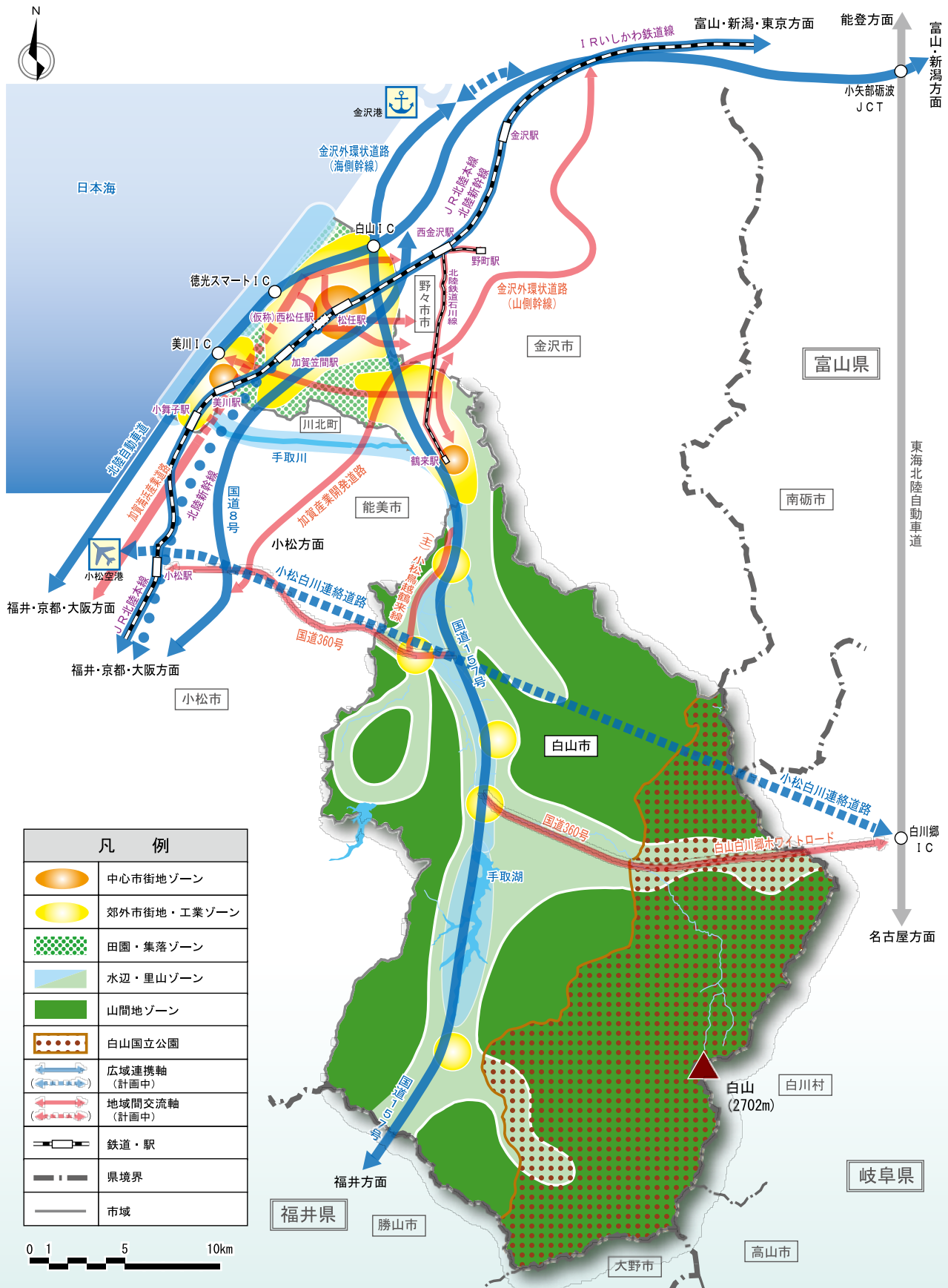
白山市と県外を結ぶ広域的なネットワークや主要な交通結節点へのネットワークを『広域連携軸』として位置付け、交流促進や防災に関する重要な軸として、機能の維持・充実に努めます。

② 地域間交流軸

白山市と近隣市町を結ぶネットワークや市内の主要な幹線道路などを『地域間交流軸』として位置付け、近隣市町との連携を強め、白山市の一体化と交流を促進する重要な軸として、新たな整備や機能の充実に努めます。



【将来都市構造図】



第2次白山市総合計画 2017～2026

第3部 重点プロジェクト

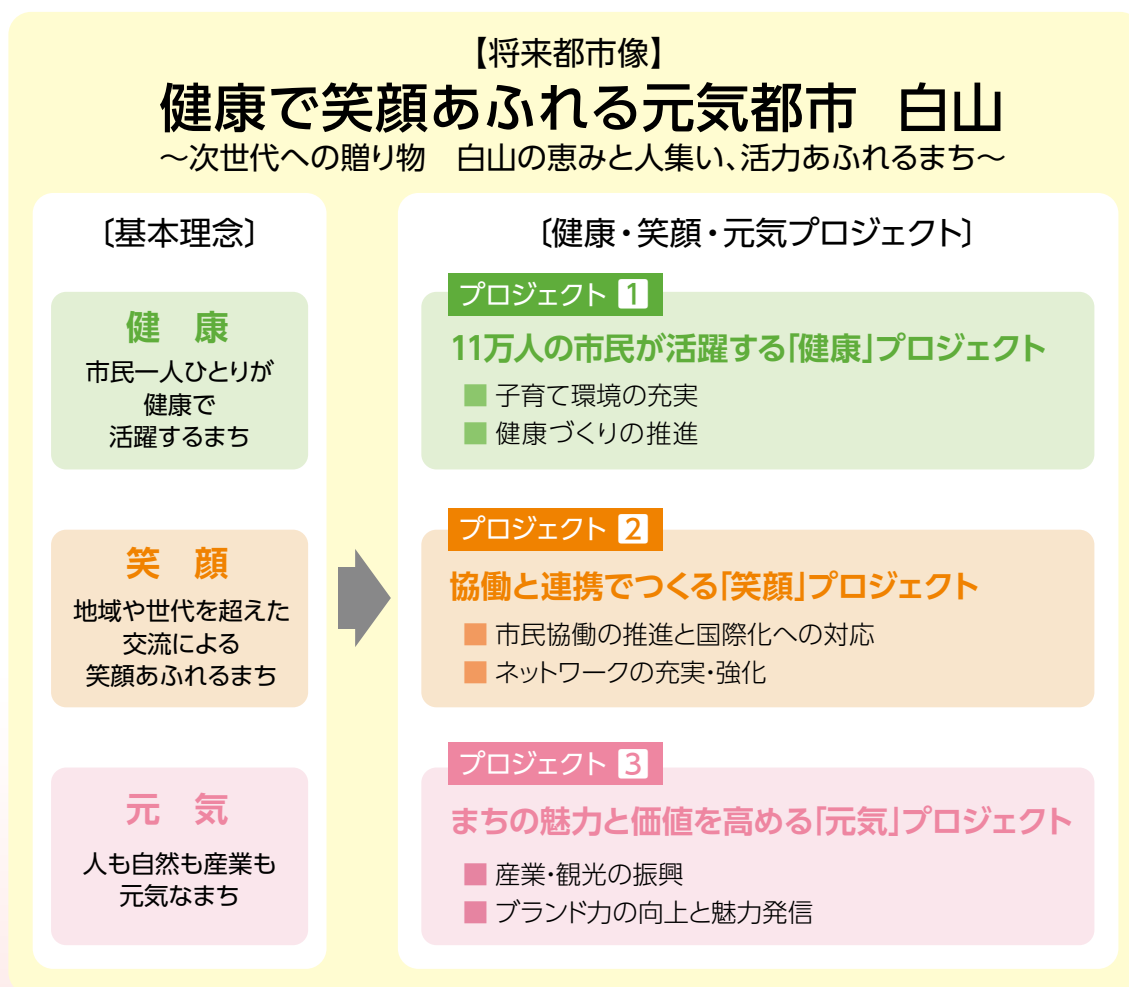
健康・笑顔・元気プロジェクト

● 重点プロジェクト

健康・笑顔・元気プロジェクト

第2次白山市総合計画では、今後の10年先を見据えた視点から、少子高齢化や人口減少に対応し、未来に明るく、夢と希望にあふれた、活力あるまちを目指すため、基本計画の各章に掲げる各種施策を推進するほか、各章を横断した重点的な施策を展開することにより、将来都市像である「健康で笑顔あふれる元気都市 白山 ～次世代への贈り物 白山の恵みと人集い、活力あふれるまち～」を実現させるため、本計画の基本理念である「健康」「笑顔」「元気」の視点から、次の3つのプロジェクトを設定します。

このプロジェクトについては、平成27年度に実施した市民1万人アンケートの調査結果や市民会議、まちづくり会議などを通していただいた様々な市民の声を反映するとともに、将来都市像の実現に向けて実施する様々な施策の中でも、優先度の高い取り組みとして位置づけるものです。



健康・笑顔・元気プロジェクト 1

11万人の市民が活躍する「健康」プロジェクト

将来的に人口減少や少子高齢化が進む中にもあっても、人口や都市の活力を維持するためには、市民一人ひとりが、心も体も健康で、生涯にわたり活躍できる環境をつくるのが大切です。

そのために、より多くの市民が、住み慣れた地域で安心して住み続けられる都市を目指し、子どもを産み育てられる環境を充実させる取り組みを推進するとともに、市民がいきいきと、生涯活躍できる心と体の健康づくりをさらに進める取り組みを推進します。

【数値目標 H38(2026年度)】

- ★ 総人口
109,287人 → 109,000人
(H27)
- ★ 合計特殊出生率
1.49 → 1.70
(H26)
- ★ 人口の社会増減数
▲44人/年 → +140人/年
(H23-27平均) (H34-38平均)

子育て環境の充実

子どもたちは、次代のまちづくりを担うかけがえのない存在であり、この子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりが大切です。

そのために、保育環境の充実や夜間・休日小児医療の診療体制の充実のほか、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めるなど、結婚・妊娠・出産・育児における切れ目のない支援に積極的に取り組みます。

また、若者の地元就職や移住・定住を支援する仕組みやきっかけづくりに積極的に取り組みます。

施策の概要	章-節
● 夜間・休日小児医療の診療体制の構築・充実	1-2-1
● 妊娠出産子育て期の切れ目のない支援体制の構築	
● 放課後児童クラブ・児童館・児童センターの充実	1-2-2
● 「子どもの権利」の啓発	2-2-3
● ワーク・ライフ・バランスの推進	3-1-3
● 新たな住宅取得への支援	4-2-1
● 企業誘致の促進	5-2-1
● 労働環境向上への支援	5-3-1

11万人の市民が活躍する「健康」プロジェクト

健康づくりの推進

本市の活力を維持するためには、誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らし続けられることが大切です。

そのために、適切な生活習慣の確立や健康寿命の延伸に向け、健康を維持するための環境づくりに積極的に取り組みます。

また、交流や学びの場を通じて、地域のつながりを深め、互いに思いやりの気持ちを育みながら、市民が地域や社会で活躍できる環境づくりに積極的に取り組みます。

施策の概要	章-節
● 誰もが支え合う地域づくりの推進 ● 交流の場の提供	1-1-1
● 介護予防の推進 ● 在宅医療と介護連携の推進	1-3-1
● 障害者の社会参加の促進 ● 合理的配慮の提供の推進	1-3-2
● 発達相談の充実	1-3-3
● 生活習慣病の発症及び重症化予防 ● 健康生活支援企業と連携した健康づくりの推進	1-4-1
● 医療と介護が一体的に提供できる基盤の強化 ● 地域医療支援病院機能の充実	1-4-2
● 市民ニーズに即した学習機会の提供	2-2-1
● 健康・体力づくりの推進	2-2-2



健康・笑顔・元気プロジェクト 2

協働と連携でつくる「笑顔」プロジェクト

市民が、白山市に誇りを持ち、互いに尊重し合い、地域や世代を超えた協働と連携によるまちづくりが大切です。

そのために、郷土を理解し、愛着と誇りを持つ心を育む取り組みを推進するとともに、様々な課題を解決し、活力ある地域を維持できるよう、人と人、地域と地域が互いに支え合う協働と連携のまちづくりを推進します。

【数値目標 H38(2026年度)】

★ 世代間・地域間交流事業

参加者数

9,195人/年 → 10,000人/年
(H27)

★ 大学との連携事業数

37件/年 → 55件/年
(H27)

市民協働の推進と国際化への対応

まちづくりの主役である市民一人ひとりが、それぞれの個性を発揮し、協力し合いながら、よりよい地域づくりのために活躍できる環境をつくるのが大切です。

そのために、地域の課題を解決できるよう、市民相互の交流を深めつつ、市民と行政との協働をさらに進めるための体制や仕組みづくりを進めるとともに、地域の伝統行事や文化活動に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。

また、進展する国際化に対応するため、小中学校における英語教育の充実を図るとともに、市民と外国人が交流しやすい環境づくりに積極的に取り組みます。

施策の概要	章-節
● 外国語指導助手の配置	2-1-1
● 地域を支える人材・団体の育成 ● ふるさと学習事業の提供	3-1-1
● 新たなまちづくりに向けた取り組みの推進 ● ボランティア意識の啓発と参加の促進	3-1-2
● 自主防災組織体制の強化	4-3-2
● インバウンド事業の推進	6-1-3
● 市民のグローバル化への対応 ● 外国人住民の地域参画の推進	6-3-1

協働・連携でつくる「笑顔」プロジェクト

ネットワークの充実・強化

社会の変化に的確に対応しつつ、様々な課題を解決し、活力ある地域を維持し発展させるためには、それぞれの強みを活かした、既存の枠にとらわれない連携を図ることが大切です。

そのために、行政サービスの効率化と向上に向けた周辺自治体との広域連携を推進するほか、多様な連携による市民生活の充実や交流の促進に向け、産学官金や各種団体間の連携強化に積極的に取り組みます。

また、様々な連携を行うために必要な公共交通や道路網の整備促進のほか、各種災害への対策について、積極的に取り組みます。

施策の概要	章-節
● 地域医療連携ネットワークの強化と充実	1-4-2
● 二次交通網の利用促進	4-1-1
● 加賀海浜道路（加賀海浜産業道路）の整備促進 ● 金沢外環状道路（海側幹線）の整備促進	4-1-2
● 地域防災計画の充実	4-3-1
● 産学官金の連携	5-2-2
● 広域圏での観光商品の開発	6-1-2
● 近隣自治体との連携した事業の実施	6-1-3
● 連携中枢都市圏における連携推進	7-1-1



健康・笑顔・元気プロジェクト 3

まちの魅力と価値を高める「元気」プロジェクト

本市には、白山、手取川、日本海に至る豊かな自然に育まれた歴史、伝統、文化、産業、市民活動など、他の地域にはない独自の魅力があり、これらをさらに磨き、育むことで、地域の「価値」を高め、より広くPRすることが大切です。

そのために、本市にある多様な資源を最大限に活かし、農林水産業や商工業、観光などの強化を図るとともに、自然、歴史、文化などのブランド力の向上を図る取り組みを推進します。

【数値目標 H38(2026年度)】

★ 市内従業者数
53,673人 → 56,000人
(H26)

★ 観光入込客数
518万人/年 → 560万人/年
(H27)

〔うち市内宿泊者数〕
247,074人/年(H27)
→ 269,000人/年

産業・観光の振興

広範な市域を有する本市には、様々な自然の恩恵を受けた農林水産資源や製造業をはじめとした県内有数の商工業が集積しており、今後これら各産業のさらなる振興を図ることが大切です。

そのために、白山の恵みである豊富な農林水産資源を活かした産業の振興を推進し、担い手の確保や地産地消の推進等による強い農林水産業づくりに積極的に取り組みます。

また、多様で付加価値の高い、新たな産業の創出のため、企業誘致の促進や創業への支援等の施策に取り組みます。

さらに、観光客が本市の様々な魅力に触れ、交流人口の増加につながるよう、効果的に情報を発信する機能を充実させるなどの施策に積極的に取り組みます。

施策の概要	章-節
● 地場農産物販売施設（道の駅）の整備・充実 ● 森林整備の推進	5-1-1
● 地元製品の消費拡大の推進	5-1-3
● 企業誘致の促進 ● 創業への支援	5-2-1
● 産業観光の拠点充実	6-1-1
● 白山の魅力の発信 ● 鉄道のまちの発信 ● 着地型旅行商品の開発	6-1-2

まちの魅力と価値を高める「元気」プロジェクト

ブランド力の向上と魅力発信

本市には白山、手取川、日本海の豊かな自然や、市内各地域に伝わる歴史、伝統、文化があり、これらの魅力をさらに磨き高めるとともに、次世代に引き継ぐことが大切です。

そのために、本市の豊かな自然環境を保全・継承し、歴史遺産や伝統文化の保護・継承を図るとともに、白山手取川ジオパーク、白山ユネスコエコパークの活動の推進や地産地消に加え、6次産業化の推進等に取り組み、本市の観光資源のブランド力の向上と魅力発信に積極的取り組みます。

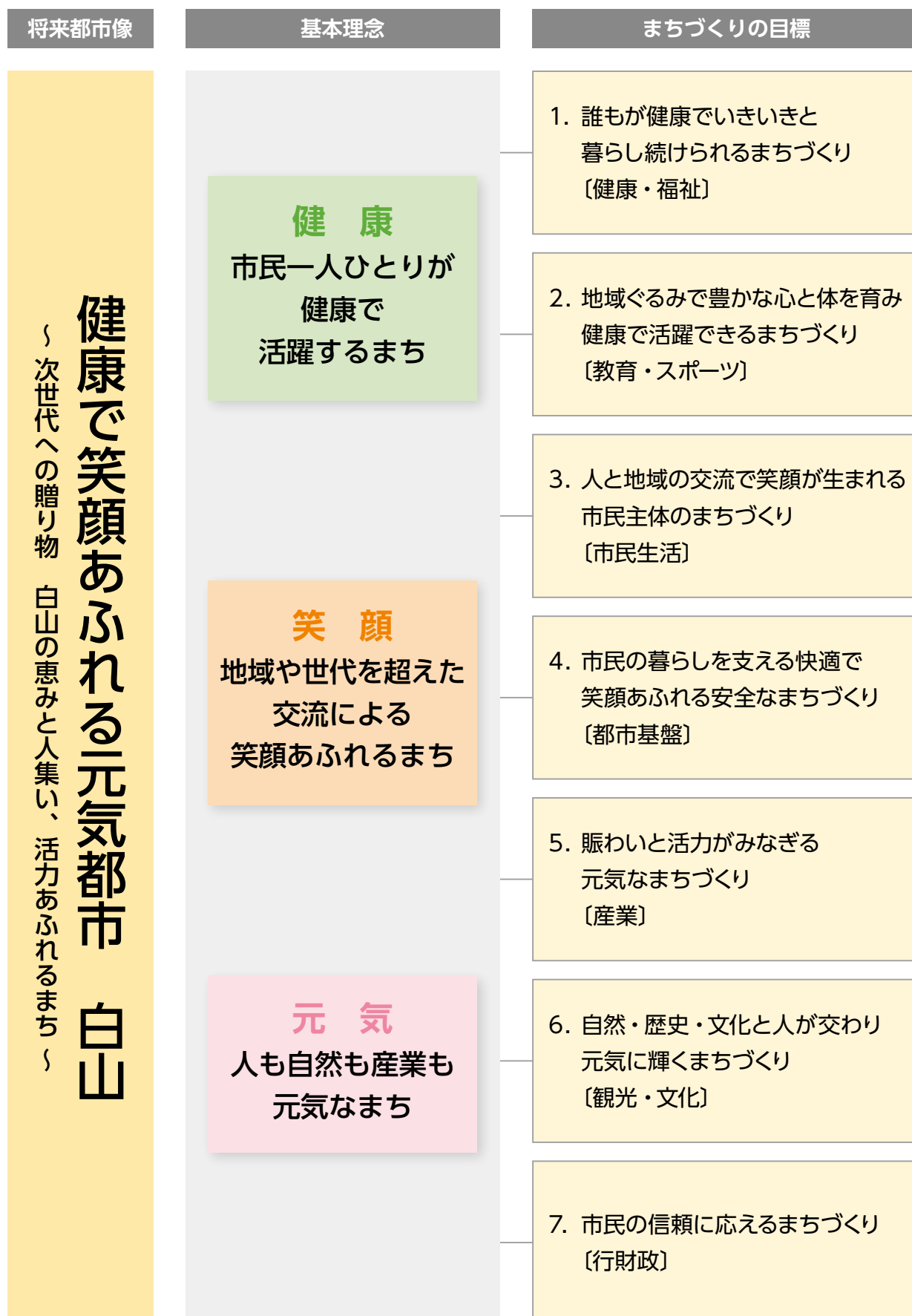
施策の概要	章-節
● 森林及び里山保全再生活動などの推進	3-2-1
● 史跡公園の整備	4-2-2
● 6次産品のブランド認証の推進	5-1-3
● 文化活動の推進 ● 史跡の整備と活用	6-2-1
● 白山手取川ジオパークの活動の推進 ● 白山ユネスコエコパークの活動の推進 ● 観光拠点のブランド力の向上	6-2-2



第2次白山市総合計画 2017～2026

第4部 基本計画

● 基本計画の施策体系



施策の方向性

- 
- (1) お互いに支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進します
 - (2) 安心して子育てができる環境をつくれます
 - (3) 高齢者や障害者等が生きがいを持って暮らせる環境をつくれます
 - (4) 市民が健康でいきいきと暮らせる環境をつくれます
 - (5) 安心して暮らせる公的保険制度等の充実を図ります

- 
- (1) 心豊かに学び育み地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進します
 - (2) 健康な心身を育む生涯学習・スポーツを推進します

- 
- (1) 地域の特性を活かした笑顔生まれる協働のまちづくりを推進します
 - (2) 豊かな自然と調和した良好な生活環境をつくれます

- 
- (1) 円滑に移動できる交通環境を整備します
 - (2) 暮らしやすさを実感できる魅力ある都市基盤を整備します
 - (3) 災害に強く安全・安心なまちづくりを推進します
 - (4) 市民の暮らしを守る社会をつくれます

- 
- (1) 強い農林水産業づくりを推進します
 - (2) 賑わいと活力を創出する商工業の振興を推進します
 - (3) 若者の地元就職の拡大に向けた環境をつくれます

- 
- (1) 自然・歴史・文化等の多様な魅力を活かした観光の振興を推進します
 - (2) 白山文化・白山ブランドの確立と魅力を発信します
 - (3) 国内外の多様な交流と賑わいを推進します

- 
- (1) 質の高い行政サービスの提供と持続可能な行政経営を確立します

◇基本計画の見方◇

基本計画の各項目は、現状・課題、基本的方向、施策の展開、市民協働に向けて、目標指標で構成されており、その内容は以下のとおりです。

- 現状・課題** 白山市の現況と抱えている課題、問題点について整理しています。
- 基本的方向** 課題への対応として行うべき施策等について、体系的にまとめ、その基本方針について示しています。
- 施策の展開** 施策を構成する事務事業について、具体的な内容を示しています。
- 実施主体** 施策や事業を実施するうえで、行政だけでなく主体的に取り組む市民や関係する団体等について示しています。なお、略称表記は次のとおりです。

企業団	白山石川医療企業団
連携協議会	白山市在宅医療介護連携協議会
シルバー人材センター	公益社団法人 白山市シルバー人材センター
医師会	一般社団法人 白山ののいち医師会
社会福祉協議会	社会福祉法人 白山市社会福祉協議会
薬剤師会	公益社団法人 石川県薬剤師会
体育協会	白山市体育協会
地域振興公社	一般財団法人 白山市地域振興公社
広域事務組合	白山野々市広域事務組合
あさがおTV	株式会社あさがおテレビ
鉄道・運輸機構	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
広域消防本部	白山野々市広域消防本部
J A	松任市農業協同組合、白山農業協同組合
漁協	石川県漁業協同組合、白山手取川漁業協同組合、白峰漁業協同組合
森林組合	かが森林組合
猟友会	一般社団法人 石川県猟友会
J I C A	独立行政法人 国際協力機構
観光連盟	一般社団法人 白山市観光連盟
協議会	白山ユネスコエコパーク協議会
推進協議会	白山手取川ジオパーク推進協議会
経済団体	白山市内の商工会議所及び商工会
ロータリークラブ	白山ロータリークラブ、白山石川ロータリークラブ
国際交流協会	白山市国際交流協会

- 市民協働に向けて** 施策や事業を実施するに当たり、市民協働に向けた取り組みを示しています。
- 目標指標** 今後10年間における事業の達成目標を示しています。

第1章

誰もが健康でいきいきと 暮らし続けられるまちづくり

健康・福祉

1節 お互いに支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進します

1. 地域福祉の充実

2節 安心して子育てができる環境をつくれます

1. 子育てがしやすい環境づくり
2. 子どもたちを育む体制づくり

3節 高齢者や障害者等が生きがいを持って暮らせる環境をつくれます

1. 高齢者が健康で暮らしやすい環境づくり
2. 障害者が安心して暮らせる環境づくり
3. 発達障害者が安心して暮らせる環境づくり

4節 市民が健康でいきいきと暮らせる環境をつくれます

1. 市民主体による健康づくりの推進
2. 医療・救急体制の充実

5節 安心して暮らせる公的保険制度等の充実を図ります

1. 健全な公的保険制度の運営
2. 低所得者福祉の充実

1-1-1 地域福祉の充実

現 状・課 題

- 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障害者世帯が増え続ける現在、地域から孤立した高齢者、障害者の存在や虐待、認知症高齢者の徘徊等が社会問題となっています。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域から孤立しないよう見守りや様々な相談支援が不可欠であり、地域での「支え合い」、「共助」を軸にしたネットワークづくりが必要です。

- 本市では、高齢者が地域社会との交流を深め、福祉増進を図る老人クラブ活動やレクリエーション等を奨励するほか、高齢者の介護予防・閉じこもり防止のため、地域住民やボランティアが主体となった「地域ふれあいサロン」を町内会単位で設置し、開催しています。

今後、地域ふれあいサロンの意義や必要性を高めるため、未設置の町内会に対して活動を周知していく必要があります。

障害者に対しては、社会参加や趣味活動の支援をするため、障害者のつどいや各種教室等を開催していますが、交通が不便なことから参加者が少ないのが現状です。また、日常的に、障害者同士あるいは障害者と地域住民との交流する場がないことも課題です。

- これまで歩道や公共施設等のバリアフリー化が着実に進められていますが、個々の施設のバリアフリー化だけでは、利用者にとって障壁のない生活空間とは言い切れません。

今後は、地域の特性に応じ、個々の施設の整備やその間の移動の円滑化を有機的に組み合わせ、面的な広がりを持った障壁のない生活空間の整備を推進することにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現する必要があります。

基 本 的 方 向

1. 地域全体で見守る体制の整備

市民が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を送ることができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、地域全体で見守る体制づくりの必要性を周知・啓発していくとともに、地域での見守りや支援活動等の市民同士のネットワークの構築を促進します。

また、大規模災害への備えとして、災害時における支援体制の整備にも取り組みます。

2. 地域のつながりを深め、思いやりを育む活動の推進

自分も周りの人も大切に思い、様々な立場の人の考え方や生き方を尊重する「思いやりの心」を育むため、白山市社会福祉協議会と連携し、地域住民や児童・生徒を対象とした出前講座や交流事業、体験学習等に取り組みます。

また、町内会に対しては、地域における多様な市民同士のつながりの場の必要性や地域ふれあいサロンの目的・意義などの周知を図り、新規サロンの開設を促進します。

さらに、地域福祉に関する学習の場の提供に努め、市民の福祉に関する意識向上を図ります。

障害者については、日常的な交流の場の整備支援を推進します。

3. 公共施設等のバリアフリー化の推進

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行を受け、行政機関が合理的配慮を提供するという視点からも引き続き公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者をはじめ、全ての人々の移動や施設利用の利便性・安全性の向上の促進を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域全体で見守る体制の整備	見守りネットワークの推進	→	→	市、市民、社会福祉協議会、事業者
	権利擁護の推進	→	→	市、市民、社会福祉協議会
	避難行動要支援者を支援する体制の整備	→	→	市、市民、社会福祉協議会
2. 地域のつながりを深め、思いやりを育む活動の推進	★ 誰もが支え合う地域づくりの推進	→	→	市、市民、社会福祉協議会
	★ 交流の場の提供	→	→	市、市民、社会福祉協議会
3. 公共施設等のバリアフリー化の推進	★ 住宅及び公共施設等のバリアフリー化	→	→	市、市民、事業者
	道路及び交通機関のバリアフリー化	→	→	市、国、県、市民、事業者

市民協働に向けて

- 誰もが支え合う地域づくりを推進し、市民一人ひとりの地域福祉への理解を深めるとともに、地域の見守りやボランティア活動への支援を行い、地域全体で見守る体制を整備します。
- 高齢者、障害者等の利用者にとって、より効果的なバリアフリー化を図るため、障害者差別解消法における合理的配慮の視点を取り入れながら、計画段階における情報提供やニーズ把握とともに、市民が直接参画できる機会の創出に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
地域ふれあいサロン設置数	箇所	95 (H27)	130	160	
見守り協定・登録事業所数	件／年	40 (H27)	52	62	
避難行動要支援者に関する町内会等協定数	件	—	全町内会	全町内会	



共生の街づくりバリアフリータウンチェック



地域ふれあいサロン

1-2-1 子育てがしやすい環境づくり

現 状・課 題

■ 国は、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考えのもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を示しています。

しかし、女性の社会進出の拡大や核家族化をはじめとした家庭環境の変化、個人の価値観の多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、保護者の多様なニーズに対応できる保育サービスの充実が必要です。

■ 本市では、年少人口割合が減少傾向にあり、特に白山ろく地域ではその傾向が顕著となっています。

このような背景のもと、本市では平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、世帯規模の縮小や女性の社会進出による保育ニーズの増大などを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境整備を進めています。

今後は、妊娠期から出産、子育てへと切れ目のない支援を強化するための環境整備や体制づくりのさらなる強化が必要です。

基 本 的 方 向

1. 保育サービスの充実

多様なニーズに応えた保育サービスの充実や子どもを受け入れる施設の整備などの支援により、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

2. 子育て支援体制の強化

母子健康手帳の交付や新生児訪問、妊産婦健診・乳幼児健診・相談事業を通して、妊娠、出産、子育て期において切れ目なく、親子がともに安心して健やかに過ごせるよう、子育て世代への支援の強化を図ります。

また、子育て支援情報や子どもの健康に関する情報の発信を充実するなど、様々な保育資源を整えることにより、市民が安全・安心して子育てができるよう、充実した環境づくりを推進します。



4か月児健診・ブックスタート



未来を担う子どもたち

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 保育サービスの充実	★ 認定こども園・小規模保育園・事業所内保育園の整備促進	→	→	市、保育・教育施設
	婚活事業・仕事と子育ての両立支援	→	→	市、保育・教育施設
	特別支援保育事業の推進	→	→	市、保育・教育施設
2. 子育て支援体制の強化	子育て支援情報の充実	→	→	市、市民
	児童の健康づくりの充実	→	→	市、保育・教育施設
	質の高い保育・教育の充実	→	→	市、保育・教育施設
	妊産婦・乳幼児健診受診の促進	→	→	市
	★ 夜間・休日小児医療の診療体制の構築・充実	→	→	市、石川中央都市圏
	★ 妊娠出産子育て期の切れ目のない支援体制の構築	→	→	市

市民協働に向けて

- 幼児教育や保育サービスの充実に向け、保育・教育施設が窓口となり、保護者に対して各種サービスの周知や保護者のニーズを把握することにより、的確なサービスを提供します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
認定こども園の施設数	園	5 (H28)	14	14	
小規模保育園（0歳～2歳）・事業所内保育園の数	園	1 (H28)	2	2	
保育士定数改善事業の実施数	園／年	21 (H27)	22	22	
乳児家庭全戸訪問事業実施率	%	96.9 (H27)	100	100	
不妊治療費助成事業利用件数	件／年	240 (H27)	300	350	

1-2-2 子どもたちを育む体制づくり

現 状・課 題

近年、核家族化の進行や地域の交流が希薄化することにより、地域での子育て環境が変化し、祖父母や地域住民からの協力・支援を得ることが困難な状況となっているケースが増えています。そのため、子育てに対して不安や負担、孤立感を抱く家庭が増えています。

子育て世代や子どもたちが、本市の豊かな自然や文化に触れながら健やかに成長できるよう、地域での子育て環境の充実を図り、地域との絆を形成していく必要があります。

放課後児童クラブや子育てひろばの利用者の増加、いじめや虐待等の問題、さらには特別な支援を必要とする児童への対応など、多様化する子育てニーズに適切に対応し、子どもたちの健全な育成を図るためには、関係機関を含む地域が一体となり、子育てを支援することが重要です。

そのため、全ての子育て家庭を継続的に見守り支えることができるよう、地域と保育所、学校等の関係機関が連携した環境づくりの強化が必要です。

基 本 的 方 向

1. 家庭や地域の子育て力への支援

保護者の経済的負担の軽減や育児相談の支援充実を図るとともに、遊びを通して子どもや保護者同士、地域の人たちとの交流促進を図るなど、地域全体による子育て支援を推進します。

また、市民が多様な保育・教育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な相談支援の充実を図ります。

2. 地域と保育・教育施設、学校等との連携強化

児童館や児童センターなどで、子どもたちが安心して放課後を過ごせるよう支援し、子どもたちの健全な育成を図ります。

また、子ども一人ひとりの状態を把握し、いじめや虐待等の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携して子どもの自立を支援します。

さらに、特別な支援が必要な子どもが円滑に義務教育へ移行できるよう、小学校との連携を強化します。

このほか、大学やスポーツクラブと連携を図り、いろいろな遊びや活動を通じた世代間交流を促進します。



はくさん児童館フェスタ



わかみや児童センター

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 家庭や地域の子育て力への支援	★ 保護者の経済的負担軽減の推進	→	→	市
	児童の健やかな成長の支援の充実	→	→	市、市民、保育・教育施設
	相談支援の充実	→	→	市、市民、保育・教育施設
2. 地域と保育・教育施設、学校等との連携強化	★ 放課後児童クラブ・児童館・児童センターの充実	→	→	市、市民、放課後児童クラブ、児童館、児童センター
	児童を見守る環境づくりの充実	→	→	市、市民、保育・教育施設
	大学・スポーツクラブとの連携事業の推進	→	→	市、保育・教育施設

市民協働に向けて

- 家庭や地域において、保護者が安心して子育てができるよう、子育てに関する様々な情報や交流の場を提供します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
児童館・児童センターの利用者数	人／年	250,549 (H27)	255,000	255,000	
放課後児童クラブの通所割合	%	19.5 (H28)	23.6	25.0	



児童センターで過ごす子どもたち

1-3-1 高齢者が健康で暮らしやすい環境づくり

現 状・課 題

■ 本市の65歳以上の高齢化率（住民基本台帳による）は、平成23年度末の21.3%から、平成27年度末には25.7%へと上昇しており、将来にわたって公的保険制度の健全な運営を継続していく必要があります。

一方、国内では人口減少に伴い、労働力不足が懸念されており、本市でも団塊の世代の大量退職後における企業の人材不足が危惧されています。

一億総活躍社会の目標の中、意欲と能力のある高齢者の活躍が期待されており、雇用主をはじめ社員の理解促進に向け、啓発を行う必要があります。

■ 高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれます。

認知症については、ケアの充実や啓発活動により、地域住民の認知症高齢者とその家族への理解も促進されていますが、依然として対応に苦慮する介護者も多く、早期の対応や医療・介護の連携による支援強化が求められます。

■ ひとり暮らしや虚弱等で、自立した生活に不安のある状態になっても、地域における支え合いの中で、安心した生活を営むことができるよう、共に生きるまちづくりを進めていく必要があります。

基 本 的 方 向

1. 元気でいきいきと暮らすための環境づくり

介護予防の普及啓発を進めるとともに、市民主体の介護予防事業の充実を図ります。

また、活力ある社会の実現に向け、元氣な高齢者がこれまでの知識や経験を生かして様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活できる環境の整備を推進します。

2. 地域で安心して暮らすための支援の充実

認知症になっても、本人や家族が地域で安心して暮らしていけるように、認知症に対する市民の理解を深めるための取り組みを進めます。

また、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護の連携を推進します。

3. 地域での支え合いの体制づくり

元氣な高齢者が介護予防や生きがいづくりの一環として、虚弱な高齢者を支援する体制を整備し、地域で支え合うまちづくりを推進していきます。

また、地域包括ケアシステムの具現化に向け、地域包括支援センターの機能を充実するとともに、各地域において「地域ケア会議」を開催し、地域の課題を地域住民とともに解決していく体制づくりを推進します。

さらに、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が、生活支援サービスを提供できる体制づくりを推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 元気でいきいきと暮らすための環境づくり	★ 介護予防の推進	→	→	市、市民、地域包括支援センター、事業者
	高齢者の社会参加の促進	→	→	市、市民、社会福祉協議会、シルバー人材センター、事業者
2. 地域で安心して暮らすための支援の充実	★ 認知症施策の推進	→	→	市、市民、地域包括支援センター、医療機関、事業者
	★ 在宅医療と介護連携の推進	→	→	市、連携協議会
3. 地域での支え合いの体制づくり	★ 地域包括支援センターの機能の充実	→	→	市、地域包括支援センター
	★ 生活支援サービスの充実	→	→	市、市民、事業者

市民協働に向けて

- できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護予防に対する意識啓発や認知症への理解の促進に努めるとともに、多様な主体による地域での支え合いの体制づくりを整備します。
- 高齢者の雇用に対する企業への啓発・支援を実施し、社会活動への参加機会の充実を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
シルバー人材センター会員数	人	1,070 (H27)	1,140	1,180	
認知症サポーターの養成数	人	6,664 (H27)	11,000	14,500	累計



足腰びんびん体操



認知症講座

1-3-2 障害者が安心して暮らせる環境づくり

現 状・課 題

■ 本市ではこれまで、障害者支援を充実するため、相談支援専門員の配置や手話通訳者などの育成に取り組んできました。しかし、障害者の高齢化に伴う障害の重度化や重複化、介護する家族の高齢化など、障害者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

こうした中、障害者が自立し安心して暮らしていくためには、福祉サービスの提供基盤の整備や総合的な相談支援体制、地域生活支援体制の充実が不可欠となっています。

■ 発育期における乳幼児の障害に対しては、特に早期発見、早期療育の効果が大きいと言われています。このため、今後は、保健、医療、福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、早期対応を支援していく必要があります。

さらに、障害児の能力や可能性を伸ばすため、一人ひとりに応じたきめ細やかな保育・教育のための環境づくりを進めていく必要があります。

■ 障害者の就業状況、雇用への道は厳しいものとなっており、地域で自立した生活を送るためにも、雇用機会の拡大や就労支援の強化を図る必要があります。

また、障害者が地域社会の一員として、積極的に社会参加できるよう、活動機会の充実等を推進する必要があります。

■ 障害の有無に関わりなく、誰もが安全・安心・快適に暮らせる地域社会を実現するためには、障害や障害者に対する十分な理解と配慮が重要であり、様々な機会を捉えて啓発活動を推進する必要があります。

基 本 的 方 向

1. 地域で生活できる基盤づくり

障害者が安心して日常生活を送れるよう、障害福祉サービス等の提供体制の整備・充実や日中活動の場づくりのほか、地域生活移行を含め、居住支援や経済的自立支援の充実に努めます。

また、関係機関と連携した総合的な相談支援体制の構築や基幹相談センター、地域生活拠点の設立のほか、情報・コミュニケーション支援の充実を図ります。

2. 健やかな成長を支援する環境づくり

学校をはじめとする関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の内容や支援体制の充実に努め、ともに学ぶ教育環境づくりを推進します。

また、疾病等の予防や早期発見・治療、早期療育体制と家族支援の充実を推進し、障害特性に応じた保健・医療サービスやリハビリテーション体制等の充実を図ります。

3. 社会参加を促進する基盤づくり

雇用機会の拡大や就労促進のほか、生涯学習・スポーツ活動等への参加の促進、障害の特性に応じた社会参加のためのサポート体制の充実を図ります。

4. 共生のまちづくり

障害についての正しい知識を広めるため、広報・啓発活動の推進や合理的配慮の提供の推進、人権・権利を守るための支援の充実に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域で生活できる基盤づくり	福祉サービスの充実	→	→	市、市民、事業者
	日中活動の場の整備充実	→	→	市、市民、事業者
	居住の場の確保	→	→	市、市民、事業者
	経済的自立の支援	→	→	市、市民、事業者
	★相談支援体制の整備充実	→	→	市、市民、事業者
	心の健康づくりと支援体制の充実	→	→	市、市民、事業者
	★情報・コミュニケーションの支援充実	→	→	市、市民、企業団、事業者
	★高齢化する障害者への支援	→	→	市、市民、事業者
2. 健やかな成長を支援する環境づくり	★障害児の支援体制の充実	→	→	市、市民、事業者
	早期療育体制の整備充実	→	→	市、市民、企業団、事業者
3. 社会参加を促進する基盤づくり	生涯学習・スポーツ活動等の支援	→	→	市、市民、事業者
	★障害者の社会参加の促進	→	→	市、市民、社会福祉協議会、事業者
4. 共生のまちづくり	広報・啓発活動の推進	→	→	市、市民
	★合理的配慮の提供の推進	→	→	市、市民、行政機関、事業者
	★差別を解消するための支援体制の充実	→	→	市、市民、行政機関、事業者

市民協働に向けて

- 白山市共生の街づくり推進協議会を中心として、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、共生するまちづくりを市民協働で推進します。
- 障害者の雇用に対する企業への啓発・支援を実施し、社会活動への参加機会の充実を図ります。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
福祉施設等の入所者の地域生活への移行	人	2 (H27)	10	20	
地域生活支援拠点の数	箇所	—	1	4	
福祉施設から一般就労への移行	人	—	5	10	

1-3-3 発達障害者が安心して暮らせる環境づくり

現 状・課 題

■ 本市では、発達に特化した相談機関として平成25年4月に発達相談センターを開設し、専門性を生かした相談対応や年齢を問わず、相談から福祉サービスへの手続きがワンストップで受けられる一貫した支援体制を行っています。

発達障害者支援法では、乳幼児健診の場を活用し、発達障害児の早期発見、早期支援に取り組むべきとされており、今後は、保育所等とも連携を図りながら、早期からいつでも安心して相談できる体制の整備が必要です。

また、診断や医療的な訓練の必要性が見受けられた場合は、医療機関に委ねることとなりますが、本市では現在、乳幼児期や学齢期の発達障害児に対応できる医療機関の確保が困難であり、専門的な医療機関との連携が必要です。

さらに、発達障害児（者）は環境の変化に弱い特性を持つことが多く、早期から適切な支援を受けても、進級就学や就労などの移行時期に著しく社会性が低下するといった「二次障害」を起こす可能性があるため、今後は予防に向けた長期にわたる切れ目のない支援体制の整備が求められます。

■ 発達障害は一見して障害の有無が分からない場合もあり、様々な誤解が生じる場合があります。このため、発達障害児（者）本人に関わる身近な支援者だけでなく、地域で発達障害に関する理解を深め、適切な支援を行う必要があります。

また同時に、本人や家族同士が悩みを共有し、情報交換ができる場も必要です。

基 本 的 方 向

1. 相談支援体制の整備

発達障害を早期に発見し、早期に支援するシステムの構築を図ります。

また、専門職種の特性を生かし、関係機関との連携を図りながら、充実した発達相談及び切れ目のない支援体制の整備を推進します。

さらに、医療機関と同等の資質で相談や療育が受けられる場を整備します。

また、診断や医療的な訓練の必要性がある場合、公立松任石川中央病院など専門的な医療機関と連携し、医療サービスを提供する体制を整備します。

2. 発達障害に対する普及啓発と交流促進

発達障害についての正しい知識を広めるため、様々な対象者に応じた研修の企画と啓発を推進します。

また、本人や家族が孤立しないよう、地域ぐるみで支え合うための交流促進を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 相談支援体制の整備	★ 発達相談の充実	→	→	市、県
	切れ目のない支援体制の整備	→	→	市、県、保育・教育施設
	医療分野における相談の充実	→	→	市、企業団
2. 発達障害に対する普及啓発と交流促進	★ 対象者別講演会の開催	→	→	市
	啓発活動の推進	→	→	市
	交流事業の推進	→	→	市、市民、保育・教育施設

市民協働に向けて

- 発達障害に関する普及啓発活動により、発達障害に対する市民の理解と関心を高め、地域の中で当事者が安心して暮らせるための環境づくりを推進します。
- 当事者や家族が成長に合わせ、地域の中で支え合える関係づくりを育むために、交流の場づくりを支援します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
幼児教室の参加者数	人／年	188 (H27)	200	220	
各種講演会・研修会の参加者数	人／年	919 (H27)	950	1,000	



2～3才児対象 幼児教室



発達相談

1-4-1 市民主体による健康づくりの推進

現 状・課 題

■ 少子高齢化や疾病構造の変化が進む現在、健やかで心豊かに生活できる社会の実現に向け、生活習慣や社会環境の改善が求められています。特に、高齢化が進む中で、健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の予防が重要となっており、自身の健康状態を把握した上で適切な生活習慣を心がけることが大切です。

今後は、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、ライフステージに応じた心身機能を維持し、生活習慣病を予防するため、各種健診の受診者を増やす必要があります。

また、個人の健康を社会全体で支える環境整備として、健康づくり意識の高揚を図りながら、健康づくりグループの育成・強化が必要です。

基 本 的 方 向

1. 健康寿命の延伸

健康寿命を延ばすための大きな要因である生活習慣病の予防に向け、健康状態を把握し、適切な生活習慣に取り組めるよう、健康診査受診者を増やすとともに、検査内容等の充実を図るほか、白山石川医療企業団では、人間ドックの検査内容等について、市民ニーズを把握しながら充実を図ります。

また、白山ののいち医師会等と連携を図りながら、糖尿病性腎症などの重症化予防対策を強化するとともに、がんによる死亡者数を減らすため、がん検診受診者の増加に取り組みます。

さらに、健康生活支援企業と連携して市民の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、地域資源を活かした新たな健康づくり事業の展開や健康づくり支援団体の育成に努めます。



健康ウォーキング



健康セミナー

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 健康寿命の延伸	★ 人間ドックの検査内容等の充実	→	→	企業団
	★ 生活習慣病の発症及び重症化予防	→	→	市、医師会
	★ 健康生活支援企業と連携した健康づくりの推進	→	→	市
	地域資源を活用した健康づくり事業の展開	→	→	市
	健康づくりグループの育成推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 医療や健康に関する知識を身につけ、様々な病気の予防につなげるよう啓発活動に努めるとともに、医師会と連携した生活習慣病の重症化予防や市民自ら生活改善に取り組めるよう支援します。
- 食育・地産地消による健康づくりを推進するほか、健康づくり支援団体の育成等を支援します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
糖尿病の重症者数の割合	%	1.0 (H27)	0.9	0.8	
健康倶楽部*会員数	人/年	300 (H28)	800	1,000	

※健康倶楽部：市と健康生活支援企業と連携した健康づくり事業（会員制）



食育キッチンカー「ゆきママキッチン号」



白山路サイクルフェスタ

1-4-2 医療・救急体制の充実

現 状・課 題

- 本市には、公立松任石川中央病院と公立つるぎ病院、白山ろく3診療所からなる白山石川医療企業団が組織されています。

公立松任石川中央病院は、地域の中核病院として急性期医療を担ってきましたが、平成24年に地域医療支援病院の承認を受け、平成27年4月には地域包括ケアシステムの拠点として「地域包括福祉支援センターおかりや」を併設するなど、その役割はさらに拡大しています。

公立つるぎ病院は、地域包括ケア病棟を設置するなど、急性期から回復期、維持期までの包括的な診療やリハビリテーションの体制構築のほか、へき地医療、在宅療養支援体制の拡充を進めてきました。

今後、重度の要介護者や認知症高齢者の増加が予測され、医療と介護の連携がこれまで以上に必要となります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民の視点に立ったサービスを切れ目なく効率的に提供し、病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図ることが重要です。

- 公立松任石川中央病院と公立つるぎ病院は、救急医療として救急外来を実施していますが、さらなる救急医療体制の充実に向け、高次医療機関や近隣医療機関との連携強化が求められています。

- 公立松任石川中央病院は、平成25年に災害拠点病院の指定を受け、災害発生時において重症患者の受入及び搬送、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の編成・派遣等、医療活動の基幹的役割を果たすことが求められていることから、今後、災害医療体制の一層の充実が必要です。

基 本 的 方 向

1. 地域医療体制の充実

急性期医療及び回復期医療の推進と介護との連携による充実したサポート体制を構築するとともに、地域医療支援病院として、この地域における医療と介護の「ハブ機能」を強化し、医療介護サービス提供体制の充実を図ります。

また、医療計画に基づく5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の取り組みを推進するとともに、予防、診断、治療、在宅支援体制を一体的に提供できる環境の強化を図ります。

なお、公立松任石川中央病院北側地域においては、次世代のニーズに対応する医療・福祉施設の充実も含めた公共スペースとしての有効な活用について検討します。

2. 救急医療体制の充実

救急患者を積極的に受け入れるとともに、ICU・HCU等の効率的な活用、高次医療機関との有機的な連携により、重症患者治療の強化に努めます。

また、救急救命士の病院内実習に積極的に協力し、より質の高い救急救命士の育成を図ります。

3. 災害医療体制の充実

災害発生時に基幹的役割を果たせるよう、災害拠点病院における装備の充実や定期的な防災訓練等の機能強化を図ります。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術向上を行うとともに、広域災害訓練を通して、近隣医療機関、消防などと共同して災害対応能力の向上に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域医療体制の充実	★ 医療と介護が一体的に提供できる基盤の強化	→	→	市、企業団、医師会
	★ 地域医療支援病院機能の充実	→	→	企業団、医師会、医療機関
	がん診療連携推進病院の機能強化	→	→	企業団
	★ 地域医療連携ネットワークの強化と充実	→	→	市、企業団、医師会、医療機関
	白山石川医療企業団内連携の強化	→	→	企業団
	院外処方・ジェネリック医薬品の使用推進	→	→	企業団、医師会、薬剤師会
	医師確保・人材育成の推進	→	→	企業団
2. 救急医療体制の充実	医療機器や救急医療病棟等の充実	→	→	企業団
	救急救命士の病院実習受入れ	→	→	企業団
	救急病院として高次医療機関との有機的な連携	→	→	企業団、医療機関
3. 災害医療体制の充実	災害拠点病院としての機能強化	→	→	市、企業団
	災害派遣医療チーム（DMAT）体制の充実	→	→	市、企業団
	近隣医療機関と連携した災害時対応力の強化	→	→	市、企業団

市民協働に向けて

- 市民公開講座や出前講座等の開催により、医療や健康に関する知識を身につけ、病気予防につなげるよう啓発活動を行うとともに、病気やけがへの対応について、市民への普及啓発を行い、適正受診を図れるよう支援します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
他施設との連携による紹介率	%	59.5 (H27)	60.0	65.0	
他施設との連携による逆紹介率	%	73.6 (H27)	75.0	80.0	
ジェネリック医薬品使用率	%	76.5 (H27)	80.0	85.0	
救急車応需率	%	87.1 (H27)	90.0	99.0	

1-5-1 健全な公的保険制度の運営

現 状・課 題

■ 本市の国民健康保険は、被保険者は減少していますが、医療費は伸びています。

このため、国民皆保険の根幹をなす国民健康保険の運営をより安定化させ、今後も安心して医療を受けることができるよう取り組む必要があります。

■ 超高齢社会を見据え、「介護」を社会全体で解決すべき問題と捉え、社会保険制度として誕生した介護保険制度は、保険給付を円滑に実施するために、その時代に応じて様々な制度改革が行われています。

今後も引き続き、介護を必要とする全ての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けることができるよう、介護保険に関する制度の安定に向けて取り組む必要があります。

基 本 的 方 向

1. 国民健康保険事業の健全運営

健全な保険運営を目指し、医療費に関する通知やレセプト点検により、医療費の適正化を図ります。

また、白山ののいち医師会等と連携しながら、特定健診及びがん検診の受診者の増加を図るとともに、重症化予防への取り組みを推進します。

2. 介護保険事業の健全運営

要介護認定者数や特別養護老人ホーム等の施設入所待機者数等の推移や介護サービス利用意向等を把握し、必要なサービスの確保に努めます。

また、パンフレットの配布やまちかど市民講座等を通じ、介護保険事業に関する周知活動を行います。



特定健診の実施風景



特定保健指導の個別指導

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 国民健康保険事業の健全運営	医療費の適正化	→	→	市
	★生活習慣病の発症及び重症化予防 【再掲 1-4-1】	→	→	市、医師会
2. 介護保険事業の健全運営	介護保険制度の理解促進	→	→	市
	給付内容分析と適正化の推進	→	→	市
	サービス供給体制の充実	→	→	市、市民、事業者
	福祉人材の育成・確保	→	→	市、国、県、事業者、大学

市民協働に向けて

- 健診や保健指導により市民の健康意識を高め、市民自ら生活改善に取り組めるよう支援します。
- 一人ひとりの医療費の適正化に向けた意識づけや介護保険制度の仕組み等の周知により、社会保障制度の適正な運営に向けた理解と意識啓発を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
特定健診の受診率	%	51.7 (H27)	62.0	62.5	
特定保健指導の指導率	%	78.0 (H27)	79.5	81.0	

1-5-2 低所得者福祉の充実

現 状・課 題

- 本市では、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行っています。
今後も、生活困窮者の自立を支援するため、白山市社会福祉協議会等の関係機関との連携による包括的な取り組みが必要です。

基 本 的 方 向

1. 低所得者福祉の充実

生活困窮者の自立を支援するため、白山市社会福祉協議会との連携により、相談体制の充実を図ります。

施 策 の 展 開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 低所得者福祉の充実	社会福祉協議会との連携による相談体制の充実	→	→	市

市 民 協 働 に 向 け て

- 白山市社会福祉協議会との連携強化による相談体制の充実により、生活困窮者の自立を支援します。

目 標 指 標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
生活困窮者の自立相談支援事業における相談件数	回／年	675 (H27)	700	750	相談しやすい環境をつくり課題の顕在化を目指す

第2章

地域ぐるみで豊かな心と体を育み 健康で活躍できるまちづくり

教育・スポーツ

1 節 心豊かに学び育み地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進します

1. 確かな学力の形成と豊かな心の育成
2. 安全で快適な教育施設の整備
3. 子どもたちが安心して成長できる地域に開かれた環境づくり

2 節 健康な心身を育む生涯学習・スポーツを推進します

1. 生涯学習を推進する環境の整備
2. スポーツ活動を推進する環境の整備
3. 青少年教育のための環境づくり

2-1-1 確かな学力の形成と豊かな心の育成

現 状・課 題

- 本市では、感性豊かできめ細かい教育を目指し、小学1年生では少人数学級で授業を受けることができるよう、市独自で講師を採用し、確かな学力の形成や個性を生かす教育の充実などに取り組んでいます。また、障害のある子どもや特別に支援を要する子どもたち一人ひとりに寄り添った教育を推進しています。

しかし、近年は様々なストレスを感じる子どもや発達障害の子どもが増えており、カウンセラーや特別支援教育支援員の確保が必要となっています。

- 学習指導要領の改定に伴い、外国語活動及び英語教育について、小学5～6年生で「英語が教科化」、3～4年生で「外国語活動」が開始され、中学校の英語の授業は、全て英語で行うようになります。

しかし、本市の外国語指導助手（ALT）の人数では、これらに対応するには人材が不足していることから、人材の確保が急務となります。

- 学校ではタブレット端末の導入が進んでいますが、有効活用に向けた環境整備や教職員の指導力の向上が求められており、研修等の充実を図る必要があります。

また、学校司書の全校配置により、読書の質の向上・習慣化にも努めており、今後も、学校図書館を活用した自主的な読書活動の推進が大切です。

- 幼稚園、小学校、中学校の連携においては、小学校教育や中学校教育への移行を踏まえ、園児・児童・生徒の交流が図られています。

また、就学前教育の充実については、家庭・地域・小学校との連携を強化し、教職員の資質向上を図る研修の充実が必要です。

基 本 的 方 向

1. きめ細かな教育の充実

小学1年生のクラスを30人以下とするなど、少人数学級の本市独自の基準を設け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や授業改善により、確かな学力の向上を図ります。

また、関係機関との連携により、子どもの状態に応じた適切な指導を推進するとともに、特別支援教育支援員の効果的な配置を図ります。

さらに、小学校就学に心配や不安を抱えている保護者を対象とした相談会等を通し、子どもが安心して小学校に通学できる体制を推進します。

2. 外国語活動・英語教育の充実

外国語指導助手を全小中学校に配置するとともに、小学校外国語活動や中学校英語の研修を実施し、語学力の向上及び国際理解教育を推進します。

3. 情報教育と読書活動の推進

児童・生徒が、ICT機器や情報ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用できるよう、学習活動を充実させるとともに、ICT機器を活用した分かりやすい授業の展開を目指します。

また、学校司書と司書教諭の連携による読書活動や調べ学習を推進します。

4. こども園・幼稚園・小中学校の連携

発達や学びの連続性を踏まえ、幼児と児童の交流や教員同士の交流を推進します。

また、環境の変化に伴う子どもたちの不適応の解消を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. きめ細かな教育の充実	小中学校における少人数授業の実施	→	→	市
	★ 特別支援教育支援員の配置	→	→	市
	白山市就学相談の実施	→	→	市
2. 外国語活動・英語教育の充実	★ 外国語指導助手の配置	→	→	市
	小学校外国語活動研修の実施	→	→	市
	中学校英語研修の実施	→	→	市
3. 情報教育と読書活動の推進	ＩＣＴサポートの活用	→	→	市
	図書館を活用した各教科の授業実践	→	→	市
4. こども園・幼稚園・小中学校の連携	幼稚園と小中学校の教員連絡会の実施	→	→	市
	幼児・児童・生徒の交流	→	→	市

市民協働に向けて

- 生活習慣や学習習慣づくりに対する啓発や情報発信、意見交換等を行い、ＰＴＡと連携しながら家庭と学校が一体となった継続的な教育活動を支援します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「授業がわかる」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.1 中 75.2 (H28)	小 90.0 中 80.0	小 92.0 中 82.0	全国学力・学習状況調査 「わかる・どちらかといえばわかる」の合計
「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦している」と回答した児童・生徒の割合	%	小 75.4 中 74.0 (H28)	小 80.0 中 76.0	小 82.0 中 78.0	全国学力・学習状況調査 「挑戦している・どちらかといえばしている」の合計
「自分で計画を立てて勉強をしている」と回答した児童・生徒の割合	%	小 65.0 中 50.0 (H28)	小 67.0 中 55.0	小 69.0 中 57.0	全国学力・学習状況調査 「勉強をしている・どちらかといえばしている」の合計
「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.2 中 71.8 (H28)	小 87.0 中 80.0	小 89.0 中 82.0	全国学力・学習状況調査 「将来の夢や目標を持っている・どちらかといえば持っている」の合計

2-1-2 安全で快適な教育施設の整備

現 状・課 題

■ 本市の学校施設は、平成28年度において全体の7割以上が建築後30年経過しており、老朽化が進んでいます。

しかし、校舎の建て替えには多額の費用を要することから、計画的に屋上防水や外壁改修などの工事を行うことで、学校施設の長寿命化を図る必要があります。

■ 本市ではこれまで、安全・快適な学校施設を提供するため、大規模改造に加え、トイレや設備の改修を推進してきましたが、今後も、時代の要請に応じた教育環境改善のための施設整備が求められます。

特に近年では、学期中においても気温の高い期間が長期に渡っており、エアコン設置の有無により教育環境に格差が生じていることから、全小中学校にエアコンを設置することが求められています。

また、中学校では、教科ごとに特別教室へ移動しての授業が多く、肢体不自由な生徒にとっては、移動に時間を要することや介助する教員も同様に肉体的精神的な負担が大きいことから、エレベーターの設置が求められており、バリアフリー化を推進する必要があります。

基 本 的 方 向

1. 学校施設の計画的な改修

小中学校における施設整備更新年数を定め、改築（新築）後概ね20年経過で大規模改造、35年経過で2回目の大規模改造、40～45年経過で建物診断を行い、構造上問題がない場合には、50年経過で改修を行うなど、長寿命化対策を推進します。

また、適切な維持管理による安全で快適な学校環境の整備を推進します。

2. 学校施設的环境改善

全小中学校の普通教室と音楽室にエアコンを設置し、教育環境の改善を推進します。

また、中学校には肢体不自由な生徒が学校内を不自由なく移動できるよう、エレベーターを設置し、バリアフリー化を推進します。



教室に設置したエアコン



大規模改造を実施した学校

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 学校施設の計画的な改修	★ 長寿命化対策の実施	→	→	市
	適切な維持管理の推進	→	→	市
2. 学校施設の環境改善	★ 小中学校のエアコン設置の推進	→		市
	中学校のエレベーター設置の推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 広報紙やホームページを通じて、学校施設の整備等に係る取り組み状況や成果についての情報を積極的に発信します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
小中学校エアコン設置校数	校	15 (H27)	28	—	全校設置

2-1-3 子どもたちが安心して成長できる地域に開かれた環境づくり

現 状・課 題

■ 小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から道徳の教科化が開始されます。道徳の授業では、友達や他者を尊重し、思いやる気持ちを育てる取り組みの実施などが想定され、これまでにはない学習内容に取り組むこととなります。

そのため、心に響く教材の開発や既存資料などの有効活用を図り、道徳教育の充実を図ることが必要となります。

■ 近年、いじめにつながる事案をはじめ、不登校の児童生徒の増加など、生徒指導上の諸問題が複雑化・多様化・深刻化してきており、未然防止とともに、早期発見・早期対応のほか、保護者や教員も含めた支援が求められています。

■ 本市では、豊かな自然を生かした体験活動や地域人材の活用など、保護者や地域と学校が一体となって、「地域に開かれた学校づくり」を進めています。

今後は、子どもにとって望ましい教育環境を整えていくため、「地域とともにある学校」の推進を目指し、地域と学校のさらなる連携・協働を進める必要があります。

■ 子どもたちが安心して成長できる環境を確保するため、PTAや地域の見守り隊と協力した交通安全対策や子どもを狙った犯罪被害の未然防止などに取り組んでいます。今後も地域と連携した活動の継続が必要です。

また、地元産食材を用い、食の安全性や大切さを学び、好ましい食習慣と感謝の心を育てる食育の推進が求められています。

基 本 的 方 向

1. 道徳教育の充実

市独自の教材や地域のゲストティーチャーの活用に加え、様々な体験活動を通して、自己と向き合い、他者への共感や社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識を育めるよう、道徳教育の充実に努めます。

2. いじめ・不登校対策の推進

「白山市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめ防止などの対策を総合的かつ効果的に取り組みます。

また、不登校や不登校の傾向にある児童生徒に対し、一人ひとりに寄り添った支援の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置やいじめ対応アドバイザーなどによる相談支援の強化、教育支援センターの充実などを推進します。

3. 地域と学校の連携強化

感性を豊かにするための様々な学習活動を通して、地域の専門家やボランティアなどの人材の活用、地域の活動や行事への参加など、地域と学校の連携強化を図ります。

また、地域とともにある学校づくりに向け、各学校の運営状況や課題を保護者や地域の方と共有するとともに、学校評議員制度等を活用し、外部評価の実施に努めます。

4. 安全で安心な環境の確保

学校給食については、地元産食材を積極的に使用するとともに、食に対する関心を育てるための食育指導に努めます。

また、PTAや地域との連携を一層強化し、登下校時の安全対策などを推進します。

2-1-3 子どもたちが安心して成長できる地域に開かれた環境づくり

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 道徳教育の充実	市独自教材の活用	→	→	市
	地域のゲストティーチャーの活用	→	→	市、市民
2. いじめ・不登校対策の推進	★ スクールソーシャルワーカー等の配置	→	→	市
	いじめ対応アドバイザーの活用	→	→	市
	教育支援センターの充実	→	→	市
	教育相談事業の強化	→	→	市
	教職員研修事業の充実	→	→	市
3. 地域と学校の連携強化	感性のびのび体験の推進	→	→	市
	小学校スキー遠足の推進	→	→	市
	部活動での地域指導者の活用	→	→	市
	学校評議員制度の活用	→	→	市、市民、小中学校
4. 安全で安心な環境の確保	地域の食材を生かした学校給食の推進	→	→	市
	学校安全計画の充実	→	→	市
	登下校時の安全指導の推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 保護者や地域の方々をゲストティーチャーとして学校に招き、地域の文化や郷土を愛する心を育むとともに、学校評議員制度の充実により、学校の管理運営に地域社会の意見を取り入れ、開かれた魅力ある学校づくりを推進します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「学校にいくのが楽しい」と回答した児童・生徒の割合	%	小 82.8 中 83.8 (H28)	小 88.0 中 88.0	小 90.0 中 90.0	全国学力・学習状況調査 「楽しい・どちらかといえば 楽しい」の合計
「自分にはよいところがある」と回答した児童・生徒の割合	%	小 72.6 中 72.0 (H28)	小 80.0 中 74.0	小 82.0 中 76.0	全国学力・学習状況調査 「ある・どちらかといえ ばある」の合計
「今、住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.3 中 61.8 (H28)	小 90.0 中 64.0	小 92.0 中 66.0	全国学力・学習状況調査 「参加している・どちらか といえはしている」の合計

2-2-1 生涯学習を推進する環境の整備

現状・課題

- 本市は、市域が広く、様々な生活環境や地域に根ざした歴史や文化があり、そこに暮らす子どもから高齢者まで各世代に応じた生涯学習の推進を実践してきました。

今後も、市民の学習ニーズや学習課題を的確に捉えた満足度の高い学習機会を提供する必要があります。

- 生涯学習へのニーズは、これまでの衣食住の充実から一歩進み、心の豊かさを求める方向に多様化・高度化が進んでいます。

こうした変化に応じた柔軟性や市民ニーズに的確に対応できるよう、生涯学習の拠点の整備や各事業のテーマに関連する各種団体との調整等が求められています。

また、市民の誰もが身近な場所で気軽に参加でき、学んだ成果が地域の活性化に寄与されるよう、地域に根ざした学習活動の展開が必要となっています。

このほか、青年・壮年・女性団体などの各種社会教育団体による自主的な活動に対する支援を行い、連携体制の構築が求められています。

- 市立図書館では、図書館情報システムの統合により、図書館運営の効率化を図るとともに、市内外の公共図書館との連携を密にし、情報化社会や市民ニーズに対応した図書サービスの拡充に努めてきました。

近年、インターネットなどの様々な情報メディアの普及に伴い、意思決定に必要な「知」と「情報」が不可欠となってきており、図書館は「地域の情報の拠点」として、今後さらに質の高いサービスの提供が求められています。

基本的方向

1. 学習機会の充実

様々な世代や性別の学習ニーズに応えられるよう、ニーズの把握に努め、社会環境に即した学習機会の充実を図ります。

また、公民館や文化会館、学習センターを積極的に活用した幅広い分野の事業を継続して展開します。

さらに、地域活性化に向けた取り組みや新たな分野の学習探検を推進します。

2. 生涯学習ネットワークの構築

公民館を生涯学習ネットワークの根幹に位置づけ、地域・地区と市民との連携を強化し、年齢層に応じた社会参加や各世代間の交流活動を促進します。

また、各種社会教育団体の自主的な活動を支援するとともに、各種団体との連携による生涯学習ネットワークの構築を図ります。

3. 図書館サービスの充実

図書館サービスを充実させるため、情報収集力の向上と配送システムの円滑な運用を推進します。

また、遠隔地への図書サービスの向上を目的として、移動図書館の運行サービスの充実を図ります。

さらに、子どもの読書活動推進を図るため、学校図書館との連携強化や子どもが読書に親しむ環境づくりに取り組みます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 学習機会の充実	★ 市民ニーズに即した学習機会の提供	→	→	市、市民
	地域活性化に向けた事業への取り組み		→	市、市民
	将来を見据えた新たな分野の学習探検の推進	→	→	市
2. 生涯学習ネットワークの構築	★ 公民館施設の整備	→	→	市
	公民館機能の充実と活動の促進	→	→	市、市民
	各種社会教育団体の支援及び連携体制の構築	→	→	市、市民
3. 図書館サービスの充実	図書館サービスの充実	→	→	市
	子どもが読書に親しむ環境づくり	→	→	市、市民
	学校図書館との連携強化	→	→	市
	移動図書館運行サービスの充実	→	→	市

市民協働に向けて

- より多様で高度化する市民ニーズに即した学習機会の充実を図るとともに、生涯学習の指導者の育成や各種社会教育団体の自主・自立の支援、連携体制を構築します。
- 市民ニーズに応じた図書館施設の管理・運営の構築を目指すとともに、子どもの読書活動推進のため、学校図書館との連携強化を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
文化会館等4施設※の利用人数	人／年	306,574 (H27)	330,000	340,000	大ホールと会議室の利用人数
公民館利用人数	人／年	385,340 (H27)	400,000	410,000	
市立図書館の登録者数	人	53,769 (H27)	63,000	68,000	
市立図書館の総貸出点数	冊／年	777,683 (H27)	795,000	805,000	

※文化会館等4施設：松任文化会館、松任学習センター、美川文化会館、鶴来総合文化会館

2-2-2 スポーツ活動を推進する環境の整備

現状・課題

- スポーツ・レクリエーションは、心身の健康・体力の維持・向上だけでなく、交流とふれあいを生み出すなど、多様で重要な役割を担っています。

本市では、これまでに市民体育大会やスポーツ・レクリエーション祭などを通じ、市民のスポーツに参加する機会を提供するとともに、健康で明るく活力ある市民生活を送ることを目指して、各種取り組みを展開してきました。

今後も、市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりの充実を図る必要があります。

- 本市のスポーツ環境で育った競技選手が、その技能をレベルアップさせて、上位の大会で活躍する姿は、市民に夢や感動を与えるだけでなく、青少年のスポーツに対する意識を高めます。

このため、より高い技術や記録に挑戦し、競技力の向上を目指すスポーツ環境づくりに取り組む必要があります。

- 生活スタイルの変化等により余暇活動が拡大し、スポーツ・レクリエーションへの関心は年々高まっており、いつでもどこでも気軽にスポーツを楽しめる環境の整備が課題となっています。

そのため、スポーツ施設の整備・拡充や情報の提供など、スポーツ活動を支える計画的な取り組みが必要となっています。

基本的方向

1. 生涯スポーツの充実

子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、年齢、体力、競技力などに応じて活動できる環境づくりに努めます。

また、各種スポーツ行事の企画や機会を提供し、市民が気軽に参加できるように、スポーツ団体の育成と指導者を養成します。

さらに、年齢や体力に応じたトレーニングの実施やスポーツ教室を開催するとともに、障害のある人たちのスポーツ活動の支援に取り組みます。

2. 競技スポーツの振興

競技人口の増加と競技力の向上のため、選手の発掘とジュニアの育成・強化を図るほか、各種スポーツ大会への支援を推進します。

また、オリンピック出場選手の育成を目指し、スポーツ競技団体と連携しながら指導者を養成するとともに、競技団体組織の強化や活動拠点の確保、優秀選手及び指導者の顕彰等に取り組みます。

3. スポーツ施設の整備・充実

市民や競技者が快適に施設を利用できるように、施設の整備・充実を図るとともに、利用申込方法の見直しや利用案内等の情報発信による効率的な運営に努めます。

また、公共スポーツ施設の利用を促進するとともに、安全対策の充実を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 生涯スポーツの充実	★ 地域スポーツの充実	→	→	市、市民、体育協会
	スポーツ交流の推進	→	→	市、体育協会
	スポーツ団体の育成	→	→	市、市民、体育協会
	★ 健康・体力づくりの推進	→	→	市、地域振興公社
2. 競技スポーツの振興	各種スポーツ大会への支援	→	→	市、体育協会
	★ 選手の育成・強化	→	→	市、競技団体
	指導者の養成と資質の向上	→	→	市、体育協会
	支援体制の充実	→	→	市、体育協会
3. スポーツ施設の整備・充実	★ スポーツ施設の整備・充実	→	→	市、指定管理者
	野球場の整備・活用	→	→	市
	スポーツ施設の効率的利用の促進	→	→	市、指定管理者
	スポーツ施設の安全対策	→	→	市、体育協会、指定管理者

市民協働に向けて

- 市民のニーズに適合した各種スポーツ事業の企画及び支援体制の充実を図り、市民とともに元気で健康な心身を育むスポーツ推進に取り組めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
スポーツ・レクリエーション祭の参加人数	人／年	965 (H27)	1,200	1,300	
体育施設利用人数	千人／年	1,146 (H27)	1,150	1,155	



ニュースポーツの普及



ふるさと白山体操

2-2-3 青少年教育のための環境づくり

現 状・課 題

■ 子どもを取り巻く環境の変化や社会の多様化に伴い、非行の低年齢化やいじめ、不登校、引きこもり等の問題行動が深刻化しています。

また、情報機器の発達による新たなトラブルも見受けられ、これまでには見られなかった子どもの育て方に関する悩みも広がっています。

子どもたちが心豊かにたくましく成長するためには、家庭・地域・学校がより綿密に連携し、協力して子どもの権利を尊重し、積極的に支援することが大切です。

■ 近年、児童虐待が社会問題として大きく取り上げられています。こうした背景には、子育て世代を取り巻く社会情勢の変化によって、保護者が経済的・心理的に不安定な状況に陥ったり、地域との関わりを求めず養育を抱え込んだりしていることなどが挙げられます。

虐待は事前に防止することが重要であり、学校や関係機関等と連携し、速やかに通告や情報提供が取れる体制をこれまで以上に整備していく必要があります。

さらに、保護者が養育を自身で抱え込まず、相談機関や地域等に困りごとを相談できる環境をつくることも大切です。

■ 少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

全ての市民が、青少年教育について関心をもち、それぞれの立場で関わりを再確認し、より良い環境づくりに努めることが大切です。

基 本 的 方 向

1. 子どもの権利の保障

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を推進します。

そのため、子どもの権利についての普及啓発に努めるとともに、「白山市子どもの権利に関する行動計画」に基づく施策を推進します。

また、子どもが自分らしく生きていくことを支援するため、子ども議会等の開催や子どもに関する相談窓口の充実を図ります。

2. 児童虐待防止対策の強化

子どもに関わる市の相談機関と保育所・こども園・幼稚園・児童館（センター）・放課後児童クラブ、小学校・中学校等の関係機関が連携して、虐待防止についての理解を深めるとともに、子育て講座の開催や子どもに関する相談窓口の啓発に取り組みます。

特に、11月の児童虐待防止推進月間では、市民一人ひとりが虐待防止に対して意識を高く持つよう、集中的に広報・啓発を実施します。

3. 青少年教育の推進

子どもを持つ親を対象に、家庭教育に関する教室・講座や講演会を開催するなど、学習の機会を提供していきます。

また、心豊かな子どもの育成を目指し、子ども会やジュニアリーダークラブなどの青少年団体活動へ支援を行うほか、豊かな自然を生かした体験活動の充実を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 子どもの権利の保障	★「子どもの権利」の啓発	→	→	市、市民
	行動計画事業の策定・推進	→	→	市
	子ども議会等の開催	→	→	市
	子ども相談窓口の設置	→	→	市
2. 児童虐待防止対策の強化	相談業務の啓発	→	→	市
	★ 関係機関との連携	→	→	市、保育・教育施設
	★ 子育て講座の開催	→	→	市、市民
	虐待防止月間の取り組み	→	→	市
3. 青少年教育の推進	家庭教育の充実支援	→	→	市、市民
	青少年団体活動の支援	→	→	市、市民
	野外体験活動の推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 各種講座や啓発活動を通して、子どもの理解・児童虐待について学び、子どもに関わる市民の意識向上を図り、虐待防止に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「社会に役立つことをしたい」と回答した児童・生徒の割合	%	小5 87.1 中2 87.2 (H27)	小5 90.0 中2 90.0	小5 93.0 中2 93.0	小5・中2対象「子どもの権利に関する市民意識調査」 （「そう思う・まあそう思う」の合計）
巡回訪問実施施設の数	箇所／年	84 (H27)	115	120	
子育て講座等の実施数	回／年	14 (H27)	25	35	

第3章

人と地域の交流で笑顔が生まれる 市民主体のまちづくり

市民生活

1 節 地域の特性を活かした笑顔生まれる協働のまちづくりを推進します

1. 市民主体のまちづくりの推進
2. 協働と共創のまちづくりの推進
3. 思いやりのあるまちづくりの推進
4. 市民の市政への参画機会の拡充

2 節 豊かな自然と調和した良好な生活環境をつくれます

1. 豊かな自然環境の保全と継承
2. 生活環境の向上
3. 循環型社会の構築

3-1-1 市民主体のまちづくりの推進

現 状・課 題

- 本市には、安全・安心で住みよい豊かなまちづくりを進めるため、地域住民による町内会が組織されています。しかし、価値観の多様化や活動に対する負担増加、人口減少、少子高齢化などにより、一部の町内会では、その活動や運営が困難な状況となってきています。また、活動への支援の要望や集会施設の老朽化に伴う増改築や新築の要望が、年々増加傾向にあります。
住民自治の原点である町内会の継続と活性化のため、引き続き、実態に応じた適正な各種支援が求められています。
- 今日の社会では、個人のライフスタイルを重視する一方で、地域活動が衰退するケースが見られ、本市においてもその対策が必要です。
今後は、各団体の活動支援を継続しつつ、それぞれの団体が情報を交換・共有し、連携・協力する体制づくりが求められています。
また、新たな発想により形成された団体やグループについての支援も求められています。
- 本市には、各地域に様々な伝統文化がありますが、人口減少や地域活動の低迷により、継承が困難になりつつあります。
そのため、伝統・地域行事へ参加する機会を増やし、地域を大切に考える意識醸成や世代間交流の促進が求められています。

基 本 的 方 向

1. 地域型コミュニティ活動の支援

町内会活動への積極的な参加を促すとともに、適正規模で町内会活動ができるよう、支援を推進します。
また、町内会及び地域団体からの要望を集約し、活動を支援するとともに、集会施設の整備に対する支援の充実に取り組みます。

2. 各種団体・グループなどの自主的活動の促進

健全なコミュニティを形成し、また維持していくため、地域を支える人材・団体の育成を図るとともに、自立に向けたサポートを行い、行政や地域との連携の構築に努めます。
また、時流に即した新規団体の発掘にも努めます。

3. 世代を超えた交流の促進、郷土愛の醸成

地域の伝統や各種活動の伝承・継承を図るため、若い世代、特に子どもたちに地域を知ってもらう機会を提供するとともに、世代間の交流促進や伝統的・文化的活動、各種ボランティア活動に参加できる環境を整備します。
また、ふるさとの良さについて子どもたちが主体的に学ぶ活動を様々な場面で積極的に取り入れるなど、「白山市教育大綱」の基本理念である「ふるさと白山市を愛し、誇りに思える人づくり」を推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域型コミュニティ活動の支援	町内会活動に対する支援	→	→	市
	集会施設の整備に対する支援	→	→	市、県、市民
	コミュニティ活動備品の整備に対する支援	→	→	市、県、市民
	適正規模での町内会活動の推進	→	→	市、市民
2. 各種団体・グループなどの自主的活動の促進	★地域を支える人材・団体の育成	→	→	市、市民
	時流に即した新規地域団体の発掘		→	市、市民
3. 世代を超えた交流の促進、郷土愛の醸成	子どもの伝統・地域行事へのきっかけづくり	→	→	市、市民
	★ふるさと学習事業の提供	→	→	市
	世代間・地域間の交流事業の支援	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 町内会活動に対する支援の強化とともに、市民の町内会活動への積極的な参加を促進します。
- 家庭、地域間の教育力を強めるために、学び合い、経験を共有する世代間交流を促進します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
町会行事災害補償制度加入率	%	89.9 (H28)	92.5	95.0	
世代間・地域間交流事業参加者数	人／年	9,195 (H27)	9,700	10,000	



集会施設の整備



子どもたちのふるさと学習

3-1-2 協働と共創のまちづくりの推進

現 状・課 題

■ 本市では、平成23年3月に白山市自治基本条例を制定し、「市民参加」と「協働」によるまちづくりにより、市民自らが地域の担い手として活躍し、互いに協力し合い、活力に満ちた地域社会の実現を目指しています。

こうした中、市民自らの創意工夫により複雑化・多様化する地域課題を解決し、地域の魅力向上に向けた取り組みを支援するため、平成28年度に「市民提案型まちづくり支援事業補助制度」を創設しました。

また、NPOやボランティアといった各種団体との連携を進めるため、白山市ボランティアセンターに専任のコーディネーターを配置し、各種相談や交流会の開催等を行っています。

今後は、幅広い年代層の参画や新たな担い手の発掘・育成をさらに進めるとともに、市民一人ひとりが地域の取り組みに主体的に参加し、自ら考え行動する地域づくりが求められており、市民意識の向上や地域力向上のための取り組みが必要です。

■ 本市では、活力ある地域社会の発展と人材育成を進めることを目的として、平成23年に市内に立地する金城大学・金城大学短期大学部と包括連携協定を締結しました。さらに、県内外の大学とも包括連携協定を締結し、幅広い分野での事業展開を図っています。

また、県内の高等教育機関で構成されている大学コンソーシアム石川の各種事業を通じた連携も進めています。

今後は、多様化する地域課題や行政的課題の解決に対応するため、連携による事業展開を積極的に進める必要があります。

基 本 的 方 向

1. まちづくりに関する取り組みの充実

白山市自治基本条例に基づき、市民参加、市民と行政の協働を基本にまちづくりを進めるため、協働の仕組みづくりや環境整備、活躍する人材の育成を推進します。

さらに、本市の実情に即した「市民主体のまちづくり組織」の検討とともに、地域が自主的・主体的に取り組む活動を支援する「（仮称）地域予算制度」の導入に向けて整備を進め、新たな「協働のまちづくり」を推進します。

また、ボランティアへの関心を高めてもらうため、ボランティアセンターの機能強化を行うとともに、各種団体とのさらなる交流・連携を図ります。

2. 高等教育機関との連携体制の推進

高等教育機関の運営を支援するとともに、地域や行政と連携し合える環境や連携体制の整備を図ります。

また、これまで以上に産学官の連携を強化し、互いの資源を活かした事業展開を進めるとともに、若い世代を含めた地域との交流を深化させることで、地域の課題解決と活性化に繋がります。



傾聴ボランティア養成講座

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. まちづくりに関する取り組みの充実	市民提案型によるまちづくりの推進	→	→	市、市民
	★ 新たなまちづくりに向けた取り組みの推進		→	市、市民
	協働の体制づくりの構築	→	→	市、市民、社会福祉協議会
	★ ボランティア意識の啓発と参加の促進	→	→	市、市民、社会福祉協議会
2. 高等教育機関との連携体制の推進	教育施設の整備充実への支援	→		市
	★ 地域課題解決に向けた大学との連携による取り組みの充実	→	→	市、市民、大学
	里山を軸としたブランディング事業の推進	→	→	市、市民、大学
	再生可能エネルギーの利用に向けた共同研究の推進	→	→	市、市民、大学
	デジタルコミュニティ放送の活用促進	→	→	市、市民、大学

市民協働に向けて

- 協働のまちづくりの共通認識のもと、新しい制度の構築や高等教育機関との連携を強化します。
- ボランティアに関する啓発活動や広報、情報提供を行うとともに、ボランティア、市民活動団体、NPOとの交流会や研修会を定期的に行い、連携を深めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市民提案型まちづくり支援事業 取り組み数	件／年	27 (H28)	33	—	
ボランティア登録者数	人	6,560 (H27)	7,500	8,500	
ボランティア登録団体数	団体	165 (H27)	180	200	
大学との連携事業数	件／年	37 (H27)	45	55	

3-1-3 思いやりのあるまちづくりの推進

現 状・課 題

- 人権尊重の推進については、一人ひとりの人権が尊重された社会の大切さを理解してもらうため、法務局や人権擁護委員と協力し、人権啓発活動に努めています。

今後も、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性について十分に理解と認識を深められるよう、積極的な啓発活動に取り組み、人権意識を高めることが必要です。

- 国では、男女共同参画基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、あらゆる分野における女性の活躍など、新たに4つの視点を定めています。

本市においては、白山市男女共同参画推進条例に基づき「白山市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画セミナーの実施や審議会などにおける女性委員登用の推進、配偶者からの暴力（DV（ドメスティックバイオレンス））の相談窓口「DVホットライン白山」の開設などを行っています。

一方、男女共同参画社会の実現は、男女の意識改革によるところが多いため、家庭や学校、職場などあらゆる場に合わせた普及啓発が必要です。

また、女性の活躍できる場づくりの充実やライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が課題となっています。

DVについては、相談件数が増加傾向にあり、深刻な社会問題ともなっていることから、DVに関する啓発活動や被害者支援の充実を図るとともに、本市の相談機関だけでは解決できない事案もあるため、関係機関等との連携が必要で

基 本 的 方 向

1. 人権尊重の推進

法務局や人権擁護委員と連携・協力し、人権擁護活動と人権擁護思想の普及啓発活動を推進します。

また、市民が安心して生活できるよう、人権相談や市民生活における多種多様な悩み事に対応できる相談体制の充実を図ります。

2. 男女共同参画社会の推進

男女が互いに尊重し、ともに個性と能力を発揮できるよう、家庭・地域・学校・企業など幅広い分野への情報発信及び意識啓発を図ります。

また、市民一人ひとりが仕事と子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動やボランティア活動など、多様な選択のもと、バランスのとれた生き方ができる社会の実現のため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発に努めます。

さらに、男女間の実質的な機会の平等を担保するため、あらゆる分野において、女性の参画の拡大や活躍を推進するとともに、人材の育成や周知啓発等に努めます。

DVなどの行為は、重大な人権問題でもあるため、その根絶に向け、DVに関する周知啓発を実施し、DVの未然防止に努めるほか、相談体制の充実を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 人権尊重の推進	人権啓発の推進	→	→	市、法務局、人権擁護委員
	各種相談事業の実施	→	→	市
2. 男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会への理解促進	→	→	市、市民
	★ワーク・ライフ・バランスの推進	→	→	市
	女性が活躍できる社会の推進	→	→	市
	配偶者からの暴力の防止	→	→	市、県

市民協働に向けて

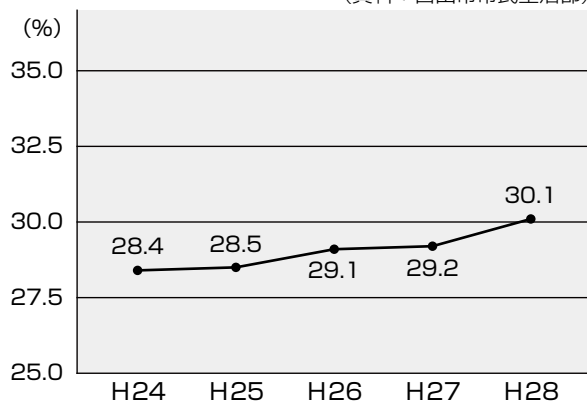
- 市民により構成された男女共同参画サポーターの活動支援を行い、草の根レベルでの男女共同参画啓発活動を推進します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市の審議会等における女性委員の割合	%	30.1 (H28)	40.0	40.0	
白山市仕事と生活が調和する優良事業所総数	社	10 (H28)	20	30	

市各種審議会等の女性登用率推移

(資料：白山市市民生活部)



白山市仕事と生活が調和する優良事業所表彰

3-1-4 市民の市政への参画機会の拡充

現 状・課 題

■ 本市はこれまで、まちづくり会議や若者等との意見交換のほか、市長への提案はがきなどの取り組みを通して、市民の市政への参画や市民ニーズの把握に努め、市民の声が活かされる市政の実現に努めてきました。

今後、さらに対話と参加によるまちづくりを実践していくことが重要であり、市民のまちづくりへの参画機会の拡充を図る必要があります。

また、若い世代や女性をはじめ、様々な年代や立場の意見を市政に反映することが求められています。

■ 市政への参画を促進するためには、市民に対して分かりやすく市政情報を提供することが重要です。

市民に対する情報提供が一方通行的にならないよう、あらゆる広報媒体を活用して、分かりやすい市政情報の提供に努め、公正で開かれた市政の実現を図る必要があります。

基 本 的 方 向

1. 対話と参加による市政の推進

対話と参加のまちづくりを推進するため、若い世代や女性、各種団体をはじめとする、より多くの市民から意見を聴く機会の充実を図るとともに、市長と直接意見交換する機会を設けるなど、市民の意見、提案やニーズを幅広く把握し、市政に関わる情報を市民と共有します。

また、より多くの市民が、計画策定時から市政に参画する機会の拡充を図るため、市の審議会の公募委員として活躍できる環境づくりをさらに推進します。

2. 広報活動の充実

市民に対してより分かりやすく見やすい広報紙となるよう工夫し、充実させるとともに、ホームページのさらなる充実を図ります。

また、進化する情報通信技術に対応した適切な市政情報の提供に努め、市民がより早く、いつでも情報を入手できる環境づくりに努めます。



まちづくり会議



若者との意見交換

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 対話と参加による市政の推進	★ 市政参画機会の充実	→	→	市、市民
	★ 広聴活動の充実	→	→	市、市民
2. 広報活動の充実	★ 広報活動の充実	→	→	市

市民協働に向けて

- 各種計画の策定段階から市民の参画を図るため、公募委員を取り入れることが相応しい審議会等の委員の任命に当たっては、積極的に公募するよう努めます。
- 市民の意見を聴く機会を積極的に設けるとともに、市長が直接、市民や各種団体と意見交換を行う機会を設け、市民の市政への参画を図り、今後の市政運営に活かします。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
ホームページへのアクセス数	千件/年	361 (H27)	400	450	



ホームページを活用した市政情報の発信

3-2-1 豊かな自然環境の保全と継承

現 状・課 題

■ 本市の里山は、水源かん養や災害の防止などの多様な機能を持っています。一方で農家や林業従事者の高齢化、後継者及び担い手の不足などから、耕作放棄地の増加や森林の荒廃などの問題が深刻化しています。

また、防風林・防砂林としての役割を果たしている海岸の松林は、松くい虫による松枯れの被害が継続しています。

そのため、耕作放棄地の発生や森林の荒廃の防止に繋がる対策や、後継者及び担い手が耕作や施業を維持できる環境を整備するとともに、農林資源の保全などへの取り組みが必要です。

さらに、これら課題への対応には、多くの市民の理解と参加が必要であり、市民と一体となった里山づくりが大切です。

■ 白山から日本海に至る広大な市域に、多種多様な生物の生息環境を有していますが、その中には絶滅が危惧されているものもあります。

また、近年では、里山の管理不足などにより生息環境の悪化や有害鳥獣による農作物被害も深刻化しており、動植物の生息環境の保全や有害鳥獣対策が求められています。

■ 本市では、手軽に自然とふれあえる場所として、多くの自然体験施設を有するほか、「いしかわ自然学校」と連携した自然とのふれあいイベントやプログラムを開催しています。

今後も、豊かな自然を活用したふれあいの場と機会の充実を図ることが大切です。

基 本 的 方 向

1. 自然環境・水環境の保全と継承

手取川水系と加賀沿岸域の環境基準点において、生活環境の保全に関する環境基準を達成するとともに、手取川扇状地域の良い水質や地下水位の維持を図ります。

また、中山間地域等直接支払事業に引き続き取り組み、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、森林環境税を有効に活用し、境界の明確化や計画的な間伐などを行うことによる森林の整備保全を図ります。

さらに、海岸林の保全においても適切な病害虫の防除を行うとともに、地域住民等の理解と協力を得て維持管理をしていく仕組みづくりを推進します。

2. 生物多様性の保全と鳥獣の保護管理

本市に生息・生育する希少野生動植物の調査を行い、保護・保全について普及啓発します。

また、野生鳥獣の生息環境の保全と地域の生物多様性の保護管理を図ります。

3. 自然とのふれあいの推進

水辺環境などの維持管理活動に対して支援を行うとともに、ホタル生息調査や自然観察会など、自然とふれあえる市民講座やイベントを開催します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 自然環境・水環境の保全と継承	生活保全に関する環境基準達成に向けた対策	→	→	市、県
	地下水位維持のための対策	→	→	市、国、県、市民、近隣自治体
	手取川扇状地域良好な水質の保全	→	→	市民、事業者
	★森林及び里山保全再生活動などの推進	→	→	市、市民
	ボランティア活動による森林整備	→	→	市、市民
	★中山間地域農業の活性化支援	→	→	市、市民、JA等
2. 生物多様性の保全と鳥獣の保護管理	希少野生動植物の保護・保全の啓発	→	→	市、市民
	野生鳥獣の生息環境の保全	→	→	市、市民
3. 自然とのふれあいの推進	自然とふれあえる市民講座やイベントの開催	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 手取川扇状地域の水質維持に向け、川や海などへのポイ捨て禁止看板の設置や監視強化に取り組むほか、広報等を通じ、調理くずや廃食油を流さないなどの生活排水対策を呼びかけます。
- 里山への苗木の植樹や下草刈り保育などに参加する体制の整備・構築を進め、自然に親しみながら里山保全の重要性の認識向上に取り組めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
ホタル生息確認数	匹	2,104 (H27)	3,000	3,200	
中山間地域等直接支払交付金 取組面積	ha	88.5 (H28)	90.0	90.0	



白山と手取川

3-2-2 生活環境の向上

現 状・課 題

- 本市では、市民、事業者、行政が互いに協働・連携して取り組む環境保全活動の一環として、海岸清掃や川掃除をはじめ、公共施設の清掃や散在する空き缶などの収集を行うクリーン作戦に取り組んでいます。また、環境保全活動を率先して実践できる市民、事業者の増加に向けた取り組みも行っています。

今後、環境保全に関する情報のさらなる周知徹底や共有化、活動に取り組む町内会や団体への活動支援が必要となってきます。

- 私たちの身近な生活環境には、工場・事務所や自動車などによる大気汚染、交通騒音や振動、化学物質による環境汚染、都市部における景観問題など、解決すべき様々な課題があります。

騒音・振動は、人の感覚に悪影響を及ぼす要因の一つであることから、企業と連携した公害防止対策を進めるほか、苦情への迅速な対応が不可欠となっています。

- 本市では、市営の松任斎場、一部事務組合が管理運営する白山郷斎場及び手取郷斎場が整備され、火葬業務を行っています。

しかし、斎場の施設本体及び火葬炉等の重要設備の老朽化による維持管理費が増大しており、将来の需要予測を見据えた斎場の再整備が必要です。

また、墓地公苑については、残区画数を見極めながら新たな整備を検討するとともに、共同墓地の老朽化に対応するための支援が求められています。

基 本 的 方 向

1. 環境美化の推進

市民、事業者、行政が協働・連携し、道路・公園などの公共施設の清掃や散在する空き缶等を収集するクリーン作戦、集落等の川掃除（生活排水溝の清掃）などの環境保全活動に継続して取り組みます。

また、良好な海岸及び河川環境を保全するため、海岸などの愛護思想を普及啓発するとともに、市民、事業者が利用しやすいホームページを活用した環境情報の共有化を推進します。

2. 公害防止対策の推進

環境基準の適合に向け、微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視や測定体制の充実を図るとともに、不法なごみの野外焼却（野焼き）禁止の遵守を図ります。

また、市内各企業との公害防止協定の締結を推進するほか、エコドライブによる自動車交通騒音の抑制や、除草剤、化学肥料等の適正な使用の推進を図り、苦情が発生した際は、迅速な対応をすることにより、市民の住み良い環境の維持に努めます。

3. 斎場や墓地の整備

斎場については、市全体の将来の需要を予測し、市民の利便性や今後の費用対効果を踏まえた適正な施設配置や規模の検討を行うとともに、広域行政のメリットをより生かせるよう、更新計画を作成します。

墓地公苑については、市民ニーズに応じた整備を検討することとし、案内板の整備や適切な維持管理を図るとともに、共同墓地の区画案内板の設置、通路、擁壁等の整備、緑化などを支援します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 環境美化の推進	環境保全活動の推進	→	→	市、市民、事業者
	道路・河川等での愛護啓発	→	→	市、市民、事業者
	ホームページ等を活用した環境情報共有化の推進	→	→	市
2. 公害防止対策の推進	環境基準の適合に向けた対策の実施	→	→	市、市民、事業者
	市内各企業との公害防止協定の締結の推進	→	→	市、事業者
	騒音・振動の苦情に対する迅速な対応	→	→	市、県
	悪臭と化学物質の苦情に対する迅速な対応	→	→	市、県
3. 斎場や墓地の整備	★ 斎場の再整備	→	→	市、広域事務組合
	市民ニーズに応じた墓地の整備	→	→	市
	共同墓地整備事業補助金の充実と活用	→	→	市

市民協働に向けて

- 市民、事業者、行政が互いにパートナーシップを確立し、三者が協働・連携して取り組む環境保全活動の一環として、海岸清掃や川掃除を実施します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
大気汚染に係る環境基準の適合 (4物質)	物質	3物質適合 (H25)	4物質適合	4物質適合	二酸化硫黄、二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、微小粒子 状物質
道路・河川環境保全活動参加 団体数	団体	56 (H27)	80	100	



海岸清掃

3-2-3 循環型社会の構築

現 状・課 題

- 地域環境の保全と資源の有効利用の観点から、廃棄物などの発生をできる限り抑制し、資源の循環的な利用と適正処理を確保することにより、環境への負荷を低減することが重要となっています。

今後も廃棄物の適正処理を確保していくためには、廃棄物をできる限り少なくするとともに、処理施設の適切な維持管理と計画的な施設整備が必要です。

- 東日本大震災以降、エネルギーの利用を巡る環境は国内外で大きく変化しており、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーは、低炭素社会における重要なエネルギー源であるとされています。

本市では、発生した一般廃棄物の大半は松任石川環境クリーンセンターで処理が行われ、ごみ焼却時の熱エネルギーを利用したバイオマス発電や不燃ごみからの資源回収を行うとともに、焼却灰をリサイクルし、資源やエネルギーの循環を図っています。

このほか、森林資源や水資源、地熱などの豊かな自然資源を活用した再生可能エネルギーの利用が求められます。

- 本市では、温室効果ガスの削減に向け、環境負荷低減に資する製品の調達やエネルギー効率の良いLED照明の導入などを推進しており、今後も市民、事業者、行政が協働した取り組みが必要です。

また、身近な生活環境から地球環境に至る環境全般についての理解と認識を深めていくことも必要です。

基 本 的 方 向

1. 廃棄物の減量化と適正処理

環境教育をはじめとする啓発活動により、できるだけごみを出さない消費活動への転換や、「物（もの）」を大切に長く使う意識の向上を図り、ごみの削減を推進するとともに、不法投棄、不適正処理防止に向けた取り組みを推進します。

また、発生した廃棄物については、収集運搬・中間処理の各段階で資源の積極的な回収またはリサイクルを行い、最終処分量の低減を図るほか、鶴来清掃センターに代わる新たな最終処分場の整備を推進します。

さらに、し尿処理施設に関しては、老朽化が著しいことから、下水道処理施設での共同処理を推進するとともに、他自治体と連携した広域処理も検討します。

2. 再生可能エネルギーの導入や利用の推進

公共施設におけるモデル的な再生可能エネルギーの導入により、市民の再生可能エネルギーに対する理解を深めます。

また、松任石川環境クリーンセンターでは、ごみ焼却によるバイオマス発電を引き続き継続するとともに、より効率的なエネルギー回収方法を検討します。

さらに、地域及び産学官が連携した再生可能エネルギーの調査・研究を推進するとともに、民間事業者による本市の遊休地の活用や、市民・事業者などへの普及・啓発により、再生可能エネルギーの積極的な導入の必要性を啓発していきます。

3. 地球環境にやさしい環境行動の推進

温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを展開するとともに、地球温暖化対策の重要性に関する啓発・広報による市民意識の向上を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 廃棄物の減量化と適正処理	ごみの削減の推進	→	→	市、市民、事業者
	不法投棄・不適正処理防止の推進	→	→	市
	リサイクルの推進	→	→	市、市民、広域事務組合、事業者
	★廃棄物処理施設の再整備	→	→	市、広域事務組合
2. 再生可能エネルギーの導入や利用の推進	再生可能エネルギーの活用促進	→	→	市
	再生可能エネルギーの調査・研究の推進	→	→	市、市民、事業者
3. 地球環境にやさしい環境行動の推進	温室効果ガスの排出量削減の推進	→	→	市、市民、事業者
	低炭素社会への意識向上の推進	→	→	市、市民、事業者

市民協働に向けて

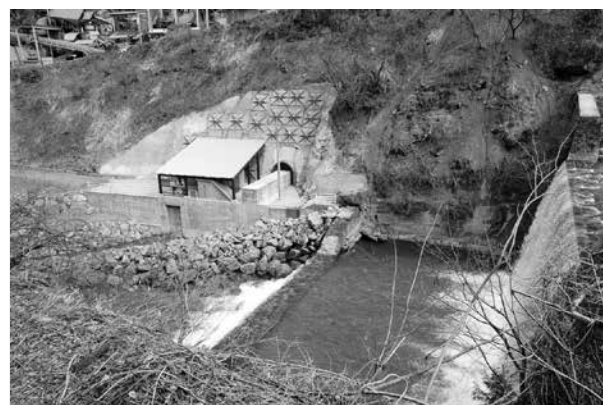
- ごみ減量化を身近に感じられるよう、広報やポスターなどを広く利用し啓発していきます。
- 環境に関する施策と地域の活性化について、市民の学習会やイベントなどの活動機会を充実するとともに、まちかど市民講座などへの職員派遣を積極的に進めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	g/人・日	548 (H26)	520	510	
ごみリサイクル率	%	14.8 (H26)	23.0	25.0	



ペレットストーブ



小水力発電所

第4章

市民の暮らしを支える快適で 笑顔あふれる安全なまちづくり

都市基盤

1 節 円滑に移動できる交通環境を整備します

1. 公共交通の充実による生活の足の確保
2. 円滑な交流を支える道路網の構築

2 節 暮らしやすさを実感できる魅力ある都市基盤を整備します

1. 移住・定住の促進
2. 安全で快適な魅力ある都市基盤の整備
3. 魅力ある計画的なまちづくりの推進

3 節 災害に強く安全・安心なまちづくりを推進します

1. 災害に備えた対策
2. 地域防災力の強化
3. 消防体制の充実

4 節 市民の暮らしを守る社会をつくれます

1. 交通安全の推進
2. 防犯体制の強化
3. 暮らしの安全確保

4-1-1 公共交通の充実による生活の足の確保

現 状・課 題

- 本市では、高齢者の増加に伴い、生活の足としての公共交通が必要不可欠と考えられる一方、公共交通の利用者は低迷しており、民間事業者の経営努力と行政の支援により路線を維持している状況にあります。

将来的には高齢化の進行に伴い、公共交通のニーズがさらに高まるとともに、利用者の行動パターンがますます多様化することが予想されることから、今後、市民ニーズに対応するとともに、地域間の交流を促進する持続可能な公共交通の構築が必要です。

- 本市は、ＪＲ北陸本線に４駅を有しており、通勤・通学の利用を中心とした多くの利用があります。

松任駅は、本市の玄関口として、また、在来線と北陸新幹線をアクセスする駅として、周辺地域における都市機能のさらなる充実が求められています。

さらに、平成34年度に迎える北陸新幹線金沢・敦賀間の開業と同時に在来線は第３セクターへ移管され、特急列車が廃止されるなど広域交通の利便性の低下が懸念されます。

このほか、北陸鉄道石川線は、鶴来地域や白山ろく地域への通勤・通学に寄与するとともに、優良宅地の形成にも大きく貢献してきましたが、近年は利用者の減少が著しく、将来の路線維持は厳しい状況にあり、鉄道の利便性向上と利用促進が課題となっています。

- 都市構造の変化や市民ニーズの多様化、白山ろく地域における人口減少等により、コミュニティバスの利用者が伸び悩んでいるルート・便が生じています。

このため、利便性を確保しつつ、効率的な運行による持続可能な公共交通の実現が課題となっています。

基 本 的 方 向

1. 公共交通ネットワークの強化

地域公共交通協議会を設立し、「白山市地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通網再編実施計画」の策定に向けて取り組みます。

また、北陸新幹線やＪＲ北陸本線の二次交通の利便性向上を図り、目的地まで容易に移動できるよう近隣自治体と連携した、広域的な公共交通網の構築及び利用促進を図るとともに、コミュニティバスの相互乗り入れについて協議します。

2. 鉄道の利便性向上と利用促進

北陸新幹線については、市民生活に支障が出ないことを最優先に、金沢・敦賀間の開業に向けた事業を県とともに支援します。

また、ＪＲ北陸本線については、第３セクター化に向け、運行事業者に対して利便性の維持・向上を働きかけるとともに、（仮称）西松任駅の建設に取り組みます。

このほか、北陸鉄道石川線については、路線を維持するための支援を継続するとともに、公共交通の利用促進と鶴来駅周辺での市街地への誘導を図るための道路整備と併せ、運行业者をはじめとした関係機関と協議し、駅機能の強化を図ります。

3. 生活バスの利便性向上と利用促進

利用者のニーズを把握し、利用しやすく、効率的な運行体系の確立に努めるとともに、運行事業者に対する支援を継続し、路線の維持・充実を図ります。

また、運賃収入を確保するため、利用促進を図るとともに、コミュニティバスについては、運賃体系の見直しを検討します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 公共交通ネットワークの強化	★ 地域公共交通網形成計画の策定	→	→	市、国、県、市民、運行事業者
	地域公共交通網再編実施計画の検討	→	→	市、国、県、市民、運行事業者
	★ 地域公共交通協議会の設立	→	→	市、国、県、市民、運行事業者
	★ 二次交通網の利用促進	→	→	市、市民、運行事業者
	コミュニティバスの相互乗り入れ	→	→	市、近隣自治体
2. 鉄道の利便性向上と利用促進	★ 北陸新幹線整備の促進と環境対策	→	→	市、県、鉄道・運輸機構
	★ 在来線（仮称）西松任駅整備及び道路網の整備	→	→	市、国、県、市民、運行事業者、区画整理組合
	★ 並行在来線の利便性の維持・向上	→	→	市、県、市民、運行事業者
	★ 石川線の利用促進及び鶴来駅の機能強化	→	→	市、県、市民、沿線自治体
3. 生活バスの利便性向上と利用促進	★ 生活バス運行体系再編の検討	→	→	市、国、県、市民、運行事業者
	不採算路線への支援	→	→	市、国、県
	利用促進施策の展開	→	→	市、市民
	新たな運賃体系の検討	→	→	市

市民協働に向けて

- 行政、運行事業者、利用者からなる地域公共交通協議会を設立し、利用しやすい公共交通体系の確立と利用者の確保を図るとともに、公共交通沿線の住民が主体となった、路線ごとの利用促進協議会の設立・運営について、運行事業者とともに支援します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
コミュニティバス利用者数	人／年	145,521 (H27)	172,000	218,000	
市内北陸本線駅の1日平均乗車人数	人／日	6,185 (H27)	6,500	6,800	
市内石川線駅の1日平均乗降人数	人／日	1,898 (H27)	2,250	2,600	

4-1-2 円滑な交流を支える道路網の構築

現 状・課 題

■ 広域道路網は、本市と関東圏、中京圏のほか、能登から加賀や隣県との連携を促進するとともに、北陸自動車道や国道8号の代替機能を満たす幹線道路として、極めて重要な道路網です。

そのため、小松白川連絡道路や加賀海浜道路などの未整備路線の整備に向け、国や県へ継続的に要望していく必要があります。

また、市街地周辺では、幹線道路での交通渋滞の解消に向け、継続的な対策や取り組みが求められています。

■ 本市では、主要幹線道路へのアクセス道路の整備を中心に進めていますが、今後も国道8号などの広域幹線道路へのアクセスの改善のほか、市内における移動の円滑化に向け、地域の連携を促進する道路網の整備や歩行者や自転車の安全対策が強く求められています。

また、冬期間の除排雪体制では、幹線道路や町内の生活道路において、緊急車両の円滑な通行及び歩行者の安全な通行帯の確保を図っており、今後も冬期間の除雪・克雪化体制の強化が求められています。

基 本 的 方 向

1. 広域的道路ネットワークの構築

既存道路の機能維持とともに、小松白川連絡道路や加賀海浜道路、金沢外環状道路（海側幹線）本線部などの未整備路線の整備に向け、国や県へ継続的に要望していきます。

また、国道157号の4車線化の整備促進や国道8号の渋滞対策推進についても、国へ継続的に働きかけます。

2. 市内の交通ネットワークの構築

駅や主要なバス停等の交通結節点へのアクセス性の向上を図る道路網の整備を促進するとともに、国道8号などの幹線道路へのアクセスの改善に向け、市街地の道路網の整備を促進します。

また、通学路をはじめとする市内危険箇所での歩道整備や路肩拡幅による歩行者や自転車通行帯（グリーンベルト）の確保の安全対策の実施に努めます。

さらに、通学路及び主要な幹線道路の除雪を優先して行うとともに、生活道路については市民相互の協力による除雪体制づくりに努めます。



国道8号の渋滞



除雪作業

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 広域的道路ネットワークの構築	★ 国道 360 号（小松白川連絡道路）の事業化に向けた調査の促進		→	国、県
	★ 加賀海浜道路（加賀海浜産業道路）の整備促進	→	→	県
	★ 金沢外環状道路（海側幹線）の整備促進	→	→	市、県
	★ 国道 157 号（鶴来バイパス）の 4 車線化の整備促進		→	国
	★ 国道 8 号の渋滞対策の推進	→	→	国
2. 市内の道路ネットワークの構築	★ 市内主要幹線道路の整備促進	→	→	市、県
	★ 市街地における都市計画道路網の整備促進	→	→	市、県
	集落間を結ぶ道路の整備促進	→	→	市、県
	除雪体制の充実	→	→	市

市民協働に向けて

- 道路整備計画に関する市民の理解を深めるため、積極的に説明会を開催し、市民からの意見を参考にしながら道路網の再構築に取り組みます。
- 除雪を円滑に実施するに当たり、支障となる路上駐車禁止や支障木等の除去及び身近な道路や自宅周辺等の除雪について、家庭や町内会の連携・協力体制を構築します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
道路（市道）の走りやすさ割合 （2車線以上）	%	35.0 (H27)	37.0	39.0	
市道における歩道設置延長の割合	%	14.1 (H26)	16.0	18.0	
歩道の除雪対象路線延長	km	81.4 (H27)	85.0	90.0	

4-2-1 移住・定住の促進

現 状・課 題

将来的に日本の総人口の減少が見込まれる中、本市においても人口減少を最小限度にとどめ、均衡ある人口構成を目指すため、特に若年層を中心とした定住促進を図る必要があります。

本市では、これまでに定住促進を図るため、市内での住宅取得や民間賃貸住宅に住む新婚夫婦に対しての支援制度等を行っているほか、市民の除雪の負担を軽減するための、除雪機械等の購入や自宅の屋根に融雪装置を設置する場合に、補助金を交付しています。

今後は、これらの取り組みを広く周知するとともに、定住につながる支援策をさらに進める必要があります。

また、白山ろく地域については、店舗などの生活基盤や働く場などが自宅の近くにない場合が多いことから、定住が進まない状況にあり、その対策が求められています。

本市では、増加傾向にある空き家を利活用して、定住促進や地域活性化を図るため、空き家バンク制度を実施しています。

また、空き家を抱える町内会では、空き家の適正管理や利活用を望む声が多く、地域活性化につながる利活用の支援策が求められています。

基 本 的 方 向

1. 定住施策の充実

若年層を中心として、市内での新たな住宅の取得や居住に対する支援を進めるとともに、市内在住者の除雪負担の軽減や関係機関との連携による除雪体制の強化により、定住の促進を図ります。

特に白山ろく地域においては、住宅の取得に対する手厚い支援を継続するほか、白山ろく地域からの高校通学に対する費用負担の軽減など、独自の支援策を行うことで定住の促進を図ります。

また、市外からの移住希望者に向けた本市の情報発信を推進するほか、地域活性化に向けた地域づくりを支える人材の受け入れを支援します。

2. 空き家の利活用の支援

空き家バンクによる空き家の利活用を進めるため、バンク制度の一層の周知等により、登録物件と利用登録者の拡大を図ります。

また、町内会等の意向を踏まえ、空き家を地域の集会施設や交流サロンなどに利活用する際の支援制度について検討します。



移住フェア

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 定住施策の充実	★ 新たな住宅取得への支援	→	→	市
	新たな三世帯同居・近居の支援	→	→	市、県
	民間賃貸住宅に住む新婚夫婦への支援	→	→	市
	克雪化の推進	→	→	市
	白山ろく地域からの高校通学への支援	→	→	市
	移住希望者へ向けた PR 等の推進	→	→	市
	地域づくりを支える人の受け入れ支援	→	→	市
2. 空き家の利活用の支援	★ 空き家バンク制度による利活用の促進	→	→	市、市民
	地域住民等による利活用への支援	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 空き家に関するセミナーの開催や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うことにより、市民の理解と関心を高め、所有者による空き家の適正管理や積極的な利活用を促進するとともに、地域住民等からの提案による空き家活用策を検討します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
定住促進奨励金の利用件数	件／年	358 (H25-27平均)	385	400	
空き家バンク成約件数	件／年	—	8	10	



定住促進パンフレット



市ホームページの移住・定住支援コーナー

4-2-2 安全で快適な魅力ある都市基盤の整備

現 状・課 題

- 近年、全国各地でゲリラ豪雨等が発生していますが、その対策として、河川改修や砂防事業の早期完成が重要です。

さらに、市民の生命と財産を守るため、支川流域の浸水被害を未然に防止するとともに、誰もが安心して海岸を利用できるよう、整備を推進する必要があります。

- 本市では、公園や公共施設緑地等が市全域に配置されています。今後も良好な緑化空間を確保するため、公園・緑地の整備をさらに進めるとともに、市民参加による緑化活動の推進や緑の資源の保全・活用が必要です。

また、「白山市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園の効率的な維持管理及び長寿命化に取り組む必要があります。

- 本市の水道の大半は地下水源を利用していますが、白山ろく地域では表流水や伏流水を飲料水としており、水道施設の老朽化により、浄化能力の不足や施設の維持管理に支障が生じています。そのため、将来にわたり安定的な水道・下水道事業を推進するため、中長期的な観点から、効率的な施設の整備や維持管理・更新とともに、経営の安定・健全化及び簡易水道の上水道化が求められています。

また、一般廃棄物であるし尿や浄化槽汚泥、下水道汚水を一元的に処理できる施設の整備について、計画的に進める必要があります。

- インターネットをはじめとする情報通信技術（ＩＣＴ）は、市民生活に欠かせないものとなっており、特に外国人観光客からは、公衆無線ＬＡＮの整備が求められています。

一方、白山ろく地域では、光ファイバ網を管理する通信機器類及び収容する建物の老朽化・耐震化などの課題を抱えています。

基 本 的 方 向

1. 河川・海岸の整備と保全

誰もが安心して安全に生活ができるよう、国・県に対し、河川・海岸事業の早期整備の実現及び土砂災害対策としての砂防事業の促進を要望します。

また、雨水排水路・雨水幹線管渠の整備や調整池の設置、透水性舗装の施工、浸透樹の設置などにより、市街地の浸水対策を推進します。

2. 公園・緑地の整備と緑化の推進

生活に潤いと安心をもたらす緑を創出するため、都市公園や史跡公園を整備するほか、老朽化施設の更新を図り、公共施設の緑化の推進や優れた景観の創出を推進します。

併せて、市民参加による緑化活動の推進を図ります。

3. 水道・下水道の整備と適切な維持管理

老朽化施設の更新、長寿命化を図るため、水道及び下水道に関する更新計画を策定するとともに、計画に基づいた適切な施設更新や維持管理に努めます。

また、少子高齢化や節水型社会に対応した安定的・持続的・健全な企業経営を目指し、施設の集中管理体制の整備や水道・下水道事業の統合化の推進、污水处理施設共同整備事業の推進や下水道焼却灰の活用、下水道未接続者への接続促進に努めます。

4. 情報通信基盤の整備・充実

観光客が多く集まる交通や観光の要所を中心に公衆無線ＬＡＮの整備を推進します。

また、白山ろく地域における通信機器類については、できるだけ早期に更新するとともに、通信機器類を収容する建物については、施設数の集約や移転等について検討を進め、ブロードバンド環境の安定したサービスの提供に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 河川・海岸の整備と保全	★ 河川・砂防事業等の整備促進	→	→	国、県
	★ 海岸整備の充実	→	→	国
	雨水排水対策の推進	→	→	市
2. 公園・緑地の整備と緑化の推進	★ 都市公園の整備促進	→	→	市、県
	★ 史跡公園の整備	→	→	市
	緑化推進事業の充実	→	→	市、県、市民、事業者
	老朽化施設の更新	→	→	市
3. 水道・下水道の整備と適切な維持管理	更新計画の策定	→	→	市
	★ 施設の集中管理体制の整備	→	→	市
	★ 水道・下水道の統合化の推進	→	→	市
	★ 污水处理施設共同整備事業の推進	→	→	市
	下水道焼却灰の建設資材への活用	→	→	市
	★ 下水道未接続世帯への接続促進	→	→	市
4. 情報通信基盤の整備・充実	公衆無線LANの整備	→	→	市、観光施設
	★ 白山ろく地域の情報通信基盤整備	→	→	市、あさがおTV

市民協働に向けて

- 花苗の植栽や水やり、除草、市民公園の日常管理への市民参加の機会の充実を図り、潤いのある快適なまちづくりへの参加意識や気運を高めます。
- 下水道への接続促進に向け、市民との対話の機会を設けます。また、節水意識の高揚のための啓発活動を展開します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市民一人当たりの都市公園の敷地面積	m ² /人	10.6 (H27)	11.9	11.9	
下水道接続（水洗化）率	%	95.0 (H27)	97.0	98.0	
公衆無線LAN整備数	箇所	5 (H27)	21	21	

4-2-3 魅力ある計画的なまちづくりの推進

現 状・課 題

■ 本市では、平成24年度に松任・美川・鶴来地域を「白山都市計画区域」として統一したほか、長期未着手となっている都市計画施設の計画見直しなども並行して進めてきました。

今後は、郊外部への無秩序な開発を抑制しつつ、中心市街地へ都市機能などを誘導することにより、人口減少時代においても効率的な都市経営が可能となるコンパクトなまちづくりへの転換が求められています。

また、土地取引の円滑化や土地境界トラブルの防止などに向け、地籍の明確化を推進する必要があります。

■ 松任・美川・鶴来地域に中心市街地が形成されていましたが、大型商業施設の郊外立地などの商業環境の変化や経営者の高齢化、後継者不足に伴い、商店街の衰退・空洞化が深刻化しており、商店街を核とした中心市街地の再興が求められています。

■ 本市には、霊峰白山から手取川扇状地を経て、日本海につながる美しい自然景観や、各地域の歴史・伝統・文化に培われた特徴ある街並み景観があります。

今後、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを展開し、美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくことが大切です。

また、市営住宅については「白山市営住宅基本計画」に基づき、改修・整備を行っているほか、地域の実情に応じた住宅再編を進めており、今後は、適切な維持管理による長寿命化が必要となっています。

このほか市内には、耐震強度が不足している住宅が数多くあり、地震により倒壊の恐れがある住宅については、建替えや耐震改修を促進し、安全性を確保する必要があります。

基 本 的 方 向

1. 計画的な土地利用の推進

既成市街地周辺の市街化動向を見据えながら、都市計画の見直しや土地区画整理事業等を進め、既存ストックの有効活用と優良な宅地供給を推進し、計画的に市街地の形成を図ります。

また、まちづくり開発制度の活用を促進し、土地の有効活用と集落の活力維持を図ります。

なお、地籍調査事業は、国庫補助事業費の拡充を国へ要望するとともに、今後も住宅地を優先して調査し、地籍の明確化に努めます。

2. 中心市街地の魅力向上

中心市街地においては、地域の歴史、観光資源等を活かした整備を促進するとともに、良好な居住環境の保全・充実に努めます。

また、楽しみながら「まち歩き」ができる環境を整備し、来訪者をまちなかへ誘導するほか、郊外からのアクセス性の向上を図ります。

3. 住環境の充実

市街地における良好な景観の形成に向け、適正な土地利用を進めるとともに、地区計画やまちづくり協定等による市民主体のルールづくりに取り組みます。

また、歴史・伝統・文化を背景に守り育てられた地区や、新たな街並み景観づくりに取り組む地区に対し、保全・活用に向けた支援を行い、良好な街並み景観の形成を図ります。

市営住宅については、社会情勢の変化や市の財政状況等を踏まえながら、「白山市営住宅基本計画」の見直しを進め、良質な住環境の確保と適切な施設の維持管理に努めます。

また、市民の生命・財産を守るため、耐震化に関する啓発及び知識の普及に努め、住宅の耐震化率の更なる向上を目指します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 計画的な土地利用の推進	★都市計画の見直し	→		市、市民
	★土地区画整理事業の促進	→	→	市、県、市民
	まちづくり開発制度の活用促進	→	→	市、市民
	地籍調査事業の推進	→	→	市
2. 中心市街地の魅力向上	★まちなかへ誘導する魅力の整備	→	→	市、市民
	★既存商店街の活性化	→	→	市、市民
3. 住環境の充実	地区計画制度・景観まちづくり制度の適用推進	→	→	市、市民
	市営住宅の再編	→	→	市
	市営住宅の適切な維持管理の推進	→	→	市
	各種融資・助成制度の周知	→	→	市
	耐震診断・耐震改修の促進	→	→	市、市民、事業者

市民協働に向けて

- まちづくり開発制度や地区計画制度、まちづくり協定の活用により、地域の自発的なまちづくり活動への支援やまちづくりの参画機会の創出等に努めます。
- 地元協議会と連携を取りながら、地域ごとに特徴のある景観の保全を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市街化区域内の人口	人	81,200 (H22)	82,000	82,000	
空き店舗の活用	件	2 (H27)	5	10	
市営住宅の管理戸数	戸	638 (H28)	604	592	
住宅の耐震化率	%	78.1 (H25)	90.0	95.0	

4-3-1 災害に備えた対策

現 状・課 題

■ 本市は、白山から日本海まで県内最大の市域を有し、水害や土砂災害、雪害など様々な災害が想定されることから、「地域防災計画」及び「白山火山防災計画」を策定し、防災対策を進めています。また、災害時の職員の行動を示した各種マニュアル作成により、有事の際に迅速に対応できる体制を整備しているほか、大規模な災害時に備えた協定の締結や協力体制の整備に取り組んでいます。

今後は、行政と市民が一体となり、災害時に的確に対応できるよう、より実践的なマニュアルの作成や防災訓練等を実施する必要があります。

また、災害発生時に円滑な避難を行うため、各種ハザードマップを作成しており、今後は、これらを適宜見直すとともに、危険箇所区域の市民への周知の徹底を図ることが重要です。

■ 武力攻撃事態等において、市民を的確かつ迅速に保護するため、本市では平成19年1月に「白山市国民保護計画」を策定しました。

今後、武力攻撃事態や大規模テロ等の有事に備え、実践的なマニュアルの整備のほか、情報伝達や各関係機関との連携など、的確な対応が取れる体制の整備が必要です。

■ 災害を未然に防ぎ、災害が発生した場合の被害を低減するため、ライフラインや各種施設の防災機能の強化及び効率的な維持管理が必要です。また、河川改修や土砂災害、雪害防止対策等のハード面の整備について、引き続き国・県に対して事業の進捗を要望していく必要があります。

基 本 的 方 向

1. 防災対策の充実

白山を含む防災対策については、災害対策基本法等に位置づけられた「地域防災計画」に基づき、防災マニュアル等の充実に努めます。特に白山は「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として位置づけられたことから、白山における防災対策の強化に努めます。

また、避難所の開設・運営や災害復旧における自治体間及び民間事業者との相互協定、災害ボランティア等の受援体制を明確化し、災害時の対策強化に取り組んでいきます。

さらに、各種災害に備え、防災行政無線、白山市メール、フェイスブック等の様々な情報伝達手段を利用し、市民に対し、迅速かつ正確な情報発信の充実に努めます。

2. 国民保護に関する対応の強化

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等に基づき、外部からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、迅速・的確な国民保護措置に努めます。

3. ライフライン等の確保

災害時の被害の低減を図るため、上下水道、道路、公園、河川、砂防、海岸等の施設は、関係機関と連携を図りながら、想定される災害に対して十分な耐震機能を維持するよう努めるとともに、定期的な点検や計画的な維持管理・補修などの長寿命化対策を推進します。

また、災害時において、交通の寸断などにより白山ろく地域における集落が孤立しないよう、国道157号の強靱化を進めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 防災対策の充実	★ 地域防災計画の充実	→	→	市
	各種災害に備えた防災体制の強化	→	→	市
	災害対応等マニュアルの充実	→	→	市
	災害時受援体制の強化	→	→	市
	災害に備えた情報伝達手段の充実	→	→	市
2. 国民保護に関する対応の強化	国民保護計画に基づく武力攻撃等への対策	→	→	市、国、県
3. ライフライン等の確保	★ 橋梁等の耐震化事業の促進	→	→	市、国、県
	★ 上下水道施設の耐震化推進	→	→	市
	国道 157 号の強靱化対応	→	→	県

市民協働に向けて

- 国や県及び関係機関と連携し総合的な治水対策等の防災対策に取り組み、災害に関するイベントや研修会を開催するなど、市民の防災意識の高揚を目指します。
- 各種イベントでの周知、説明会の開催や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うことにより、防災に対する市民の理解と関心を高め、自分の命は自分で守る「自助」の意識を高めていきます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
災害時協力事業者登録業者数	社	35 (H27)	45	55	
白山市メール配信サービス登録者数	人	4,090 (H27)	6,600	9,000	



橋梁の長寿命化対策

4-3-2 地域防災力の強化

現 状・課 題

■ 阪神・淡路大震災の教訓から、自助、共助の重要性が認識され、町内会を中心とした自主防災組織の結成を促しています。

今後は、各種防災マニュアルを活用しながら、地域・地区単位の自主防災組織の結成率100%に向けた啓発や組織結成への支援を推進する必要があります。

また、防災訓練については、定期的な実施に加え、災害を想定した実践的な訓練、災害時協力事業者と連携した訓練等を取り入れるなど、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

さらに、地域の防災活動を支援する防災士については、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営の重要性を踏まえ、女性防災士の育成が求められています。

一方、防災士の資格を活かせる場が少なく、市民の認知度も低いことから、自主防災組織とともに、地域に根ざした活動に関わることでできる機会の創出が必要です。

■ 二次避難施設については、場所、規模、輸送手段、耐震化状況等の観点から、災害時に機能するか検証する必要があります。さらに、本庁舎が機能不全に陥った場合に備え、本庁舎周辺に防災拠点の整備が必要です。

また、市民及び一時滞在者の二次避難施設への円滑な避難に向け、計画的に標識看板を整備する必要があります。

さらに、防災資機材の備蓄については、支所、市民サービスセンター、学校等に非常食を保管しているほか、家庭用防災用品の購入支援も行っています。

しかし、災害時には備蓄品の配付が困難なことから、今後は集会所等にも配備する必要があります。

基 本 的 方 向

1. 地域防災体制の充実

地域防災力向上に向け、地域・地区単位の自主防災組織の結成に向けた啓発等に取り組むとともに、町内会や自主防災組織に対して、消火栓の取り扱いなど、より実践的な防災訓練等の積極的な支援に努めます。

また、女性防災士等の増員など、幅広い防災士の人材育成を図るとともに、白山市防災士会及び町内会と連携し、地域防災力の充実に努めます。

2. 防災施設や防災資機材の整備・充実

市内の二次避難施設の備蓄品の配備に取り組むとともに、国の方針に基づいた統一看板を整備します。

また、孤立する恐れのある町内会については、一次避難場所となる集会所等への備蓄品の配備を推進します。

さらに、大規模災害時において本庁舎が機能不全に陥った場合に備え、本庁舎周辺に防災備蓄庫を備えた防災拠点の整備を検討します。

なお、防災施設及び災害対策における河川改修等の整備については、地元住民や関係機関と連携・調整し、引き続き国・県に対して事業の推進を要望します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域防災体制の充実	★ 自主防災組織体制の強化	→	→	市民
	地域防災訓練への支援	→	→	市、市民
	防災士の育成強化	→	→	市、県
2. 防災施設や防災資機材の整備・充実	★ 防災拠点の整備		→	市
	★ 災害備蓄品の充実	→	→	市
	避難所機能の充実	→	→	市

市民協働に向けて

- 地域防災体制の充実を図るため、各種イベントでの周知や広報、パンフレット等を用いた啓発活動を行うとともに、防災士の育成を図り、関係団体等に対し女性防災士の確保を呼びかけます。
- 自主防災組織の存続及び防災士等の育成のための環境を整備し、地域住民、関係機関、行政が一体となった地域防災力の強化に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
地区自主防災組織結成への支援	地区／年	5 (H27)	14	28	
女性防災士の数	人	31 (H27)	75	89	
二次避難施設への防災備蓄品の配備	施設	2 (H27)	40	89	



災害備蓄品



地域防災訓練

4-3-3 消防体制の充実

現 状・課 題

- 本市の消防組織は、広域事務組合が行う常備消防と、市内の2消防団22分団からなる非常備消防が中心となっています。

地域での消防活動は、消防団が中心となり、火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置、普及促進等の予防活動や町内会に対する初期消火の重要性を啓発しています。

今後は、イベント等の内容や方法を見直し、効果的な周知・啓発が必要です。

また、住宅用火災警報器については、普及促進をはじめ、定期的な動作確認や適切な維持管理について、広報等による啓発の強化を図る必要があります。

- 本市では、火災件数及び焼死者数に減少はないものの、住宅用火災警報器の設置等に伴い、大事に至らない件数が増加し、一定の効果が得られています。

今後も防火防災思想の普及徹底と火災による焼死者の減少に向けた取り組みが求められます。

また、救急出動件数については、毎年増え続けており、今後の高齢化等に伴いさらに増加することが予想されます。増加する救急出動に対しては、平等に高度な救命処置を提供できる体制づくりと人材育成が重要となっています。

- 本市では、消防団員の高齢化や新入団員の減少等により、団員の確保が困難になりつつあります。

消防団員は、地域防災活動の中核を担う存在であることから、適正な団員数を確保し、消防団組織の存続、充実を図る必要があります。

また、消防団の資機材については、消防車両や格納庫の計画的な更新、安全装備品の充実が必要となっています。

基 本 的 方 向

1. 火災予防活動の充実

火災の未然防止に向け、巡回広報やイベント等による啓発とともに、住宅用火災警報器の普及促進等の予防活動に努めます。

また、自主消防活動への支援や初期消火活動の指導を実施します。

2. 常備消防の充実

火災による焼死者数の減少に向け、市民、事業所等に対する防火指導、一般家庭への防火訪問などにより、防火思想の普及徹底を図るとともに、消防施設の機能強化を図ります。

また、高齢化等による救急要請の増大に対し、平等に高度な救命措置を提供できるよう、引き続き救急救命士の養成・技能向上に努めます。

さらに、病院前救護の観点から、救命講習会等を通じて、救急技術の普及を図り、市民による応急処置の拡充に努めます。

3. 消防団の強化

消防団員の確保に向けた啓発活動を推進するとともに、操法大会をはじめとする様々な訓練等を通して、団員の資質向上に努め、消防団の強化を図ります。

また、消防団員活動の向上を図るため、各種装備品の充実に努めるとともに、消防車両等の整備を計画的に推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 火災予防活動の充実	巡回広報やイベント等による火災予防活動	→	→	市、広域消防本部
	住宅用火災警報器の普及促進	→	→	市、広域消防本部
2. 常備消防の充実	防火防災思想の普及徹底	→	→	広域消防本部
	火災による焼死者数の減少化	→	→	広域消防本部
	★高齢化社会に伴い増大する救急要請への対応の強化	→	→	市民、広域消防本部
	消防施設の機能強化	→	→	広域消防本部
3. 消防団の強化	消防団員の確保	→	→	市
	消防団員の装備品の充実	→	→	市
	消防車両等の整備推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 救急隊が到着するまでに、積極的に応急手当を施すバイスタンダー^{*}を広く育成するため、年間2,500人程度の受講者を目標に救命講習を継続して開催します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
消防団員の確保	人	539 (H27)	560	593	団員定員数
バイスタンダー [*] の育成	人	41,667 (H27)	55,500	68,000	累計

※バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者・同伴者等）



市民を対象とした救命講習会



消防訓練大会

4-4-1 交通安全の推進

現 状・課 題

- 本市では平成17年以降、交通事故発生件数や負傷者数は年々減少してきましたが、死者数は増減を繰り返しており、減少傾向が定着化していません。

これらの現状を踏まえ、道路交通環境の整備など交通安全確保のための総合的な対策が必要です。

また、近年、高齢者が関係する交通事故の割合が増加傾向にあり、今後、高齢者人口や高齢運転免許保有者が増加することからも、高齢運転者が交通事故の加害者となることを防止するための取り組みや対策の強化が課題です。

さらに、子どもの安全を確保する観点から、幼児の段階から心身の発達過程に応じた交通安全教育を推進する必要があります。

- これまでの交通安全対策は、車中心の対策であり、歩行者、自転車の視点からの道路整備及び歩道整備については、十分とはいえない状況にあります。

このような状況を踏まえ、歩行者、自転車優先の考えのもと、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等における歩道を整備するなど、安全・安心な歩行者の歩行空間及び自転車の走行空間を確保することが交通安全対策上重要となっています。

基 本 的 方 向

1. 交通安全思想の普及徹底

悲惨な交通事故を根絶するためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通事故防止を自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、市民への交通事故発生状況等の情報を積極的に提供し、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するとともに、市民主体の意識の醸成を図ります。

また、子ども、高齢者、障害者等の安全確保をはじめ、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、交通安全意識の向上を図るとともに、地域ぐるみの交通安全対策を推進します。

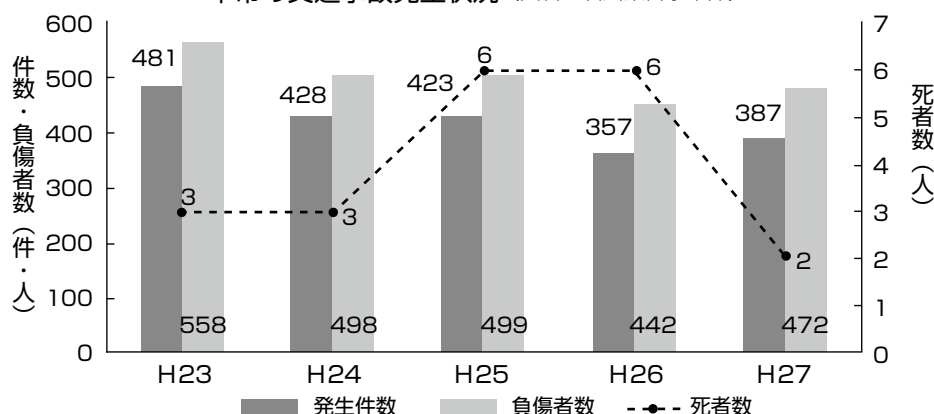
2. 道路交通環境の整備

子ども、高齢者、障害者等を交通事故から守り、安全かつ安心して外出できる交通社会を形成するため、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を図り、交通実態を踏まえたきめ細かな交通安全対策を推進します。

また、自転車通行の多い道路では、自動車と自転車、歩行者空間の分離を推進します。

さらに、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、幹線道路及び生活道路の安全確保を図ります。

本市の交通事故発生状況（資料：石川県警察本部）



施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 交通安全思想の普及徹底	幼児・児童生徒・高齢者等への交通安全教育の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	自転車利用者への交通安全教育の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	交通安全運動の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
	交通安全広報啓発活動の推進	→	→	市、警察、交通安全協会
2. 道路交通環境の整備	人優先の安全・安心な歩行空間の確保	→	→	市
	自転車走行空間の確保	→	→	市、県
	交通安全に配慮した道路交通環境の整備	→	→	市、国、県、警察

市民協働に向けて

- 地域や警察、交通安全団体と連携を図り、市民による交通安全運動を展開し、交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
高齢者運転免許証自主返納支援件数	件／年	133 (H27)	330	350	
自転車ヘルメット購入助成件数	件／年	1,427 (H27)	2,100	2,500	



安全・安心な歩行空間

4-4-2 防犯体制の強化

現状・課題

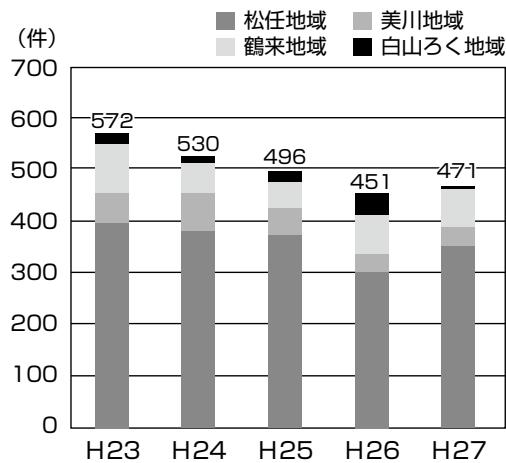
- 本市の犯罪発生件数は、平成17年以降、減少傾向にあります。

しかし、近年の社会情勢が変化している中、殺人・死体遺棄事件をはじめとする凶悪犯罪のほか、住宅地における窃盗事案や駐車場における車上狙い事案等、市民の生活を脅かす犯罪が発生しています。

また、振り込め詐欺などの新たな手法の特殊詐欺や路上での声掛け事案をはじめ、特に、高齢者や子どもが被害対象となる事案については、相談や情報等が寄せられています。

今後、市民一人ひとりのライフスタイルや意識の変化などから、地域での関係が希薄化し、地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、地域住民の連帯感を維持し、地域における防犯力を向上する必要があります。

本市の犯罪発生状況（資料：石川県警察本部）



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
松任地域	395	384	378	308	353
美川地域	61	71	45	34	40
鶴来地域	95	62	58	69	74
山ろく地域	21	13	15	40	4
白山市全体	572	530	496	451	471

基本的方向

- 安全な地域環境の整備・啓発

市民が安全で安心して快適に生活できる地域社会を形成するため、「人づくり」、「まちづくり」及び「連携体制づくり」という3つの視点から各種対策を推進するとともに、犯罪の未然防止のため、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、身近なことから防犯対策を実践するよう、広報活動や街頭キャンペーンなどにより意識啓発を図ります。

また、石川県防犯ボランティアリーダー養成講座等への参加を促進し、地域の防犯活動の担い手づくりを推進します。

このほか、警察、白山市防犯協会、町内会等関係団体及び学校等との連携・支援を強化し、地域の防犯力の向上を図ります。

そのため、青色防犯パトロール活動及び防犯ボランティア団体や地域住民による自主的な防犯活動を支援するとともに、タイムリーな情報提供と広報活動などの充実を図ります。

防犯施設の整備については、「白山市安全・安心まちづくり推進事業」として、市内通学路に防犯カメラを整備し、現在、市民の協力により行われている見守り活動を補完することで、より一層の安全・安心を確保します。

また、白山市防犯協会が展開する「一戸一灯運動」を推進し、夜間の照度を確保することで市民の不安感の解消に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 安全な地域環境の整備・啓発	防犯知識の普及・啓発による防犯意識の向上	→	→	市、警察、防犯協会
	地域における防犯活動の推進	→	→	市、警察、防犯協会
	防犯施設の整備	→	→	市

市民協働に向けて

- 広報活動や街頭キャンペーンなど、防犯意識を啓発する機会を提供するほか、石川県防犯ボランティアリーダー養成講座等への参加を呼びかけます。
- 防犯ボランティア団体や地域住民による自主的な防犯活動を支援します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
防犯カメラの設置数	箇所	8 (H28)	15	20	



防犯ボランティアリーダー養成講座

4-4-3 暮らしの安全確保

現 状・課 題

本市では、市民の消費生活を守るため、平成21年11月に消費生活センターを開設し、市民の消費者被害・トラブルの相談の受付、あっせん、解決を行うほか、消費者被害・トラブルの未然防止を図るため、まちかど市民講座や講演会などの啓発活動を行っています。

しかし、近年、消費者を取り巻く状況は多様化、複雑化しており、特に高齢者を標的とした悪質商法の増加が顕著となっています。

また、スマートフォンやインターネット通販などの急速な普及に伴い、インターネット関連の消費トラブルも年齢を問わず急増しています。

これら多様化、複雑化する消費者被害・トラブルに対する相談体制の充実や対応の質の向上が求められています。

特に、高齢者や若者への啓発活動を行うほか、関連団体との連携強化や情報の共有が必要です。

基 本 的 方 向

1. 消費者の安全・安心の確保

消費生活センターの機能の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談体制の強化及び情報の共有化を推進します。

また、消費生活出前講座の開催などに加え、白山市民生委員児童委員等との連携による高齢者世帯の見回りや、消費者教育に接する機会が少ない方も対象とした消費生活センター寄席などの周知啓発イベントを実施するなど、消費者教育に取り組むとともに、消費生活情報の提供を行い、啓発活動を推進します。

さらに、平成27年度に消費者庁が開設した「消費者ホットライン188」の周知啓発に努め、潜在する消費者被害・トラブルの解決を図ります。

施 策 の 展 開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 消費者の安全・安心の確保	消費生活相談体制の充実	→	→	市
	消費者教育・啓発の推進	→	→	市、市民

市 民 協 働 に 向 け て

- 市民により構成された消費生活サポーターの活動支援を行い、草の根レベルでの消費啓発活動を推進します。

目 標 指 標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
消費生活相談件数	件	433 (H27)	500	600	相談しやすい環境をつくり課題の顕在化を目指す

第5章

賑わいと活力がみなぎる 元気なまちづくり

産 業

1 節 強い農林水産業づくりを推進します

1. 安定した所得を確保できる基盤の整備
2. 鳥獣被害対策の推進
3. 地産地消の推進とブランドの育成

2 節 賑わいと活力を創出する商工業の振興を推進します

1. 立地の良さなどの特長を活かした工業の振興
2. 企業への支援による活力の創出
3. 商業の振興によるまちの賑わいの創出

3 節 若者の地元就職の拡大に向けた環境をつくれます

1. 若者の地元就職の促進と安定した雇用の確保

5-1-1 安定した所得を確保できる基盤の整備

現 状・課 題

■ 農家の減少や高齢化のほか、農産物価格の低迷や生産資材価格の高騰、国の各種交付金の削減などにより、農業・農村を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、さらに生産数量目標配分の廃止もあり、将来の見通しが不透明な状況にあります。

今後は、安定した農業経営の実現に向け、関係機関が連携し、新たな担い手の育成や優良農地の集積、未整備農地への対応などが必要です。

また、中山間地域は、水稻などの一つの作物だけでは農家の所得を確保することが難しいことから、複合経営や新たな作物の栽培等に取り組むことが課題となっています。

■ 本市の森林は、水源かん養や山地災害防止などの重要な役割を担うとともに、市民に豊かな恵みをもたらしてくれます。しかし、林業労働力の減少や高齢化、不在村地主の増加などにより、森林の荒廃が進んでいます。また、海岸の松林は松くい虫の被害が継続しており、被害対策や松林の再生が急務です。

今後は、計画的かつ効率的な森林施業の実施や市産材の活用促進に向けた加工・流通体制の整備が必要です。

また、特用林産物の栽培技術の向上や、産地化・ブランド化に取り組む必要があります。

■ 本市の水産業は、水産資源の変動による漁獲量・漁獲金額の減少や、魚価の低迷による漁業経営の悪化、漁業就業者の高齢化などにより、活力の低下が危惧されています。また、内水面漁業では、アユやイワナなどの安定的な資源確保が求められています。

そのため、安定的な水産資源の確保を図るとともに、後継者の育成などにより、水産業を通じた地域の活性化が求められています。

基 本 的 方 向

1. 農業の振興

県や市、JAが連携して新規就農者や認定農業者などの担い手農家を確保・育成するとともに、法人化による担い手の強化を推進します。

また、水稻・大麦・大豆（そば）の2年3作体系の推進とともに、土づくりへの支援による良質米の生産や特定実需者との契約栽培の促進等により、農家所得の増大に努めます。

さらに、新たな産地の育成に向けた園芸作物の生産の推進や地場農産物販売施設の整備による販売促進のほか、「農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の確保や老朽化した農業用施設の計画的な改修、手取川七ヶ用水の早期改修に努めます。

中山間地域では、土地集約型の農業に加え、小規模でも維持可能な農業形態を促進するほか、国の制度を活用した地域支援により、集落ぐるみで農地の維持を図ります。

2. 林業の振興

森林の公益的機能の発揮を図るため、計画的かつ効率的な森林施業を実施し、林道・作業道の整備を進めるとともに、市産材の利用を促進するため、安定的な木材の供給体制の構築を図ります。

また、特用林産業の育成及び産地化に向けた取り組みを推進し、白山ろく地域の産業振興を図るとともに、林業を通じた地域の活性化を推進します。

3. 水産業の振興

漁業経営を安定的に継続するため、漁業資源の育成を図るとともに、航路の保全や漁港周辺の環境整備を進め、漁業の振興による地域の活性化を図ります。

また、水産資源の保全と育成を図るため、水中生物感染症の防止対策の実施や、稚魚の放流による水産資源の育成を推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 農業の振興	認定農業者の確保・育成	→	→	市、ＪＡ
	集落営農組織の育成	→	→	市、市民、ＪＡ
	新規就農者の確保・育成	→	→	市、ＪＡ
	優良農地の確保	→	→	市、ＪＡ
	農用地の利用集積の推進	→	→	市、市民、ＪＡ
	★水田フル活用による農業所得の増大	→	→	市、市民、ＪＡ
	良質米生産の推進	→	→	市、市民、ＪＡ
	★園芸作物生産の推進	→	→	市、市民、ＪＡ
	★地場農産物販売施設（道の駅）の整備・充実	→	→	市
	手取川七ヶ用水の改修工事の促進	→	→	県
	基幹水利施設（白山頭首工）の整備促進	→	→	国
2. 林業の振興	★森林整備の推進	→	→	市、市民、森林組合
	市産材の利用促進	→	→	市、市民
	林道・作業道の整備	→	→	市、市民
	特用林産物の産地化	→	→	市、市民
3. 水産業の振興	漁港の機能強化	→	→	市、漁協
	水産資源の保全	→	→	市、漁協
	稚魚の放流	→	→	市、市民、漁協

市民協働に向けて

- 経営規模の拡大を図る農業者や集落営農組織について、積極的に認定農業者への誘導を図るとともに、企業の経営体を目指す認定農業者については、法人化への誘導を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
土地利用型農業における担い手への農地集積割合	%	76.8 (H27)	80.0	83.0	
担い手農家の経営面積	ha	15 (H27)	17	18	1経営体当たりの平均面積
森林環境整備事業による森林整備面積	ha／年	76.8 (H27)	81.0	85.0	
市産材の搬出量	m ³ ／年	8,127 (H27)	9,700	11,600	
稚魚放流自然観察事業実施箇所数	箇所／年	7 (H27)	8	9	

5-1-2 鳥獣被害対策の推進

現 状・課 題

■ 近年、鳥獣生息区域の拡大や里山の荒廃、耕作放棄地の増加等に伴い、サル、クマ、イノシシ等の鳥獣による農林産物被害が山間地を中心に深刻化しています。

また、鳥獣による農林産業に係る被害は、農林業者の生産意欲を減退させる大きな要因となり、さらなる耕作放棄地の増加につながるなど、被害金額だけでは計り知れない悪影響が懸念されています。

今後も、地域が主体となった自主的で積極的な被害防止対策を進めることが重要であり、鳥獣との共存に配慮した里山の整備が必要です。

基 本 的 方 向

1. 鳥獣被害対策

鳥獣対策に関する知識の普及啓発や地域が主体となった緩衝帯設置などの環境整備のほか、侵入防止柵や電気柵などの効果的な防護柵設置への取り組みを支援します。

また、白山野々市鳥獣害防止対策協議会を通じた関係機関との連携体制の強化を図り、被害状況やテレメトリーなどによる情報の収集及び共有化を進め、適切な捕獲対策を推進します。



捕獲



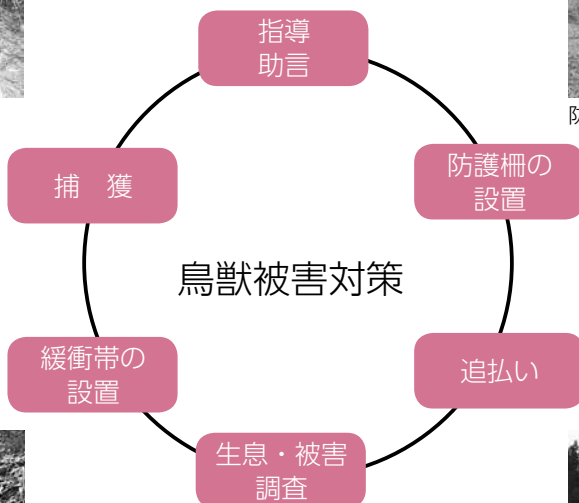
防護柵の設置



緩衝帯の設置



生息・被害調査



施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 鳥獣被害対策	★ 被害対策の普及啓発や情報の発信	→	→	市
	被害防止に向けた体制強化	→	→	市、市民、猟友会
	防護柵の設置	→	→	市、市民
	猟友会と連携した適切な捕獲	→	→	市、市民、猟友会

市民協働に向けて

- 鳥獣被害の対策として、被害状況の把握と情報の共有化や防護施設の普及啓発を図るとともに、緩衝帯の設置などにより有害鳥獣が出没しにくい環境づくりを進めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
捕獲檻の設置数 (イノシシ・ニホンジカ用)	基	82 (H27)	94	104	

侵入防止柵・電気柵等設置件数（資料：白山市産業部）

年度	個人（件）		計	団体（件）		計	合計
	電気柵	その他		電気柵	その他		
H21	7	9	16	11	4	15	31
H22	6	2	8	12	0	12	20
H23	7	0	7	13	1	14	21
H24	8	2	10	6	2	8	18
H25	17	0	17	6	0	6	23
H26	15	1	16	4	2	6	22
H27	24	1	25	3	4	7	32

5-1-3 地産地消の推進とブランドの育成

現状・課題

- 本市では、稲作を中心としながら、その地域に応じた多様な農林水産業が営まれています。地域で生産された農林水産物を地域で消費する「地産地消」の取り組みとして、地元農林水産物のブランド認証を図るとともに、地元産品の紹介と調理方法の提案をはじめ、地元の旬の食材を食べることによる市民の健康づくりへの取り組みに努めるなど、地産地消の推進を図ってきました。

今後は、平成27年3月に策定した「第2次地産地消推進計画」に掲げた各種取り組みを推進するとともに、生産者やJA、関係機関との連携や市外に向けた働きかけを促進することで、「地産地消」を通じた地域の交流・活性化につなげることが大切です。
- これまでの地産地消や食育の取り組みに加え、商業や観光業などの他分野との連携を進めることにより、地元農林水産物の生産から加工、販売までを行う6次産業化による新商品の開発支援のほか、道の駅をはじめとする各種販売施設における販売支援などを通して、地元農林水産物のさらなる消費の拡大と農業所得の向上を図る必要があります。



第2次地産地消推進計画

基本的方向

1. 地産地消や食育の推進

生産者や事業者との連携による食のイベントの開催などにより、地元農林水産物の認知度の向上及び販売活動を促進します。

また、学校給食での地元産農林水産物のさらなる使用量の増加に向け、集配手段の確保などのサポート体制の強化を図るとともに、地元生産者と学校との連携を支援し、食育の推進に努めます。

2. 6次産業化の推進、新たな特産品づくり

国や県の6次産業化の支援制度に加え、6次産業化にチャレンジしようとする生産者などを対象とした市独自の支援策を設け、新たな特産品づくりを推進します。

また、特に優れた6次産品については、ブランドとして認証し、市内外へ幅広くPRするなど、販売促進活動を展開します。



ふれあい給食

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地産地消や食育の推進	地元産食材の周知活動の推進	→	→	市、市民
	★ 地元産品の消費拡大の推進	→	→	市
	農林水産物ブランド認証の推進	→	→	市
	学校給食への地元産食材の使用促進	→	→	市
	食育活動の推進	→	→	市、市民
2. 6次産業化の推進、 新たな特産品づくり	地元農林水産物を活用した商品開発の支援	→	→	市
	★ 6次産品のブランド認証の推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 地元農林水産物の利用促進を図るため、旬の農林水産物についてホームページ等を活用し、積極的に情報発信を行うほか、マルシェ・ドゥ・ハクサンなどを通して、市民の理解を深めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
学校給食での白山市産食材の使用率（主要14品目）	%	18.9 (H27)	22.0	25.0	
6次産業化の支援による 新商品開発数	品	2 (H28)	10	20	



マルシェ・ドゥ・ハクサン



キッズ☆キッチン

5-2-1 立地の良さなどの特長を活かした工業の振興

現 状・課 題

■ 本市は、これまで「豊富な地下水」、「強固な地盤」、「安価な電気料」、「優れた交通アクセス性」など市の優位性を企業にアピールし、各種支援事業を活用した誘致活動を進めてきました。

今後も引き続き、立地企業の規模拡大や新規の企業立地の受け皿である工業用地を新たに整備するとともに、新分野などの進出に配慮した調和ある産業構造の確立と企業の立地・支援を進める必要があります。

■ 一般に起業する際には、事務所や店舗となる場所が必要であるほか、関係機関との情報の共有、連携体制の強化など、地域活性化につながるような総合的な起業支援が求められています。

また、付加価値の高い製品開発を行うため、異業種交流や地域連携を図るとともに、新しい技術や人材の育成を図る必要があります。

■ 本市の豊富な地下水は、市民の生活用水や消雪用などに活用されているほか、各企業が敷地内で井戸を掘り、工業用水として活用するなど多面的に利用されています。

今後は、市民の生活用水を確保するとともに、地盤沈下を防止しつつ、さらに企業活動に必要な水道を安定して供給するため、工業用水の安定供給に努める必要があります。

基 本 的 方 向

1. 企業誘致の促進

新分野での研究開発を目的とした施設をはじめとした新たな企業立地の受け皿や進出企業の規模拡大のための工業団地の整備について、周辺の土地利用との調和を図りながら推進します。

また、各種助成・融資制度を充実し、多様な企業の誘致を促進します。

2. ベンチャー企業への支援

市内で起業する者が、商店街や白山ろく地域において事務所等を借りる場合には、家賃の一部を助成するほか、窓口相談、創業応援塾、支援機関との連携による総合的な支援を行い、起業を支援します。

また、ビジネス創造フェアの開催により、中小企業の優秀な技術、製品等を紹介し、広域的な受注機会の拡大や新規取引先の開拓を促進します。

3. 工業用水の確保

地下水保全に係る調査により、地下水の現状を把握し、適切な地下水の利用を図ります。

また、企業誘致に当たっては、工業用水の必要量を確認するとともに、誘致場所において、本市が供給する工業用水の活用について協議・検討します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 企業誘致の促進	★ 工業団地の整備	→	→	市
	★ 企業誘致の促進	→	→	市
	立地企業の規模拡大支援	→	→	市、県
	各種助成・融資制度の充実	→	→	市、県
2. ベンチャー企業への支援	★ 創業への支援	→	→	市、市民、経済団体
	ビジネス創造フェアの開催	→	→	市、県
3. 工業用水の確保	★ 工業用水の活用	→	→	市

市民協働に向けて

- 事業者との連携を図り、地域経済が確立できる新たな産業の集積と将来の産業需要に合った工場用地を確保するとともに、市民の雇用の創出に努めます。
- 大学や経済団体などと連携し、新たな創業者の経営強化と自立化を促進します。
- 工業用水の活用を推進するとともに、地下水位も注視しながら、地下水の保全に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市内工業団地数	箇所	17 (H28)	19	21	



旭・北部・新北部・松任食品加工工業団地



先端技術団地・山島工業団地

5-2-2 企業への支援による活力の創出

現 状・課 題

■ 本市には、機械金属、IT、化学工業などの業種のモノづくり産業を中心とした企業の集積が進んでいます。一方、情報化の進展や経済のグローバル化により、今後さらに、国際競争に対応する技術力の向上や新しい分野における工業展開、企業体質の改善が求められています。

加えて、地球温暖化や高齢化等を背景として、低炭素・省エネ型社会や安全・安心型社会の実現への要請が高まっていることから、今後は、将来の成長を見据えた次世代有望分野への戦略的な取り組みが必要です。

■ 本市や近隣自治体には、高等教育機関が多数立地し、「知」の集積が図られています。

今後は、これらの立地条件を生かした付加価値の高い製品開発を行うため、産学官金連携や異業種交流を図るとともに、新しい技術や人材の育成を図る必要があります。

■ 経済のグローバル化や人口減少を背景とした国内市場の縮小など、中小企業を取り巻く経済・社会構造は変化しており、これまでの大企業の下請けといった取引関係ではなく、自らが市場の需要を獲得する必要性に迫られています。

このため、中小企業への各種経営支援や融資制度などの育成・支援により、経営革新や販路開拓等に取り組みやすい環境づくりが求められています。

一方で、海外の中間層・富裕層が増加する中、海外展開も視野に入れた販路開拓が求められています。

基 本 的 方 向

1. 先端産業・次世代産業の創出支援

今後、市場の拡大が見込まれる分野において、炭素繊維や医療産業等の先端的製品・技術、福祉や環境などの産業の創出・育成を推進し、先端産業及び次世代産業の創造を図ります。

さらに、既存産業とIoT技術などのIT産業との融合を推進します。

2. 産学官金連携・異業種間交流の促進

国際競争力の向上や産業の活性化のため、産学官金の連携や異業種の交流を促進し、企業の技術力の向上を図るとともに、新たな製品・技術の開発を支援します。

また、高等教育機関との連携のもと、産学官金の人的交流や情報の共有化を進め、人材の育成や資金の融通を図るとともに、新たな産業の創出に努めます。

3. 経営革新・販路開拓等への支援

中小企業が今日的な経営課題に即応するためには、経営革新や新しい取引先の確保が必要です。

このため、販路開拓セミナーの開催支援やアンテナショップによる販路開拓を進めるほか、商工振興強化事業を推進します。

また、市内の中小企業等による海外市場の開拓や企業の国際化対応に向け、国際見本市等への自社製品の出展に際して奨励金を交付します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 先端産業・次世代産業の創出支援	先端産業の創出	→	→	市、県
	次世代産業の創出	→	→	市、県
2. 産学官金連携・異業種間交流の促進	★産学官金の連携	→	→	市、県、大学、金融機関
	異業種間交流の促進	→	→	市、県
3. 経営革新・販路開拓等への支援	販路開拓セミナーの開催支援	→	→	市、経済団体
	国際見本市の開催支援	→	→	市、国、県
	アンテナショップによる販路開拓	→		市、経済団体

市民協働に向けて

- 道の駅やアンテナショップ等に市内の産品を出品する手法を検討し、販路開拓につなげ産業の振興を図るとともに、白山ブランドの全国発信を行います。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
国際見本市出展補助件数	件／年	2 (H27)	4	4	



産学官金連携事業

5-2-3 商業の振興によるまちの賑わいの創出

現 状・課 題

- 本市の中心市街地の商店街は、それぞれ古くからの商業や文化など、多様な都市機能が集積し、人々の交流の場として賑わいを形成してきた「まちの顔」ともいうべき地域です。
しかし、近年の大型商業施設の郊外立地など商業を取り巻く環境の変化や経営者の高齢化、後継者不足などに伴い、既存店舗の存続も危惧される状況にあり、その対策が必要です。
- 本市では、駅付近や既存商店街でも空き家・空き店舗等が多く存在するなど、中心市街地の空洞化が懸念されており、その対策が必要です。
また、白山ろく地域では、空き家率が高いことから、空き家の発生が地域の魅力低下や居住者の減少に直結してしまう恐れがあり、早急な対策が必要となっています。
- 全国的に商店街の衰退・空洞化問題が深刻化する中、多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりが求められています。
このため、利用しやすい地域密着型の商店街の拡充に向け、各商店街の実情に即した効率的な活性化対策が必要です。
また、地域での消費を喚起するためのしかけづくりや地域ビジネスの振興など、地域内の経済循環による持続的な地域経済活性化の仕組みづくりが求められています。

基 本 的 方 向

1. 後継者育成など事業承継の支援

店舗として存続できるよう、商店街等が活性化のために自主的に行う研修等に対して支援するとともに、経済団体と連携を図り、後継者育成など、事業承継の支援を推進します。

2. 空き家・空き店舗の活用などの出店しやすい環境づくり

商店街や白山ろく地域において、新規出店する者に対し、空き家・空き店舗の利活用に向けた支援を行うことにより、生活基盤と働く場の創出を促進します。

3. 地域内経済循環の確立

商店街については、歩道のバリアフリー化やポケットパークの整備、良好な景観の保全など、来訪者や市民が歩いてまちなかを巡ることのできる環境の整備を進めるとともに、各種イベントを開催し、賑わいの創出を図ります。

また、増加する高齢者の購買ニーズに応えるため、民間企業の移動販売への参画や公共交通の利便性向上など、買い物弱者対策の強化を図ります。

さらに、商工業連携による異業種交流を支援し、技術に加え、商業やサービスの視点も含む事業連携を促進し、地域に根ざしたビジネスの振興を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 後継者育成など事業承継の支援	各種セミナーの開催支援	→	→	市、経済団体
	経営・技術伝承支援	→	→	市、経済団体
	第二創業への支援	→	→	市、経済団体
2. 空き家・空き店舗の活用などの出店しやすい環境づくり	★ 商店街における空き店舗、空き家等の活用	→	→	市、市民、経済団体
	★ 白山ろく地域における空き家の活用	→	→	市、市民、経済団体
3. 地域内経済循環の確立	商店街の環境整備	→	→	市、県
	地域内異業種の交流支援	→	→	市、経済団体
	賑わい創出のためのイベント開催	→	→	市、商店街等

市民協働に向けて

- 商店街等における空き店舗の貸し出しについては、行政、商店街組合、経済団体（商工会議所、商工会）等が連携し、出店希望者の掘り起し、情報提供を行います。
- 買い物弱者対策を図るため、民間企業の移動販売の参画を呼びかけます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
商店街空き店舗出店補助件数	件／年	—	2	2	



白山美川ふくさげまつり

5-3-1 若者の地元就職の促進と安定した雇用の確保

現 状・課 題

- 県内には、大学をはじめとする高等教育機関が複数立地しています。

今後はさらに、インターンシップの受け入れを通して、企業と大学の交流促進を図るとともに、学生と企業のマッチング機会を提供することで、より多くの地元大学生の定着化が求められています。

- 本市では、これまでに県外大学等に進学した若い世代のUIJターンを図るため、合同就職説明会を開催し、市内及び県内外の大学生等に対して、市内企業のPRに努めてきましたが、大学生等が希望する業種と市内企業とのミスマッチや大学生の大手企業、首都圏等への就職志向など、市内企業の人材確保には課題があります。

今後、若者の地元就職に向けた効果的な取り組みが求められています。

- 本市は、県内でも有数の工業従業者数・製造品出荷額を上げており、女性の就業率も県内最高水準となっています。

今後は、本市の基幹産業である機械、電子関連などの既存産業の維持・成長を図りつつ、新たな企業誘致による産業の種類の拡大を図るとともに、中小企業の経営支援などを通して、地域の雇用と経済の維持・拡大を図ることが求められています。

- 本市には、牛首紬、美川仏壇、加賀獅子頭などの伝統工芸がありますが、需要の低迷や後継者不足など、厳しい状況にあり、知名度の向上や後継者育成など、伝統工芸の継承を図るための取り組みが求められます。

また、農産品を中心とした特産品の開発やブランド化に向けた支援を行い、産業の一層の活性化による雇用確保が求められます。

基 本 的 方 向

1. 企業と大学の交流促進、インターンシップの実施

大学、県、関係機関等と連携を図り、市内企業における大学生のインターンシップの受け入れを実施することにより、就業意識の醸成を図るほか、地元定着を支援します。

2. UIJターンの促進

首都圏等を含めた大学生の市内企業への就労の拡大と人材の確保を図るため、UIJターン希望者や北陸三県、首都圏の大学等に通う学生に対し、合同就職説明会を開催するほか、県の「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）」と連携を図り、市内企業の各種情報を提供します。

また、企業に対し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなどに対する意識高揚を促し、労働環境の向上に向けた支援を行います。

3. 企業誘致の推進と既存企業への支援

企業誘致を推進するとともに、各企業が有する技術や製品について、国内外に向けた販路開拓活動を支援するとともに、新製品の開発やIoT化など新たな事業活動の促進による産業の活性化を図ります。

また、地域の雇用と経済を支える市内中小企業の近代化・生産性向上による経営基盤の安定化を図るとともに、人材の確保・育成を支援します。

4. 伝統産業等の継承

本市の伝統工芸品について、全国への情報発信を行うとともに、後継者の育成などに努め、伝統工芸の継承を図ります。

また、特産物の生産拡大を図るほか、開発した商品の白山ブランドの確立を支援します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 企業と大学の交流促進、インターンシップの実施	インターンシップ事業の推進	→	→	市、企業
	大学等との連携強化	→	→	市、大学等
2. U I J ターンの促進	合同就職説明会の開催	→	→	市、企業
	★労働環境向上への支援	→	→	市、県
	U I J ターン・定住・就職支援	→	→	市
3. 企業誘致の推進と既存企業への支援	中小企業優秀製品の開発支援	→	→	市、企業
	融資制度・利子補給制度の充実	→	→	市、県
	国際化・I o T 化への対応	→	→	市、企業
4. 伝統産業等の継承	白山ブランド・特産品の開発支援	→	→	市、企業
	伝統工芸の技術の継承・全国発信	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 次代を担う人材の確保のため、市内企業へインターンシップの積極的な受け入れを促進します。
- U I J ターンの受け入れに際し、短期就業体験や生活体験の窓口となる組織体制を構築します。
- 白山ブランド、特産品の開発への市民等の参加を促進します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市内従業者数	人	53,673 (H26)	55,600	56,000	



合同就職説明会

第6章

自然・歴史・文化と人が交わり 元気に輝くまちづくり

観光・文化

1 節 自然・歴史・文化等の多様な魅力を活かした観光の振興を推進します

1. 観光客を呼び込むための環境の整備
2. 地域の魅力の発信
3. 広域的な観光の推進

2 節 白山文化・白山ブランドの確立と魅力を発信します

1. 品格と文化が感じられるまちの形成
2. 自然や歴史のブランド力の向上

3 節 国内外の多様な交流と賑わいを推進します

1. 国内・国際交流の推進と多文化共生の推進

6-1-1 観光客を呼び込むための環境の整備

現 状・課 題

■ 本市には、国立公園に指定されている白山をはじめ、白山比咩神社や白峰重要伝統的建造物群保存地区の街並み、数多くの温泉など、魅力的な観光地に加え、特産品や伝統工芸なども数多くあります。

これらの地域資源を活用した観光誘客のため、白山市観光連盟が中心となり、市内の観光資源の情報を収集し、誘客に向けた効果的な情報を発信する機能の充実を図ることが必要です。

■ 本市が有する地域資源にさらなる磨きをかけ、積極的なシティプロモーションの推進による観光振興を図るためには、観光に関わる人材の育成と確保が欠かせません。

このため、地域の魅力を伝える人材や観光をプロデュースする担い手の育成が求められます。

■ 多くの観光客を呼び込み、地域の活性化を図るためには、道の駅やスキー場、温泉施設などの交流拠点となる観光施設やその周辺の整備・充実を図るとともに、交通の拠点から離れたところにある観光地へ観光客を適切に誘導するなど、観光拠点の充実やネットワーク化を推進することが求められます。



白峰重要伝統的建造物群保存地区

基 本 的 方 向

1. プラットホーム機能の充実

市内の観光資源を調査・整理し、効果的に情報を発信する機能（プラットフォーム機能）を持つ白山市観光連盟と協働して、着地型旅行商品の開発・販売などを行うほか、観光情報センターを運営し、観光客の誘客や市内の特産品を利用した観光地の活性化を図ります。

2. 人材の育成と確保

観光客が楽しく市内の観光地を観光できるよう、案内の知識や技術を持った観光ガイドの育成を図るほか、観光地の環境整備に必要な観光プロデューサーの育成に努めます。

3. 観光拠点の充実

誘客力の向上に向け、本市が有するスキー場や温泉施設、海水浴場などの観光拠点について、利用状況やニーズを勘案しながら整備・拡充を図るとともに、鉄道総合車両所等を活用した、ものづくりの心にふれ、学び、体験する「産業観光」のまちづくりに取り組みます。

また、白山国立公園、白山白川郷ホワイトロード、白峰重要伝統的建造物群保存地区、白山比咩神社などの観光拠点についても周辺の整備や活用を進めるとともに、観光客を適切に誘導するため、道の駅での情報発信や観光サインの計画的な設置のほか、観光拠点までの交通の確保などに取り組みます。

さらに、自然や農林水産業、伝統芸能等の活性化に向け、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行形態の充実を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. プラットホーム機能の充実	★ 観光連盟の機能の充実	→	→	観光連盟
	観光情報センターの運営	→	→	市、観光連盟
2. 人材の育成と確保	★ 観光ガイドの育成	→	→	市、観光連盟
	観光プロデューサーの育成	→	→	市、観光連盟
3. 観光拠点の充実	★ 産業観光の拠点充実	→	→	市、国、県、事業者
	★ 地域の特性の活用	→	→	市、市民
	滞在型施設の充実	→	→	市、市民
	道の駅の活用	→	→	市、市民
	観光サインの計画的設置	→	→	市
	観光拠点への交通の確保	→	→	市
	観光施設の整備	→	→	市
	★ スキー場施設の整備	→	→	市、指定管理者
	温泉施設の整備	→	→	市、事業者

市民協働に向けて

- 観光拠点の魅力を観光客に伝える観光ガイドや、観光まちづくりを進める地域や地域間の連携を図る観光プロデューサーの育成・活用を支援します。
- 観光拠点を持つ地域住民と協働し、地域の魅力向上を図るとともに、地元企業との連携により観光拠点のPR、市内特産品の販売等を行います。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
観光連盟ホームページへのアクセス数	件／年	91,718 (H27)	103,000	114,000	
観光情報センターの利用者数	人／年	5,225 (H27)	5,400	5,600	
白峰特急便の利用者数	人／年	122 (H27)	140	160	
スキー場利用者数	人／年	142,910 (H25-27平均)	159,000	172,000	

6-1-2 地域の魅力の発信

現 状・課 題

- 本市は、北陸新幹線と在来線の2種類の総合車両所が立地する全国で唯一の都市であるほか、北陸鉄道の車両工場も立地しています。

この特性を活かして「鉄道のまち」づくりを進めるとともに、観光資源としての活用が求められています。

また、白山については、平成29年の開山1300年を機に、さらなる魅力発信や知名度の向上が必要です。

- 本市には日本三名山の一つである白山をはじめ、スキー場や温泉、白山比咩神社などの神社仏閣、白峰重要伝統的建造物群保存地区といった観光拠点のほか、白山菊酒やふぐの卵巣の糠漬をはじめとした発酵食品、祭りなどの地域の伝統・文化等、多くの観光資源が存在しています。

市民にとっては身近な自然環境や風景であっても、来訪者にとっては新鮮で魅力的なものに感じられることもあります。

今後、新しい観光資源の掘り起しやさらなる魅力向上を図る必要があります。

また、北陸新幹線金沢開業による首都圏からの誘客を図るため、金沢市など近隣自治体と連携した観光商品の開発が求められます。

- 本市では、美川のおかえり祭り、鶴来のほうらい祭り、鳥越の一向一揆まつり、白峰の雪だるままつりなど、地域の伝統的な祭りや個性豊かなイベントがあり、毎年多くの来訪者で賑わいを見せています。

今後は、交流人口の拡大を図るため、これら誘客性の高い祭りやイベントへの支援、PR促進が必要です。

基 本 的 方 向

1. 白山・鉄道などの魅力の発信

本市のシンボルである白山の魅力を全国に発信するため、ウォーキングや登山を推奨するとともに、体験型のイベント等を実施します。

また、北陸新幹線と在来線の総合車両所やローカル鉄道の終着駅を有する「鉄道のまち」として、鉄道愛好者のみならず一般客へも知名度の向上を図るため、鉄道事業者による総合車両所の見学、一般公開などのイベントを支援します。

2. 観光商品の開発と発信

観光拠点の魅力を高めるため、宿泊を含む旅行商品や地元食材、特産品など観光客に向けた商品の販売に向けて、行政と企業が連携し、新たな特産品や既存商品の活用方法の検討を行います。

また、近隣自治体の観光地と連携した観光商品の開発促進により、相乗効果を引き出し、本市及び周辺地域の誘客の促進を図ります。

3. 地域の祭り・イベントの支援

観光資源としての伝統的祭りや本市をPRするための地域イベント等を支援し、交流人口拡大による地域の活性化を図ります。



白山総合車両所一般公開

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 白山・鉄道などの魅力の発信	★ 白山の魅力の発信	→	→	市
	★ 鉄道のまちの発信	→	→	市、運行事業者
2. 観光商品の開発と発信	★ 着地型旅行商品の開発	→	→	観光連盟
	近隣自治体と連携した観光商品の開発	→	→	市、観光連盟
	★ 広域圏での観光商品の開発	→	→	市、観光連盟
	多様なツアーメニューの提案	→	→	市、観光連盟
	特産品の市内外への情報発信	→	→	市、観光連盟
	発酵食品等食の魅力の市内外への情報発信	→	→	市、観光連盟
3. 地域の祭り・イベントの支援	観光誘客性の高い祭りへの支援	→	→	市、市民、観光連盟
	観光誘客性の高いイベントへの支援	→	→	市、市民、観光連盟

市民協働に向けて

- J R 西日本金沢総合車両所松任本所及び白山総合車両所、北陸鉄道車両工場のイベントへ各種団体が参画できるよう運行事業者へ働きかけます。
- 地域住民が観光素材として、魅力の向上を図るものについて、旅行（観光）商品としての販売を促進します。
- 観光資源としての質の向上を図るため、地域が行う祭りやイベントへ支援するほか、企業との連携により、特産品や食品等（観光商品）のブランド力向上に向けた取り組みを展開します。また、ニューツーリズム等多様なツアーの拠点を目指す地域を支援します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
白山登山者数	人／年	49,997 (H27)	52,000	54,000	
宿泊客数	人／年	247,074 (H27)	259,000	269,000	
着地型旅行商品*の販売数	人／年	1,283 (H27)	1,700	2,100	
イベントの入込客数	人／年	309,623 (H27)	324,000	337,000	

※着地型旅行商品：旅行者を受け入れる地域で作られる旅行商品

6-1-3 広域的な観光の推進

現 状・課 題

- 白山を囲む石川県、岐阜県、福井県の関係自治体で、環白山広域観光推進協議会を組織し、白山白川郷ホワイトロードを活用した観光ルートでのPRに取り組んでいます。

また、本市周辺自治体では、北陸新幹線の開業効果や小松空港からの入り込みを共有する地域であることから、加賀地域連携会議（オール加賀会議）を組織し、連携して加賀地域への誘客を図っています。

これらの取り組みを踏まえ、本市の魅力的な観光資源と城下町金沢、世界遺産白川郷、加賀温泉郷など周辺自治体を持つ観光資源を合わせ、広域的な滞在型観光による観光誘客に取り組む必要があります。

- 平成27年3月の北陸新幹線（長野・金沢間）開業に伴い、石川県内の観光客数は急増しており、本市にもその波及効果が及んでいます。

今後は、北陸新幹線の敦賀延伸や全線開通を見据えた関西圏、中部圏からの誘客が求められています。

- 平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会による外国人観光客の増加が見込まれています。

そのため、外国人の誘客に向け、多言語での情報発信や受け入れの環境を整備するとともに、インバウンド事業のさらなる推進や外国人が利用しやすい観光施設・宿泊施設への対応が求められています。

基 本 的 方 向

1. 環白山・加賀地域など広域観光の推進

環白山・加賀地域などの自治体と連携したイベントの開催等により、地域への誘客を促進します。

また、近隣自治体と連携した観光プランによる誘客を図るほか、周遊ルートの作成など旅行商品の開発を推進します。

2. 北陸新幹線延伸に向けた広域的な誘客の促進

北陸新幹線敦賀延伸や全線開通を見据え、関西圏、中部圏などからの誘客の促進を図ります。

3. 海外誘客の促進

インバウンド事業を促進し、観光サインの多言語化や食文化の違いへの配慮など外国人の目線に立った受け入れ環境の整備を図ります。

また、本市の観光資源とその魅力について、多言語での情報発信を推進するとともに、受け入れ側のおもてなし力の向上など外国人が訪れやすく、滞在しやすい環境の整備を推進します。

さらに、小松空港・金沢港や北陸新幹線を利用する外国人観光客の誘客を推進します。



外国人観光客

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 環白山・加賀地域など 広域観光の推進	環白山広域観光推進協議会を活用した誘客活動の実施	→		市、関係自治体
	オール加賀会議と連携した広域観光事業の実施	→		市、関係自治体
	★近隣自治体との連携した事業の実施	→		市、関係自治体
2. 北陸新幹線延伸に向けた 広域的な誘客の促進	関東圏からの誘客の促進	→		市、観光連盟
	★関西圏・中部圏からの誘客の強化	→		市、観光連盟
3. 海外誘客の促進	★インバウンド事業の推進	→		市、観光連盟、 国際交流協会、事業者
	小松空港・金沢港や北陸新幹線を利用した誘客の促進	→		市、観光連盟

市民協働に向けて

- 外国人観光客受入のためのセミナーを宿泊・観光事業者などに対して広報し、参加を呼びかけます。
- 本市の魅力を多言語で紹介する市民ボランティアの育成に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
白山白川郷 100kmウルトラマラソン 参加者数	人／年	1,759 (H28)	2,000	2,300	
白山白川郷ホワイトロード 利用者数	人／年	266,195 (H27)	282,000	296,000	



白山白川郷 100kmウルトラマラソン



北陸新幹線

6-2-1 品格と文化が感じられるまちの形成

現 状・課 題

- 平成28年3月に制定した白山市文化振興条例には、文化は社会的な財産であり、文化の振興を市の政策の根幹のひとつに据えると明文化しました。

今後は、この条例の理念を体現するため、市民と行政の協働による幅広い文化活動の展開が求められています。

- 本市は、江戸時代の女流俳人加賀の千代女をはじめ、七ヶ用水の父枝権兵衛、近代精神文化界に大きな影響を与えた暁烏敏、大正文学の奇才島田清次郎、日本刀制作の人間国宝隅谷正峯など数多くの偉人を輩出したほか、日本地質学発祥の地桑島化石壁発見者であるライン博士や日本洋画壇の巨匠中川一政などの文化人と深いつながりがあります。

今後は、ふるさとの文化に親しむ機会の充実を図り、先人が残してきた歴史的遺産や伝統文化を継承することが求められています。

- 本市には、国・県・市指定文化財が394件（平成28年12月現在）あり、いずれも地域の自然、文化、歴史に根ざし、形作られ、評価されてきたものです。

今後、これらを保存・継承するとともに、市民が文化財に親しむことができる環境を整備し、文化財愛護思想の啓発と郷土愛の醸成を図ることが求められています。

また本市では、文化財の保存・継承につながる市民の活動に対し、必要な支援を行ってきました。今後も、これら文化財を末永く保存・継承するとともに、新たな価値が見いだされる文化財については、学術的な調査を実施し、その価値を明らかにする必要があります。

文化財は、保存・継承するだけでなく、地域の活性化につながる活用の視点も大切であり、今後は観光施策との連携も重要になってきています。

基 本 的 方 向

1. 文化の創造と推進

音楽や芸術作品を鑑賞する機会の拡充や市民参加型の施策を展開することにより、幅広い文化芸術活動を推進します。

また、郷土に根ざした歴史文化や芸術文化を発信するため、文化施設の充実と活性化を図ります。

2. 文化の継承と発展

郷土への理解を深め、地域の文化を継承するため、ふるさとの文化に親しむ機会の充実を図ります。

また、有意な人材の輩出に寄与するため、本市の先達の功績を顕彰する事業の実施を推進します。

3. 歴史遺産や伝統文化の保護・継承

これまで受け継がれてきた指定文化財の所有者や保存団体等への支援を継続し、将来へ継承することで郷土愛の醸成を図ります。

また、郷土の歴史を学ぶ場として、横江荘遺跡などの史跡の整備、活用を推進するほか、白峰重要伝統的建造物群保存地区においては、引き続き保存や整備の取り組みを支援し、地域の活性化につながる活用を図ります。

あわせて、地域に埋もれている文化財について、その価値を明らかにする調査を進め、その保存・継承を図ります。

さらに、これらの施策を通して、誰もが文化財に親しむことができる環境を整備し、文化財愛護思想の啓発を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 文化の創造と推進	★文化活動の推進	→	→	市、市民
	文化施設の充実と活性化	→	→	市
2. 文化の継承と発展	ふるさと文化の啓蒙継承	→	→	市、市民
	先達の顕彰事業の推進	→	→	市
3. 歴史遺産や伝統文化の保護・継承	文化財所有者・保存団体への支援	→	→	市
	民俗文化財の保存・継承	→	→	市民
	★史跡の整備と活用	→	→	市
	伝統的建造物群保存地区の整備と活用	→	→	市、市民
	文化財調査の推進と調査体制の充実	→	→	市
	化石調査の推進と調査体制の充実	→	→	市
	文化財愛護活動の推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 郷土に根ざした歴史文化や芸術文化を発信するため、文化施設の展示内容やイベント等の質を向上させ、市民が身近に文化と接する機会を拡充するとともに、市民による文化活動を推進します。
- 市民参加型の幅広い文化財愛護活動を推進するため、学術的な調査研究、史跡等の保存整備を推進するとともに、文化財愛護の啓発と郷土愛の醸成を図る機会を充実します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
文化財市民講座・史跡巡り参加者数	人／年	172 (H27)	250	350	
音楽祭の総入場者数	人／年	5,648 (H27)	5,800	6,000	メインイベント、協賛事業の合計
現代美術展白山展の入場者数	人／年	1,537 (H27)	1,700	1,900	
暁烏敏賞の応募作品数	点	42 (H27)	50	60	
白山市ジュニア文芸賞の応募作品数	点	2,375 (H27)	2,400	2,500	
文化施設*の入館者数	人／年	104,344 (H27)	105,000	107,000	
市民工房うるわし・松任安楽庵の利用者数	人／年	147,612 (H27)	148,000	150,000	
白山薪能の入場者数	人／年	480 (H27)	490	500	
ライン賞の応募作品数	点	10 (H27)	20	25	

※文化施設：市内の文化施設7施設と白山恐竜パーク白峰

6-2-2 自然や歴史のブランド力の向上

現 状・課 題

■ 白山と周辺地域の世界文化遺産登録への取り組みは、国内暫定リストへの追加記載を目指し、提案書を提出しましたが、主題の再整理、構成資産の組み換え、さらなる比較研究等が必要との評価を受けたことから、共同提案した自治体と連携し、主題や構成資産について検討する必要があります。

また、市内全域をエリアとする白山手取川ジオパークは、平成23年9月に日本ジオパークの認定を受けました。ジオパークの推進には市民と一体となった活動の積み重ねが重要であり、資源の保護・保全、教育・研究、ツーリズムによる地域振興等の継続した活動が求められるほか、ユネスコ世界ジオパークの認定に向けては、さらなる情報発信やガイド育成等の取り組みの強化が必要です。

さらに、白山ユネスコエコパークは、白山を取り巻く4県7市村の環白山地域をエリアとして昭和55年に登録され、平成28年3月に拡張登録が承認されました。10年ごとに定期報告が必要であり、ユネスコエコパークの掲げる3つの機能（保護機能、学術的研究支援、経済と社会の発展）を果たすために、構成する環白山地域との連携のもと、持続可能な活動の推進が必要となっています。

■ 本市ではこれまで、白山温泉郷や白山菊酒などの重要な観光資源のブランド化を進め、観光客の誘客に取り組んできました。

今後、引き続き本市特有の自然や文化などの観光資源について、さらに魅力を発掘しつつ、ブランド力の向上を図り、他との差別化による誘客力の向上を目指すことが重要です。

基 本 的 方 向

1. 世界に向けた活動の推進

ジオパークをツールとして、自然資源や地域遺産の保護・保全、ツーリズムの基盤づくり、教育・科学の普及などの取り組みを推進する一方、ふるさと学習を通して私たちの地域の魅力アップに努めます。

そして、ユネスコの正式プログラムとなったユネスコ世界ジオパークの認定を目指していきます。

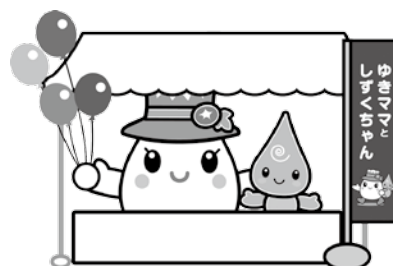
また、ユネスコエコパークの継続的な普及啓発活動に努めるとともに、白山の自然や文化を伝える取り組みや活動への支援及び管理運営計画の策定を促進し、環白山地域のさらなる連携を深めていきます。

世界文化遺産登録においては、厳しい評価の現状のなか、これらの活動の積み重ねにより、その道筋を見極めていきます。

2. 観光資源のブランド力の向上

自然や歴史遺産をはじめ、観光拠点のブランド化に向け、各種関係団体の連携を深め、地域ぐるみの活動を盛り上げるとともに、官民が連携して観光のPR活動を展開します。

特産品や地元食品等を販売する事業者と連携し、観光拠点内での販売、観光PR会場での販売等を行い、ブランド力の向上を図ります。



白山手取川ジオパークイメージキャラクター
ゆきママとしずくちゃん

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 世界に向けた活動の推進	★ 白山手取川ジオパークの活動の推進	→	→	市、市民、推進協議会
	★ 白山ユネスコエコパーク活動の推進	→	→	市、市民、協議会
2. 観光資源のブランド力の向上	特産品のブランド力の向上	→	→	市、市民
	★ 観光拠点のブランド力の向上	→	→	市、市民
	食文化のブランド力の向上	→	→	市、市民

市民協働に向けて

- 各種関係団体の連携を深め、地域ぐるみの活動を盛り上げ、国指定（登録）文化財数の増加や白山手取川ジオパーク、白山ユネスコエコパークの活動を推進し、自然や歴史遺産のブランド化を目指します。
- 特産品、地元食品等を販売する事業者と連携し、観光拠点内での販売、観光PR会場での販売等を行いブランド力の向上と本市の観光のPRを協働で進めます。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
国指定文化財の数	件／年	25 (H27)	27	28	
認定ジオガイド数	人	—	5	10	



白山手取川ジオパーク体験・実感ツアー



観光PR会場

6-3-1 国内・国際交流の推進と多文化共生の推進

現 状・課 題

- 本市は、国内1都市、海外5都市と親善友好都市（姉妹都市、友好都市等の総称）を提携し、地域特性を活かした交流を行ってきました。
今後は、市民が友好都市をより身近に感じることができるよう、交流内容の充実を図る必要があります。
- 親善友好都市のうち、海外の3都市とは中学生のホームステイ交流事業を通して、青少年のグローバル人材の育成を図っています。また、これら親善友好都市やその他海外からの来訪者、出身者に対し、本市の文化や歴史、自然などの魅力を積極的に発信しています。
しかし、親善友好都市との交流プログラムに参加・参画する市民が限られているため、今後は、新たな交流事業を展開し、交流のすそ野を拡大する必要があります。
- 市内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民が住みやすい地域づくり、多文化共生の重要性はますます高まっています。
また、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をはじめ、海外からの交流人口が拡大すると予想される中、外国人に優しいまちづくりに積極的に取り組む必要があります。
- グローバル社会や多文化共生社会の実現に向けては、白山市国際交流協会の「国際交流サロン」が拠点施設として重要であり、さらなる支援や体制強化が必要です。
また、活動のほとんどをボランティアに依存しており、ボランティアの高齢化等に伴う担い手確保が大きな課題となっています。

基 本 的 方 向

1. 友好交流の推進

国内外の6つの親善友好都市をはじめ、世界の各地域との交流やネットワークを活用し、友好交流を推進するとともに、本市の文化や魅力を広く海外へ発信します。

2. グローバル化に対応する人材育成と活用

親善友好都市との青少年ホームステイ交流の推進や海外への青少年の派遣、国際協力に携わる若者を支援し、地域の国際化を担う人材育成を促進します。

また、市民対象の国際理解や異文化理解のための講座や外国人と交流する機会を通して、市民のグローバル化へ対応した意識の涵養を図り、その人材を活用します。

3. 多文化共生の推進

外国人住民の日常生活にかかる様々な悩みや心配事に関する各種相談や日本語教室などのコミュニケーション支援を充実します。

また、外国人住民の地域参画を推進し、多文化共生社会を推進します。

4. 国際交流組織の機能充実と連携強化

本市の国際交流の中核を担う白山市国際交流協会への支援を行うとともに、同協会とその他の民間国際交流団体との連携強化を促進します。

また、幅広くボランティア人材の登録・育成、活用促進により、多様な交流事業を展開します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 友好交流の推進	親善友好都市との友好推進	→	→	市、国際交流協会
	友好交流地域との交流促進	→	→	国際交流協会、関係団体
	★ 海外への情報発信	→	→	市、国際交流協会
2. グローバル化に対応する人材育成と活用	親善友好都市との青少年ホームステイ交流	→	→	市、国際交流協会
	青少年の海外派遣促進	→	→	ロータリークラブ
	国際協力の促進	→	→	JICA
	★ 市民のグローバル化への対応	→	→	市、国際交流協会
	国際交流人材の活用	→	→	国際交流協会
3. 多文化共生の推進	外国人住民の相談・コミュニケーション支援	→	→	市、国際交流協会
	★ 外国人住民の地域参画の推進	→	→	市、国際交流協会
	多文化共生への理解促進	→	→	市、市民、国際交流協会
4. 国際交流組織の機能充実と連携強化	★ 国際交流協会の体制強化	→	→	市、国際交流協会
	協会ボランティアの育成と拡大	→	→	市、国際交流協会
	多様な交流事業の実施	→	→	国際交流協会
	民間国際交流団体との情報交換と連携	→	→	市、国際交流協会

市民協働に向けて

- 白山市国際交流協会への市民参画の機会を充実し、市民への情報提供及び事業の協働を図っていきます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
国内・国際交流人口	人／年	950 (H27)	970	1,000	親善友好都市等との往来数、 ジャパンテント等国際交流 人口
白山市国際交流協会会員数	人・団体／年	406 (H27)	420	430	普通会员、特別会員の合計
白山市国際交流サロン利用人数	人	88,233 (H27)	125,000	156,000	累計

第7章

市民の信頼に応えるまちづくり

行財政

1 節 質の高い行政サービスの提供と持続可能な行政経営を確立します

1. 行政サービスの向上
2. 効率的な行政組織の確立及び職員の人材育成
3. 行財政の健全化

7-1-1 行政サービスの向上

現 状・課 題

■ 本市では開かれた市政の実現を図るため、行政情報を公開しており、その公開請求件数は、年々増加しています。

また、近年は政府や自治体が保有する統計情報などを誰もが利用しやすい形式で公開することが求められています。

一方、全国的に、民間・公的機関を問わずサイバー攻撃や、人為的なミスによる個人情報の流出が発生しており、こうした情報流出を防ぐために情報セキュリティ対策の強化を図っていく必要があります。

さらに、行政の効率化や国民の利便性向上などを目的とした、マイナンバー制度が導入されており、今後は、カードの多機能化や利活用の推進が課題となっています。

また、平成28年から選挙権年齢が18歳へ引き下げられ、今後は、若い世代を中心とした投票率の向上が課題となっています。

■ 将来的な人口減少や少子高齢化が進行する社会にあっても、近隣自治体と連携を図ることで、活力ある地域経済を維持し、市民が安心して暮らせるよう、平成28年3月に本市と金沢市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町の4市2町により、連携中枢都市圏である「石川中央都市圏」が形成されました。

今後は、石川中央都市圏の各市町が個々の魅力を高めていくとともに、相互に連携することで、市民の利便性の向上と効率的な行政サービスの提供が求められます。

基 本 的 方 向

1. 行政情報の提供と適正な管理

透明性の高い市政を推進するため、情報公開の提供内容の見直しに努めるとともに、本市が保有する防災や公共施設情報などを第三者が自由に使えるように統一フォーマット化した「オープンデータ」の公開を推進します。

また、個人情報保護制度の適切な運用により、市民の個人情報の保護を推進するとともに、職員の個人情報保護意識の向上に努めます。

さらに、情報セキュリティ対策として、本市のコンピュータに悪意あるコンピュータウイルスが侵入することを前提とした被害発生への検知や被害拡大の防御機能を強化します。

加えて、マイナンバーカードの多機能化を図り、利便性を高めていくことで一層の普及啓発に努めていきます。

このほか、選挙管理委員会と関係団体のほか、学校と連携を図ることで、有効な選挙啓発を推進します。

2. 広域連携の推進・強化

白山や日本海など豊かな自然環境に恵まれるほか、加賀百万石の歴史文化が色濃く残り、高等教育機関が集積する石川中央都市圏においては、圏域独自の強みを活用しながら、交流と連携をさらに強化し、充実した生活を過ごすことができる「住みやすさ日本一」の圏域を目指します。

また、「石川中央都市圏ビジョン」に基づき、広域的な連携を進めることが効果的と判断される事務事業について、順次協議を進め、市民の利便性の向上と効率的な行政サービスの提供を推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 行政情報の提供と適正な管理	情報提供、情報公開の推進	→	→	市
	個人情報保護の推進	→	→	市
	オープンデータの公開	→	→	市
	★ 情報セキュリティの抜本的強化	→	→	市
	マイナンバーカードの普及啓発	→	→	市、国
	選挙に関する周知啓発	→	→	市、県
2. 広域連携の推進・強化	★ 連携中枢都市圏における連携推進	→	→	市、石川中央都市圏

市民協働に向けて

- 市民の知る権利を尊重し、情報公開を促進するとともに、個人情報の保護及び適正な管理に努めます。
- 未来の有権者である中学生、高校生に対し、県や学校と連携を図りながら、選挙に関心を持ってもらうよう、各種取り組みを推進します。
- 近隣自治体との連携を図り、市民が利用しやすい行政サービスの提供に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
マイナンバーカードの普及率	%	5.7 (H27)	30.0	50.0	
連携中枢都市圏構想における 広域連携事業着手数	件	14 (H28)	25	61	



石川中央都市圏連携協約締結式（平成 28 年 3 月）



模擬投票

7-1-2 効率的な行政組織の確立及び職員の人材育成

現 状・課 題

■ 本市は、平成17年2月の合併に際し、旧市役所・町村役場をそのまま本庁・支所として利用するとともに、職員や各種公共施設も引き継いだため、人口規模や類似都市と比較して、職員数や公共施設数が多い状況にありました。

その後は、厳しい財政状況なども踏まえ、「行財政改革大綱」や「職員定員適正化計画」により、計画的に施設数、職員数を削減した結果、職員数もほぼ適正配置人数に達しつつあります。

今後は、多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、分かりやすく、柔軟な組織の構築が必要です。

また、計画的な職員数の削減に反して、行政需要は年々増加してきており、そのため、組織機構の見直しにより、本庁に業務を集約し効率化を図ってきました。

さらに、平成26年度より採用した再任用制度の活用により、高齢層職員の知識や技能が、退職後も行政運営に活用されています。

一方で、人事の硬直化により、一般職員の管理職への登用の停滞や、新規採用職員の抑制につながるおそれもあります。

今後は、組織の改編に加え、限られた職員で質の高いサービスを提供するよう、職員の資質向上、知識の蓄積が必要となってきます。

■ 平成28年度から始まった人事評価制度を有効に活用し、より高い能力を持った職員の育成を図り、組織の活性化と公務能率の向上に努めていく必要があります。

また、女性活躍推進法の施行を受け、職員の半数を占める女性職員の活用及び管理監督職への登用を見据えた効果的な能力開発が課題となっています。

基 本 的 方 向

1. 簡素で効率的な行政組織の確立

職員数が減少していく中で、増大する業務や高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応する組織が求められています。そのため、まちづくりの主体である市民に分かりやすく、簡素で効率的な行政組織の確立を目指すとともに、新たな行政課題に横断的に対応できる仕組みを構築します。

また、業務の本庁への集約については、市民の利便性と機能性を十分考慮しながら、引き続き検討します。

さらに、再任用制度においては、高齢層職員の専門的知識や能力・経験を最大限に活用するとともに、有能で意欲の高い職員の登用や組織全体の士気高揚が維持できる体制を検討します。

2. 職員の意識向上と能力開発の推進

新たな行政課題に果敢に取り組むため、全職員が公務員としての高い倫理性を保持するとともに、職員研修の実施や人事評価制度の活用を通して、職員一人ひとりが優れた人材として、困難な課題に対する解決能力や政策形成能力をはじめ法務能力、創造的能力など、職務能力の一層の向上を図ります。

人材育成は、職員の主体的な取り組みと職場の学習的風土づくりが重要であることから、職場全体で自己啓発等を支援していく環境づくりを推進します。

また、意欲と能力のある職員の積極的な登用を図り、組織を活性化させるとともに、キャリア形成支援による女性職員の育成と登用に努め、全ての職員がともに輝く職場環境を目指していきます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 簡素で効率的な行政組織の確立	★ 市民にわかりやすい組織の確立	→	→	市
	横断的な組織の構築	→	→	市
	有能かつ意欲的な職員の登用	→	→	市
2. 職員の意識向上と能力開発の推進	★ 女性職員の活用	→	→	市
	自己啓発に取り組みやすい環境づくり	→	→	市
	職員の意識向上と能力開発充実のための研修の実施	→	→	市

市民協働に向けて

- 市民に分かりやすい組織の確立を図るため、広く市民意向の把握に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
総人件費	百万円	7,410 (H27)	6,659	6,600	
職員数	人	828 (H28)	820	820	4月1日現在
女性管理職の割合	%	18.8 (H28)	20.0 以上	20.0 以上	



職員研修

7-1-3 行財政の健全化

現 状・課 題

■ 本市はこれまで、社会情勢の変化の中にあっても、目指す将来都市像を実現させるため、各種施策に取り組んできたところです。

しかしながら、厳しい財政状況や限られた人材のもとで、社会経済情勢の変化に対応した公共サービスを提供するためには、これまでの行政管理中心の運営から、効率性や効果を重視する行政経営に移行する必要があります。

このため、今後、本市の各種施策について、適切に評価し、市民に分かりやすい形で公開する必要があります。

■ 本市では、平成25年度からコンビニエンスストアでの市税収納の導入による収納率の向上や関係機関との連携による職員のスキルアップ、債権管理条例の制定による滞納整理の強化を促進してきました。

また、未利用の市有財産を積極的に売却し、スリム化を図ってきました。

今後は、市税の高収納率を堅持するとともに、納税に係る利便性の拡大や事務経費の削減など、一層の自主的財源の確保が課題となっています。

■ 合併特例措置により増額されていた普通交付税の段階的な減額が平成27年度から始まっています。

また、今後も少子高齢化による社会保障関係経費の増嵩が見込まれるなど本市の財政状況は厳しさを増していく中において、より強固な行財政基盤を構築する必要があります。

基 本 的 方 向

1. 効率的・効果的な行政経営

「第2次白山市総合計画」の進捗管理と適切な評価を実施し、基本構想に掲げる将来都市像の実現を図ります。

また、多様化する市民ニーズに対応しつつ、新しい施策に取り組むためには、効率的な業務執行が不可欠であり、業務や事務事業について点検を行い、業務範囲の見直しや指定管理者制度等のアウトソーシングの活用に努めます。

さらに、公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化と更新費用の平準化を図ります。

このほか、市有財産・公金の適正管理や公共工事の品質確保に努めます。

2. 市税等の自主財源の確保

これからも市税の高収納率を堅持していくため、滞納整理の推進を図り、安定した行財政基盤としての市税の確保に努めます。

また、税務証明のコンビニエンスストア等での庁外交付の研究を進めるなど市民の利便性の向上に努めます。

さらに、ふるさと納税を一層推進するほか、市有財産の有効活用等にも積極的に取り組み、自主財源の確保に努めます。

3. 財政の健全性の堅持

合併特例措置終了に伴う普通交付税減額後の厳しい財政状況を見据え、これまで以上の歳出削減が必要であり、不断に事務事業の見直しを行うとともに、効率的な予算執行を図り、各種財政指標の向上に努めます。

また、将来予想される様々な財政需要に対処するため、計画的な基金運用を行うとともに、財政計画に基づく市債の適正管理により、将来に向けて負担の軽減に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 効率的・効果的な行政経営	★ 総合計画の進捗管理と適切な評価	→	→	市
	アウトソーシングの活用	→	→	市、事業者
	公共施設の最適経営による施設サービスの充実	→	→	市
	市有財産の適正管理	→	→	市
	公金の適正管理	→	→	市、指定金融機関
	公共工事の品質確保	→	→	市
2. 市税等の自主財源の確保	使用料や手数料の適正な金額への見直し	→	→	市
	市税等高収納率の堅持	→	→	市
	収納窓口拡大の検討	→	→	市
	ふるさと納税制度の推進	→	→	市
	市有財産における空スペースの有効活用	→	→	市
	未利用財産の売却	→	→	市
3. 財政の健全性の堅持	適正な財政規模の確立	→	→	市
	基金の計画的運用	→	→	市
	財政計画に基づいた市債の適正管理	→	→	市

市民協働に向けて

- 市民、企業、行政がそれぞれの役割を認識し、ともにまちをつくりあげていくという意識をさらに高め、協働する機会を充実し、将来都市像の実現を図ります。
- 市有財産の有効活用や未利用財産の売却により、新たな財源確保に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市税収納率	%	95.4 (H27)	96.0	96.5	
経常収支比率	%	92.9 (H27)	90.0	90.0	
ふるさと納税額	千円／年	10,697 (H27)	50,000	50,000	

資料編

- 1 目標指標一覧
- 2 策定体制
- 3 策定経過
- 4 諮問書・答申書
- 5 市民参画
- 6 市民アンケート
- 7 審議会等委員名簿
- 8 用語解説

1 目標指標一覧

第1章 誰もが健康でいきいきと暮らし続けられるまちづくり 健康・福祉

1 節 お互いに支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進します

1-1-1. 地域福祉の充実

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
地域ふれあいサロン設置数	箇所	95 (H27)	130	160	
見守り協定・登録事業所数	件／年	40 (H27)	52	62	
避難行動要支援者に関する 町内会等協定数	件	—	全町内会	全町内会	

2 節 安心して子育てができる環境をつくります

1-2-1. 子育てがしやすい環境づくり

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
認定こども園の施設数	園	5 (H28)	14	14	
小規模保育園（0歳～2歳）・ 事業所内保育園の数	園	1 (H28)	2	2	
保育士定数改善事業の実施数	園／年	21 (H27)	22	22	
乳児家庭全戸訪問事業実施率	%	96.9 (H27)	100	100	
不妊治療費助成事業利用件数	件／年	240 (H27)	300	350	

1-2-2. 子どもたちを育む体制づくり

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
児童館・児童センターの利用者数	人／年	250,549 (H27)	255,000	255,000	
放課後児童クラブの通所割合	%	19.5 (H28)	23.6	25.0	

3節 高齢者や障害者等が生きがいを持って暮らせる環境をつくります

1-3-1. 高齢者が健康で暮らしやすい環境づくり

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
シルバー人材センター会員数	人	1,070 (H27)	1,140	1,180	
認知症サポーターの養成数	人	6,664 (H27)	11,000	14,500	累計

1-3-2. 障害者が安心して暮らせる環境づくり

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
福祉施設等の入所者の地域生活への移行	人	2 (H27)	10	20	
地域生活支援拠点の数	箇所	—	1	4	
福祉施設から一般就労への移行	人	—	5	10	

1-3-3. 発達障害者が安心して暮らせる環境づくり

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
幼児教室の参加者数	人／年	188 (H27)	200	220	
各種講演会・研修会の参加者数	人／年	919 (H27)	950	1,000	

4節 市民が健康でいきいきと暮らせる環境をつくります

1-4-1. 市民主体による健康づくりの推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
糖尿病の重症者数の割合	%	1.0 (H27)	0.9	0.8	
健康倶楽部*会員数	人／年	300 (H28)	800	1,000	

*健康倶楽部：市と健康生活支援企業と連携した健康づくり事業（会員制）

1 目標指標一覧

1-4-2. 医療・救急体制の充実

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
他施設との連携による紹介率	%	59.5 (H27)	60.0	65.0	
他施設との連携による逆紹介率	%	73.6 (H27)	75.0	80.0	
ジェネリック医薬品使用率	%	76.5 (H27)	80.0	85.0	
救急車応需率	%	87.1 (H27)	90.0	99.0	

5 節 安心して暮らせる公的保険制度等の充実を図ります

1-5-1. 健全な公的保険制度の運営

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
特定健診の受診率	%	51.7 (H27)	62.0	62.5	
特定保健指導の指導率	%	78.0 (H27)	79.5	81.0	

1-5-2. 低所得者福祉の充実

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
生活困窮者の自立相談支援事業における相談件数	回／年	675 (H27)	700	750	相談しやすい環境をつくり課題の顕在化を目指す

第2章 地域ぐるみで豊かな心と体を育み健康で活躍できるまちづくり 教育・スポーツ

1 節 心豊かに学び育み地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進します

2- 1- 1. 確かな学力の形成と豊かな心の育成

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「授業がわかる」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.1 中 75.2 (H28)	小 90.0 中 80.0	小 92.0 中 82.0	全国学力・学習状況調査 「わかる・どちらかといえばわかる」の合計
「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦している」と回答した児童・生徒の割合	%	小 75.4 中 74.0 (H28)	小 80.0 中 76.0	小 82.0 中 78.0	全国学力・学習状況調査 「挑戦している・どちらかといえばしている」の合計
「自分で計画を立てて勉強をしている」と回答した児童・生徒の割合	%	小 65.0 中 50.0 (H28)	小 67.0 中 55.0	小 69.0 中 57.0	全国学力・学習状況調査 「勉強をしている・どちらかといえばしている」の合計
「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.2 中 71.8 (H28)	小 87.0 中 80.0	小 89.0 中 82.0	全国学力・学習状況調査 「将来の夢や目標を持っている・どちらかといえば持っている」の合計

2- 1- 2. 安全で快適な教育施設の整備

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
小中学校エアコン設置校数	校	15 (H27)	28	—	全校設置

2- 1- 3. 子どもたちが安心して成長できる地域に開かれた環境づくり

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「学校にいくのが楽しい」と回答した児童・生徒の割合	%	小 82.8 中 83.8 (H28)	小 88.0 中 88.0	小 90.0 中 90.0	全国学力・学習状況調査 「楽しい・どちらかといえば楽しい」の合計
「自分にはよいところがある」と回答した児童・生徒の割合	%	小 72.6 中 72.0 (H28)	小 80.0 中 74.0	小 82.0 中 76.0	全国学力・学習状況調査 「ある・どちらかといえばある」の合計
「今、住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童・生徒の割合	%	小 84.3 中 61.8 (H28)	小 90.0 中 64.0	小 92.0 中 66.0	全国学力・学習状況調査 「参加している・どちらかといえばしている」の合計

1 目標指標一覧

2節 健康な心身を育む生涯学習・スポーツを推進します

2- 2- 1. 生涯学習を推進する環境の整備

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
文化会館等4施設*の利用人数	人／年	306,574 (H27)	330,000	340,000	大ホールと会議室の利用人数
公民館利用人数	人／年	385,340 (H27)	400,000	410,000	
市立図書館の登録者数	人	53,769 (H27)	63,000	68,000	
市立図書館の総貸出点数	冊／年	777,683 (H27)	795,000	805,000	

*文化会館等4施設：松任文化会館、松任学習センター、美川文化会館、鶴来総合文化会館

2- 2- 2. スポーツ活動を推進する環境の整備

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
スポーツ・レクリエーション祭の参加人数	人／年	965 (H27)	1,200	1,300	
体育施設利用人数	千人／年	1,146 (H27)	1,150	1,155	

2- 2- 3. 青少年教育のための環境づくり

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
「社会に役立つことをしたい」と回答した児童・生徒の割合	%	小5 87.1 中2 87.2 (H27)	小5 90.0 中2 90.0	小5 93.0 中2 93.0	小5・中2対象「子どもの権利に関する市民意識調査」(「そう思う・まあそう思う」の合計)
巡回訪問実施施設の数	箇所／年	84 (H27)	115	120	
子育て講座等の実施数	回／年	14 (H27)	25	35	

第3章 人と地域の交流で笑顔が生まれる市民主体のまちづくり 市民生活

1 節 地域の特性を活かした笑顔生まれる協働のまちづくりを推進します

3-1-1. 市民主体のまちづくりの推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
町会行事災害補償制度加入率	%	89.9 (H28)	92.5	95.0	
世代間・地域間交流事業参加者数	人／年	9,195 (H27)	9,700	10,000	

3-1-2. 協働と共創のまちづくりの推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市民提案型まちづくり支援事業 取り組み数	件／年	27 (H28)	33	—	
ボランティア登録者数	人	6,560 (H27)	7,500	8,500	
ボランティア登録団体数	団体	165 (H27)	180	200	
大学との連携事業数	件／年	37 (H27)	45	55	

3-1-3. 思いやりのあるまちづくりの推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市の審議会等における女性委員 の割合	%	30.1 (H28)	40.0	40.0	
白山市仕事と生活が調和する 優良事業所総数	社	10 (H28)	20	30	

3-1-4. 市民の市政への参画機会の拡充

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
ホームページへのアクセス数	千件／年	361 (H27)	400	450	

1 目標指標一覧

2 節 豊かな自然と調和した良好な生活環境をつくります

3- 2- 1. 豊かな自然環境の保全と継承

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
ホタル生息確認数	匹	2,104 (H27)	3,000	3,200	
中山間地域等直接支払交付金 取組面積	ha	88.5 (H28)	90.0	90.0	

3- 2- 2. 生活環境の向上

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
大気汚染に係る環境基準の適合 (4物質)	物質	3物質適合 (H25)	4物質適合	4物質適合	二酸化硫黄、二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、微小粒子 状物質
道路・河川環境保全活動参加 団体数	団体	56 (H27)	80	100	

3- 2- 3. 循環型社会の構築

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
家庭系ごみの1人1日当たりの 排出量	g/人・日	548 (H26)	520	510	
ごみリサイクル率	%	14.8 (H26)	23.0	25.0	

第4章 市民の暮らしを支える快適で笑顔あふれる安全なまちづくり **都市基盤**

1 節 円滑に移動できる交通環境を整備します

4- 1- 1. 公共交通の充実による生活の足の確保

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
コミュニティバス利用者数	人/年	145,521 (H27)	172,000	218,000	
市内北陸本線駅の1日平均乗車 人数	人/日	6,185 (H27)	6,500	6,800	
市内石川線駅の1日平均乗降 人数	人/日	1,898 (H27)	2,250	2,600	

4-1-2. 円滑な交流を支える道路網の構築

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
道路（市道）の走りやすさ割合 （2車線以上）	%	35.0 (H27)	37.0	39.0	
市道における歩道設置延長の 割合	%	14.1 (H26)	16.0	18.0	
歩道の除雪対象路線延長	km	81.4 (H27)	85.0	90.0	

2節 暮らしやすさを実感できる魅力ある都市基盤を整備します

4-2-1. 移住・定住の促進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
定住促進奨励金の利用件数	件／年	358 (H25-27平均)	385	400	
空き家バンク成約件数	件／年	—	8	10	

4-2-2. 安全で快適な魅力ある都市基盤の整備

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市民一人当たりの都市公園の 敷地面積	m ² ／人	10.6 (H27)	11.9	11.9	
下水道接続（水洗化）率	%	95.0 (H27)	97.0	98.0	
公衆無線LAN整備数	箇所	5 (H27)	21	21	

1 目標指標一覧

4- 2- 3. 魅力ある計画的なまちづくりの推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市街化区域内の人口	人	81,200 (H22)	82,000	82,000	
空き店舗の活用	件	2 (H27)	5	10	
市営住宅の管理戸数	戸	638 (H28)	604	592	
住宅の耐震化率	%	78.1 (H25)	90.0	95.0	

3 節 災害に強く安全・安心なまちづくりを推進します

4- 3- 1. 災害に備えた対策

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
災害時協力事業者登録業者数	社	35 (H27)	45	55	
白山市メール配信サービス登録者数	人	4,090 (H27)	6,600	9,000	

4- 3- 2. 地域防災力の強化

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
地区自主防災組織結成への支援	地区／年	5 (H27)	14	28	
女性防災士の数	人	31 (H27)	75	89	
二次避難施設への防災備蓄品の配備	施設	2 (H27)	40	89	

4-3-3. 消防体制の充実

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
消防団員の確保	人	539 (H27)	560	593	団員定員数
バイスタンダー*の育成	人	41,667 (H27)	55,500	68,000	累計

※バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者・同伴者等）

4節 市民の暮らしを守る社会をつくれます

4-4-1. 交通安全の推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
高齢者運転免許証自主返納支援件数	件／年	133 (H27)	330	350	
自転車ヘルメット購入助成件数	件／年	1,427 (H27)	2,100	2,500	

4-4-2. 防犯体制の強化

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
防犯カメラの設置数	箇所	8 (H28)	15	20	

4-4-3. 暮らしの安全確保

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
消費生活相談件数	件	433 (H27)	500	600	相談しやすい環境をつくり課題の顕在化を目指す

第5章 賑わいと活力がみなぎる元気なまちづくり 産 業

1 節 強い農林水産業づくりを推進します

5- 1- 1. 安定した所得を確保できる基盤の整備

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
土地利用型農業における 担い手への農地集積割合	%	76.8 (H27)	80.0	83.0	
担い手農家の経営面積	ha	15 (H27)	17	18	1 経営体当たりの平均面積
森林環境整備事業による 森林整備面積	ha / 年	76.8 (H27)	81.0	85.0	
市産材の搬出量	m ³ / 年	8,127 (H27)	9,700	11,600	
稚魚放流自然観察事業 実施箇所数	箇所 / 年	7 (H27)	8	9	

5- 1- 2. 鳥獣被害対策の推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
捕獲檻の設置数 (イノシシ・ニホンジカ用)	基	82 (H27)	94	104	

5- 1- 3. 地産地消の推進とブランドの育成

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
学校給食での白山市産食材の 使用率 (主要 14 品目)	%	18.9 (H27)	22.0	25.0	
6 次産業化の支援による 新商品開発数	品	2 (H28)	10	20	

2 節 賑わいと活力を創出する商工業の振興を推進します

5- 2- 1. 立地の良さなどの特長を活かした工業の振興

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市内工業団地数	箇所	17 (H28)	19	21	

5-2-2. 企業への支援による活力の創出

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
国際見本市出展補助件数	件／年	2 (H27)	4	4	

5-2-3. 商業の振興によるまちの賑わいの創出

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
商店街空き店舗出店補助件数	件／年	—	2	2	

3節 若者の地元就職の拡大に向けた環境をつくります

5-3-1. 若者の地元就職の促進と安定した雇用の確保

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市内従業者数	人	53,673 (H26)	55,600	56,000	

第6章 自然・歴史・文化と人が交わり元気に輝くまちづくり **観光・文化**

1節 自然・歴史・文化等の多様な魅力を活かした観光の振興を推進します

6-1-1. 観光客を呼び込むための環境の整備

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
観光連盟ホームページへのアクセス数	件／年	91,718 (H27)	103,000	114,000	
観光情報センターの利用者数	人／年	5,225 (H27)	5,400	5,600	
白峰特急便の利用者数	人／年	122 (H27)	140	160	
スキー場利用者数	人／年	142,910 (H25-27平均)	159,000	172,000	

1 目標指標一覧

6-1-2. 地域の魅力の発信

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
白山登山者数	人／年	49,997 (H27)	52,000	54,000	
宿泊客数	人／年	247,074 (H27)	259,000	269,000	
着地型旅行商品*の販売数	人／年	1,283 (H27)	1,700	2,100	
イベントの入込客数	人／年	309,623 (H27)	324,000	337,000	

※着地型旅行商品：旅行者を受け入れる地域で作られる旅行商品

6-1-3. 広域的な観光の推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
白山白川郷 100kmウルトラマラソン 参加者数	人／年	1,759 (H28)	2,000	2,300	
白山白川郷ホワイトロード 利用者数	人／年	266,195 (H27)	282,000	296,000	

2節 白山文化・白山ブランドの確立と魅力を発信します

6-2-1. 品格と文化が感じられるまちの形成

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
文化財市民講座・史跡巡り 参加者数	人／年	172 (H27)	250	350	
音楽祭の総入場者数	人／年	5,648 (H27)	5,800	6,000	メインイベント、 協賛事業の合計
現代美術展白山展の入場者数	人／年	1,537 (H27)	1,700	1,900	
暁烏敏賞の応募作品数	点	42 (H27)	50	60	
白山市ジュニア文芸賞の 応募作品数	点	2,375 (H27)	2,400	2,500	
文化施設*の入館者数	人／年	104,344 (H27)	105,000	107,000	
市民工房うるわし・松任安楽庵 の利用者数	人／年	147,612 (H27)	148,000	150,000	
白山薪能の入場者数	人／年	480 (H27)	490	500	
ライン賞の応募作品数	点	10 (H27)	20	25	

※文化施設：市内の文化施設7施設と白山恐竜パーク白峰

6-2-2. 自然や歴史のブランド力の向上

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
国指定文化財の数	件／年	25 (H27)	27	28	
認定ジオガイド数	人	－	5	10	

3節 国内外の多様な交流と賑わいを推進します

6-3-1. 国内・国際交流の推進と多文化共生の推進

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
国内・国際交流人口	人／年	950 (H27)	970	1,000	親善友好都市等との往来数、 ジャパンテント等国际交流 人口
白山市国際交流協会会員数	人・団体／年	406 (H27)	420	430	普通会员、特別会員の合計
白山市国際交流サロン利用人数	人	88,233 (H27)	125,000	156,000	累計

第7章 市民の信頼に応えるまちづくり **行財政**

1節 質の高い行政サービスの提供と持続可能な行政経営を確立します

7-1-1. 行政サービスの向上

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
マイナンバーカードの普及率	%	5.7 (H27)	30.0	50.0	
連携中枢都市圏構想における 広域連携事業着手数	件	14 (H28)	25	61	

1 目標指標一覧

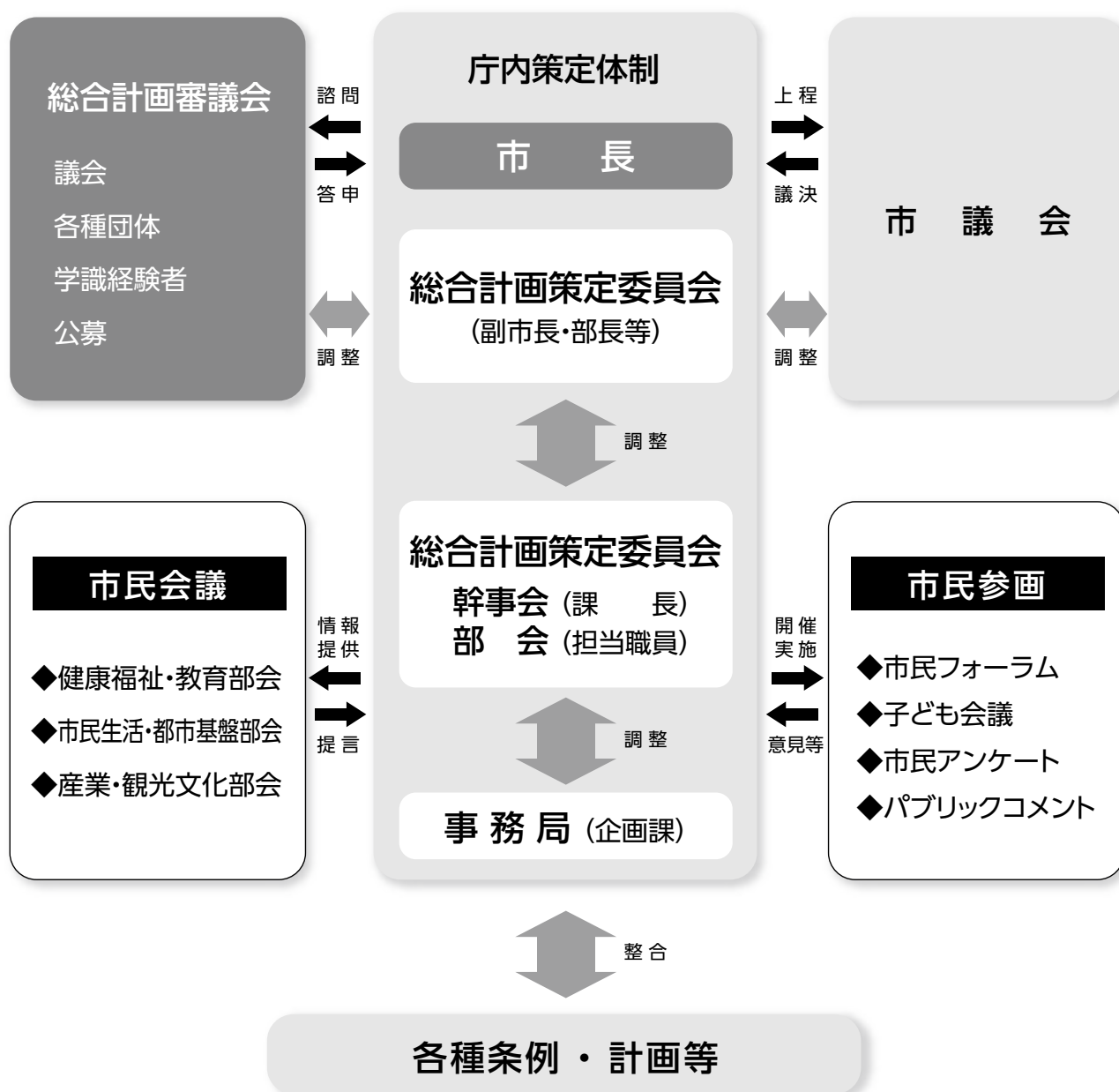
7- 1 - 2. 効率的な行政組織の確立及び職員の人材育成

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
総人件費	百万円	7,410 (H27)	6,659	6,600	
職員数	人	828 (H28)	820	820	4月1日現在
女性管理職の割合	%	18.8 (H28)	20.0 以上	20.0 以上	

7- 1 - 3. 行財政の健全化

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
市税収納率	%	95.4 (H27)	96.0	96.5	
経常収支比率	%	92.9 (H27)	90.0	90.0	
ふるさと納税額	千円／年	10,697 (H27)	50,000	50,000	

2 策定体制



3 策定経過

3 策定経過

平成27年度

月	日	市民参画	日	総合計画審議会	日	市議会	日	庁内
5							21	策定委員会(第1回) ・策定体制、 スケジュール等
6							29	幹事会(第1回) ・策定体制、進捗照会等
7	22	市民アンケート (7/22~8/7)						
	26	白山市の未来を語る 市民フォーラム(市民125名参加)						
	26	市民会議(第1回) 3部会合同 ・スケジュール等						
8								
9	14	市民会議(第2回) 市民生活・都市基盤部会						
	16	産業・観光文化部会						
	18	健康福祉・教育部会 ・論点の整理						
10	22	市民会議(第3回) 市民生活・都市基盤部会						
	26	産業・観光文化部会						
	30	健康福祉・教育部会 ・前回の議論整理、 アンケート中間報告等						
11	30	市民会議(第4回) 健康福祉・教育部会						
	30	産業・観光文化部会 ・市民会議提言骨子案等						
12	10	市民会議(第4回) 市民生活・都市基盤部会	17	総合計画審議会(第1回) ・基本構想の諮問 ・これまでの取組等	16	地方創生特別委員会 ・市民会議、 アンケート報告、 これまでの取組等	15	幹事会(第2回) ・これまでの取組等
	19	子ども会議 (市内小中学生28名参加)						
		市民会議(第5回)						
	21	健康福祉・教育部会						
	22	産業・観光文化部会						
	24	市民生活・都市基盤部会 ・市民会議提言素案等						
1		市民会議(第6回)						
	14	市民生活・都市基盤部会						
	15	産業・観光文化部会						
	18	健康福祉・教育部会 ・市民会議提言案とりまとめ			21	全員協議会 ・これまでの取組等、 今後の予定		
	29	市民会議提言書 提出						
2			24	総合計画審議会(第2回) ・基本構想(骨子案)			10	幹事会(第3回) ・基本構想(骨子案)
							22	策定委員会(第2回) ・基本構想(骨子案)
3			23	総合計画審議会(第3回) ・基本構想(素案)	14	総務企画常任委員会 ・基本構想(骨子案)		
					22	地方創生特別委員会 ・基本構想(骨子案)		

平成28年度

月	日	市民参画	日	総合計画審議会	日	市議会	日	庁内
4			15	総合計画審議会(第4回) ・基本構想(案)	20	全員協議会 ・基本構想(案)の概要	10	幹事会(第4回) ・基本構想(案)
			22	基本構想の答申			26	策定委員会(第3回) ・基本構想(案)
5	2	基本構想パブリックコメント (5/2～15)					19	部会(正副部会長会議) ・部会の進め方
							24	合同部会(第1回) ・全体の流れ説明
6	15	パブリックコメント ・市の考え方を市ホームページに掲載			16	総務企画常任委員会 ・基本構想 ・スケジュール説明	23	部会(第2回) (6/23～28) 7部会で実施 ・基本計画構成等
					24	全員協議会 ・策定スケジュール 本会議 ・基本構想：議決		
7							27	部会(第3回) (7/27～8/4) 7部会で実施 ・基本計画構成等
8		広報はくさん8月号 ・「基本構想策定」の 記事掲載						
9	24	若い世代によるまちづくり ワークショップ ・市内高校・大学生 (計51名参加)	29	総合計画審議会(第5回) ・第1次計画の成果と 課題整理 ・基本計画(骨子案)	15	議員協議会 ・第1次計画の成果と 課題整理 ・基本計画(骨子案)	8	策定委員会(第4回) ・第1次計画の成果と 課題整理 ・基本計画(骨子案)
							29	部会(正副部会長会議) ・基本計画(素案)
10			27	総合計画審議会(第6回) ・基本計画(素案)	24	議員協議会 ・基本計画(素案)	14	策定委員会(第5回) ・基本計画(素案)
11	8	基本計画パブリックコメント (11/8～21)	25	総合計画審議会(第7回) ・基本計画(案)	24	議員協議会 ・基本計画(案)	29	策定委員会(第6回) ・総合計画(案)
12	16	パブリックコメント ・市の考え方を市ホームページに掲載			16	議員協議会 ・総合計画(案)		

4 諮問書・答申書

(1) 諮問書

諮 問 第 1 号
平成27年12月17日

白山市総合計画審議会
会 長 福 田 裕 様

白山市長 山 田 憲 昭

第二次白山市総合計画について(諮問)

第二次白山市総合計画策定に当たり、白山市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



市長から福田会長へ諮問書を手渡しました



平成27年度総合計画審議会

(2) 答申書

平成28年4月22日

白山市長 山 田 憲 昭 様

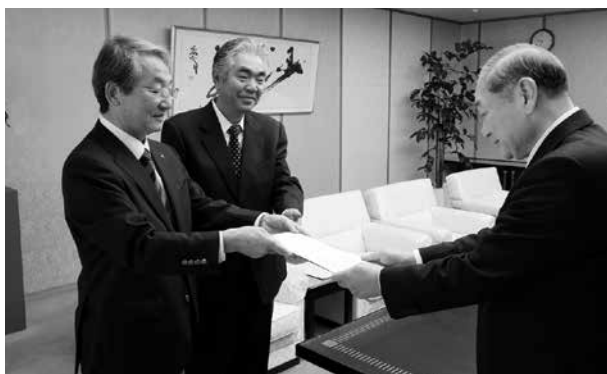
白山市総合計画審議会
会 長 福 田 裕

第二次白山市総合計画基本構想について(答申)

平成27年12月17日付け諮問第1号により諮問のありました第二次白山市総合計画基本構想については、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して答申します。

記

- 1 将来都市像に掲げる「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」の実現に向け、市民の暮らしの満足度を高めるとともに、国内外を含めた広域的で多様な交流を促進するよう、優先順位を明確化するとともに、まちづくりにはまず人づくりが大切であることを念頭に、具体的かつ実効性のある施策の展開を図られたい。
- 2 白山から日本海まで広範にわたる白山市は、地域ごとに異なる魅力や様々な課題を有しており、それぞれの地域特性を踏まえ、将来にわたって人口が維持されるよう、より効果的な施策の展開を図られたい。
- 3 総合計画の遂行にあたっては、定期的に各施策の進捗状況を把握し、評価、調整するとともに、適時、的確な見直しをされたい。また、その結果を広く市民に開示し、市民がまちづくりに積極的に参画できるよう、市民との協働体制や仕組みづくりの充実を図られたい。



福田会長、木村副会長から答申書が手渡されました



平成28年度総合計画審議会

5 市民参画

(1) 市民会議

市民の代表より広く意見や提言をいただくことを目的として、学識経験者や地域・団体の代表、一般公募で構成される「第2次白山市総合計画基本構想策定市民会議」を設置し、「健康福祉・教育分野」「市民生活・都市基盤分野」「産業・観光文化分野」の3つの部会に分かれ、それぞれ6回の会議を開催しました。

本会議の成果として、白山市の今後のまちづくりに求められる視点や特に重点を置いて取り組むべきテーマ、実現に向けた考え方について、市民会議提言書にとりまとめ提案いただきました。

【概 要】

・部会構成・委員：

健康福祉・教育部会	11名
市民生活・都市基盤部会	12名
産業・観光文化部会	12名 計35名

・検討経緯：

平成27年

- 第1回 7月26日（3部会同時開催）
- 第2回 9月14日、16日、18日
- 第3回 10月22日、26日、30日
- 第4回 11月30日（2部会）、12月10日
- 第5回 12月21日、22日、24日

平成28年

- 第6回 1月14日、15日、18日



健康福祉・教育部会



市民生活・都市基盤部会



産業・観光文化部会

(2) 市民フォーラム

●白山市の未来を語る！市民フォーラム

未来を見据えた新しい計画づくりのために、多くの方々に未来の白山市への思いを自由に語っていただく場として、市民フォーラムを開催しました。

ワールド・カフェ手法を用い、未来の白山市がうらやましがられる暮らしに向けた様々なアイデアを提案いただきました。



【概 要】

- ・日 時：平成27年7月26日（日）
- ・場 所：市民交流センター
- ・参加者：125名(中学生10人、高校生5人を含む)
- ・ワールド・カフェの内容：
 - テーマ1：「今の白山市に何を感じていますか？」
 - テーマ2：「未来の白山市がとてもうらやましがられているとしたら、そこではどんな暮らしが実現しているのでしょうか？」



●若い世代によるまちづくりワークショップ

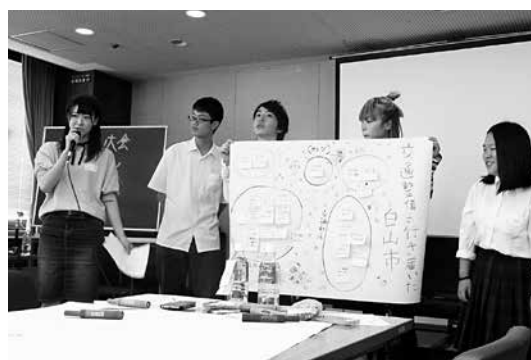
若い世代の声を白山市のまちづくりに活かすため、市内の高校生及び大学生による10年後の白山市を考えるワークショップを開催しました。

10年後の白山市が目指す都市像やそのために必要な取り組み・アイデアなどを提案いただきました。



【概 要】

- ・日 時：平成28年9月24日（土）
- ・場 所：松任文化会館
- ・参加者：51名(市内3高校、金城大学短期大学部などの学生)
- ・ワークショップの内容：
 - ① 参加者によるアイスブレイク
 - ② 第2次白山市総合計画骨子案説明
 - ③ 未来の白山市の姿についてグループワーク
 - ④ 参加者の意見取りまとめ



(3) 子ども会議

子どもの視点から市民生活と行政との関わりや身近な課題について考えるとともに、子どもの考えを施策に反映させる機会として、会議を開催しました。

「白山市の10年後を考える」をテーマとして、「仕事・雇用」、「観光・交流」、「子育て・教育」、「都市・地域」を基準に、現状や展望を調べながら、提案をいただきました。



【概 要】

- ・日 時：平成27年12月19、20日（土、日）
- ・場 所：松任文化会館
- ・参加者：28名（市内9小学校、5中学校）



6 市民アンケート

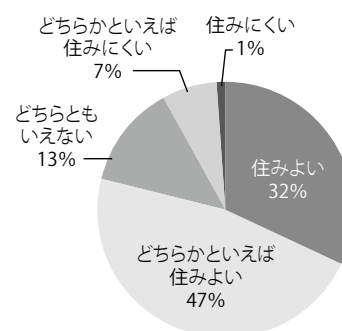
(1) 調査概要

- ・調査対象：白山市在住の15～80歳の方々から無作為抽出した10,000名
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査期間：平成27年7月下旬～8月下旬
- ・回収数：2,829通（回収率28.3%）

(2) 白山市の住みやすさ

- ・「住み良い」と「どちらかといえば住み良い」を合わせると79%を占め、その理由として「自然環境がよい(57%)」、「災害が少ない(56%)」、「生活環境がよい(34%)」が高い割合を占めています。
- ・住みにくい理由では、「交通の便が悪い(78%)」が最も高く、次いで「商業施設が充実していない(42%)」、「働く場所がない(26%)」が高い割合を占めています。

▼ 白山市の住みやすさ



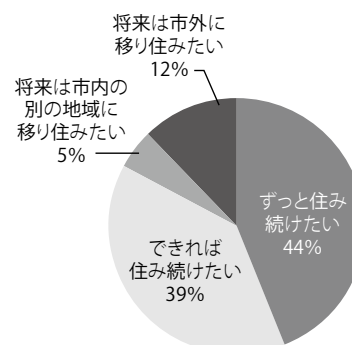
▼ 白山市の住みやすさ、住みにくさの理由（上位5位：複数回答）

住みよい理由		住みにくい理由	
自然環境がよい	(57%)	交通の便が悪い	(78%)
災害が少ない	(56%)	商業施設が充実していない	(42%)
生活環境がよい(騒音や振動などが少ない)	(34%)	働く場所がない	(26%)
治安がよい	(20%)	公共施設が充実していない	(22%)
交通の便がよい	(18%)	医療・福祉制度が充実していない	(19%)

(3) 今後の定住意向

- ・「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」を合わせると83%を占め、「将来は市外に移り住みたい」は12%となっており、定住意向の高さがうかがえます。
- ・移り住みたい理由としては、「交通が不便(27%)」、「病院や商業施設が少ない(8%)」、「雪の問題で不安(7%)」などがあげられています。

▼ 今後の定住意向



・満足度が低く、重要度が高い施策として、「公共交通の充実」や「生活道路の整備」などの都市基盤に関する施策、「高齢者・障害者福祉」や「人口減少・少子化対策」などの福祉・子育てに関する施策、「財政健全化」や「行政改革」などの行財政運営に関する施策があげられています。

重要度評価点

満足度が低く、重要度が高い施策

満足度が高く、重要度も高い施策

重要度平均: 0.96

満足度平均: 0.14

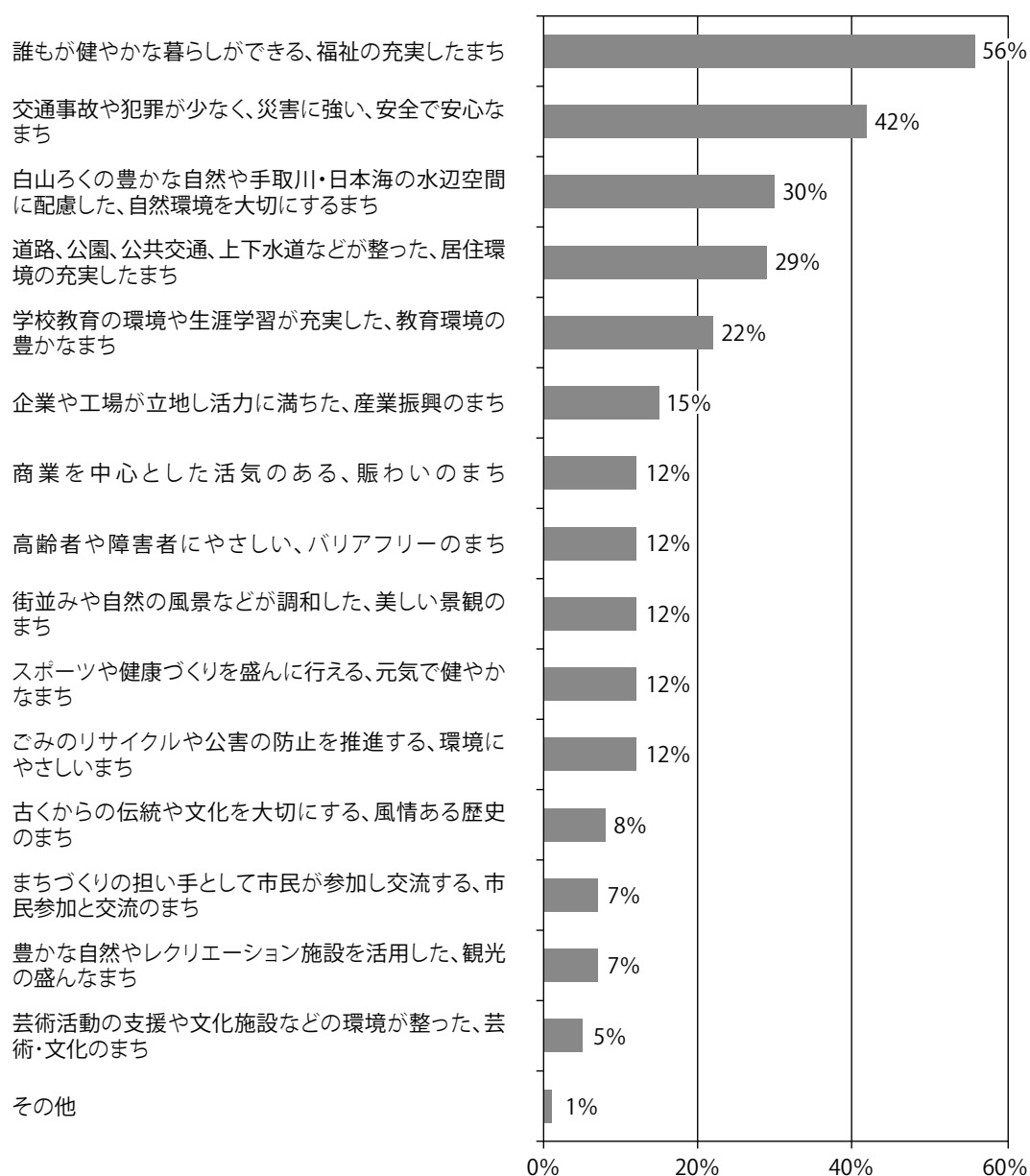
満足度評価点

168

(5) 望ましいと思う白山市の将来像

・白山市の望ましいと思う将来像については、「誰もが健やかな暮らしができる、福祉の充実したまち（56%）」が最も高く、次いで「交通事故や犯罪が少なく、災害に強い、安全で安心なまち（42%）」や「白山ろくの豊かな自然や手取川・日本海の水辺空間に配慮した、自然環境を大切にするまち（30%）」、「道路、公園、公共交通、上下水道などが整った、居住環境の充実したまち（29%）」が高い割合を占めています。

▼ 望ましいと思う白山市の将来像



7 審議会等委員名簿

(1) 白山市総合計画審議会委員

五十音順、敬称略

	氏 名	選出団体等	備 考
会 長	福 田 裕	商工会議所	
副会長	木 村 定 雄	学識経験者	
委 員	有 川 康二郎	公 募	
	石 地 宜 一	市議会	平成28年3月 1 日まで
	北 村 俊 一	町会連合会	平成28年4月15日まで
	澤 田 昌 幸	町会連合会	平成28年4月16日から
	清 水 芳 文	市議会	平成28年3月 2 日から
	高 島 陽 子	公 募	
	西 川 寿 夫	市議会	平成28年3月 1 日まで
	濱 上 ミチコ	女性協議会	
	湊 義 昌	公 募	
	村 修 一	学識経験者	
	村 本 一 則	市議会	平成28年3月 2 日から
	柳 幸 枝	女性協議会	

(2) 第2次白山市総合計画基本構想策定市民会議委員 (所属・役職は当時)

五十音順、敬称略

健康福祉・教育部会		市民生活・都市基盤部会		産業・観光文化部会	
氏 名	所属・役職	氏 名	所属・役職	氏 名	所属・役職
◎横山 壽一	金沢大学教授	◎内 慶瑞	金城大学教授	◎阿手 雅博	金沢学院大学副学長
○永山くに子	金城大学教授	○西野 辰哉	金沢大学准教授	○石原 正彦	金沢工業大学准教授
○木林 勉	金城大学教授	金丸 和弘	白山市ボランティア連絡協議会会長	油 省三	白山市文化協会理事長
石井 勲雄	公募	小松 証	白山市町会連合会理事	加藤 義裕	白山商工会議所専務理事
黒島 秀介	白山市体育協会会長	車古 邦夫	白山市町会連合会会計理事	輕部 英俊	白山市観光連盟理事
佐賀 一夫	白山市PTA連合会運営幹事	中田 篤子	白山市女性協議会副会長	北村 達也	美川商工会副会長
平 邦弘	白山市社会福祉協議会副会長	野本 栄之	白山市老人クラブ連合会会長	佐野 賢二	公募
辰田 忠明	白山市公民館連合会会長	松森 克昭	公募	竹内 文雄	白山農業協同組合代表理事組合長
谷 健一	公募	水原 久	公募	竹山 武志	松任市農業協同組合代表理事組合長
濱本 寿子	白山市保育士会前会長	明正 晋一	公募	鶴野 俊哉	公募
二口 伸也	白山市小中学校長協議会	村上 紀明	白山市交通安全協会会長	松村 邦寛	鶴来商工会副会長
◎部会長、○副部会長		山田 利光	白山市子ども会連合会会長	山本 外勝	白山商工会副会長

8 用語解説

英 数

【DV（ドメスティックバイオレンス）】

夫（パートナー）や恋人からの暴力。広義では、女性、子どもなど家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待」を指す。女性問題との関連では、法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力を指す。

【ICT】

Information and Communication Technologyの略で、情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。

【ICU・HCU】

ICU（Intensive Care Unit）は集中治療室で、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者の容態を24時間体制で管理し、より効果的な治療を施すことを目的とする。

HCU（High Care Unit）は準集中治療室、集中管理病棟、重症患者病棟。高度で緊急を要する医療を行うための病室で、ICUよりは軽症な患者を収容する。

【IoT】

Internet of Thingsの略で、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、当該物体における自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

【LED照明】

発光ダイオード（LED）を使用した照明器具のこと。LEDを使用しているため、低消費電力で長寿命といった特徴を持つ。

【Uターン】

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

【6次産業化】

「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・

流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。

ア 行

【アウトソーシング】

市の事業や業務の一部を外部の民間企業などに委託すること。外部委託。

【青色防犯パトロール】

防犯活動を認められた団体が青色回転灯を装備した自動車を利用して自主防犯パトロールを行う活動のこと。

【アンテナショップ】

企業や自治体などが自社（当該地方）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。

【インターンシップ】

大学生や高校生が在学中に自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うことができる制度。

【インバウンド】

旅行・ホテル業界等において外国人旅行者を自国へ誘致することの意。日本においては、海外から日本へ来る観光のことや観光客を指す。

【オープンデータ】

特定のデータが、一切の著作権、特許などの制御メカニズムの制限なしで、すべての人が望むように利用・再掲載できるような形式で入手できるデータをいう。

カ 行

【グローバル化】

政治、経済、文化など、様々な側面において、従来の国家や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

【ゲストティーチャー】

指導者として特別に学校に招いた一般の人々のことを指す。

【健康寿命】

平均寿命から日常的・継続的な医療・介護に依存して生きる期間を除いた期間のこと。

【コーディネーター】

複数の部門又は事柄にまたがって同時並行的に進められている場合、この分割された作業の進行状況を全体として管理、調整、統制する人。

サ 行**【再任用制度】**

定年を迎えた公務員を再雇用する仕組み。団塊世代の大量退職や年金の支給開始年齢の引き上げを背景に、ベテランの知識や経験を活用するために始まった制度。

【サイバー攻撃】

行政、企業などの特定のコンピューターネットワークを対象とした、インターネット経由での破壊活動。コンピューターウイルスやスパムの大量送信、ネットワークへの不正侵入と破壊、ウェブサイトの改ざんなどの手法がある。

【産学官金】

産業を活性化し各地域におけるイノベーション（技術革新）の創出をさらに促進するべく、従来の産学官の連携に加えて、地域企業と密接な関係にある地域金融機関とも連携してより実効性の高い取り組みを行うこと。

【ジェネリック医薬品】

後発医薬品のことで、これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格な医薬品をいう。

【ジオパーク】

《geo（地球）＋park（公園）からの造語》科学的に貴重な地質遺産を含む自然公園。地域の地史や地質現象を示す地質遺産を保全し、地球科学や環境問題の教育・普及活動を行うとともに、観光資源として地域の活性化に役立てるものである。地質的・地形的特徴を背景とする文化的・歴史的・生態系的遺産もジオパークの資源となる。

【シティプロモーション】

地域を持続的に発展させるために、その魅力を

発掘し、内外に効果的に訴求し、人材、物財、資金、情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。

【小規模保育園】

6～19人の子どもを預かる保育施設で、0～2歳の児童が対象となり、市町村が認可する。

【食育】

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習などの取り組み。

【森林施業】

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

【スキルアップ】

能力、技術力を高めること。

【スクールソーシャルワーカー】

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。

タ 行**【大学コンソーシアム】**

大学や研究機関の共同事業体、互いに関連する特許などの知的財産を持ち寄って共同で運用し、特定の技術の調査、研究、開発、普及、振興などを行う組織連合のこと。

【タブレット端末】

コンピュータ製品の分類の一つで、液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、ほとんどの操作を画面に指で触れて行うタイプのこと。

【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

【地域包括ケアシステム】

すべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるようにするため、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスが、包括的、継続的に提供されるしくみのこと。

【着地型旅行商品】

受け入れる観光地側の旅行業者（着地側）が企画して販売する商品。これに対し従来は都市部の旅行会社（発地側）が企画して客を送り込む「発地型旅行」が主体であった。

【長寿命化】

適切な維持管理や修繕・改修を行うことによって、施設の建て替えの周期を延ばす取り組みのこと。

【デジタルコミュニティ放送】

コミュニティ放送とは、放送法に規定する基幹放送の一種であり、デジタルはデータが数値化されたものである。限られた地域での放送であることからコミュニティFMともいわれる。

【テレメトリー】

テレメーター（遠隔計測装置）を使って、遠隔地の測定結果をコントロールセンターに送信すること。

【特用林産物】

普通の林産物である製材用材や薪炭材に対し、それ以外の林産物を呼ぶ総称。樹木からの産物だけでなく、草本類や菌類からの産物も含む。食用から非食用のものまで種類も多く、用途も多様である。

ナ 行**【ニューツーリズム】**

従来の旅行とは異なり旅行先での人や自然との触れ合いが重要視された新しいタイプの旅行のこと。旅行会社が主導ではなく、地域の立場から特性を活かし地域活性化につながると同時に、多様化する旅行者のニーズに則した観光を提供すること。

【認定こども園】

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を都道府県知事が認定する。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。認定を受けると、金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。

ハ 行**【バイオマス発電】**

植物や動物の排泄物などの有機物（バイオマス）をエネルギー源として利用する発電。バイオマスを直接燃焼して得られる熱で発電する方法と、バイオマスから得たガス（バイオガス）を利用して発電する方法がある。

【バイスタンダー】

救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことを指す。119通報から救急車の到着までに発見者など現場に居合わせた人、つまりバイスタンダーによる心肺蘇生法等の応急手当の有無が救命率を大きく左右することから注目されている。

【ハザードマップ】

発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図。災害予測図。

【フォーマット】

パソコンで作成する書類の「書式設定」のことやファイルの種類「ファイル形式」のこと。

【ブロードバンド】

高速・大容量のデータ通信が実現するネットワークサービスのこと。

【プロデュース】

製作すること。映画・演劇・ショー・イベントなどを企画し、製作することをいうが、近年では商品や観光など企画開発にも用いる。

【防災士】

防災に関する研修や救命講習を受け、その知識を問う筆記試験に合格した人を、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する。避難所や避難路の安全点検、家具の固定といった事前準備、避難の手助けなど、減災活動に取り組む。

マ 行**【無線LAN】**

無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのこと。LAN（Local Area Network）とは、限られた範囲内にあるコンピュータと相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。

ヤ 行**【ユネスコエコパーク】**

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が開始した「生物圏保存地域」により親しみをもってもらうため、国内でつけられた通称。「生物圏保存地域」は、ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画における一事業として実施されている。貴重な自然環境を守りながら、その持続可能な利活用を行う地域を、人間と自然が共生する国際的なモデル地域として認定するもの。

ラ 行**【ライフイベント】**

人生での出来事（イベント）のことで、主なライフイベントとしては、誕生、就学、就職、結婚、出産、子育て、教育、退職、死 というものが挙げられる。

【ライフライン】

エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活に必須な公共・公益的設備や施設のこと。

【レセプト】

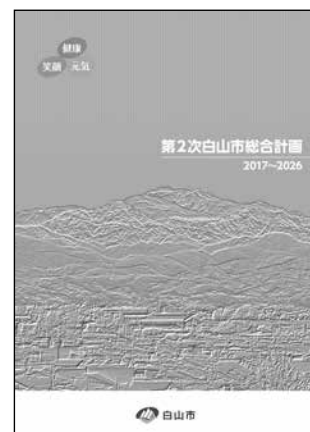
保険医療機関（病院、薬局等）において、治療に掛かった費用の個人負担部分の残りの治療費用（医療費）について、保険証を交付している保険者に1ヶ月分の診療行為をまとめた診療（調剤）で請求する書類で報酬明細書ともいう。

ワ 行**【ワーク・ライフ・バランス】**

「仕事と生活の調和」と訳され、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2次白山市総合計画

発 行	平成29年3月
発行者	白 山 市 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 TEL 076-276-1111 FAX 076-274-9518 URL http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/
編 集	白山市企画振興部企画課
印 刷	有限会社 泉 印 刷



表紙のデザインは、豊かな自然とまちのにぎわいが調和する白山市をイメージして作成したものです。

